

宮城県福祉サービス第三者評価事業関係例規

福祉サービス第三者評価事業推進委員会条例

(設置等)

第一条 知事の諮問に応じ、福祉サービス第三者評価（福祉サービス（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十五条第一項に規定する福祉サービスをいう。以下同じ。）の質を福祉サービスを提供する事業者及び利用者以外の公正かつ中立な第三者が専門的かつ客観的な立場から行う評価をいう。以下同じ。）を行う事業（以下「第三者評価事業」という。）の推進に関する重要事項を調査審議するため、宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前項に規定する重要事項に関し知事に意見を述べることができる。

(組織等)

第二条 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 福祉サービスを提供する事業者を代表する者
- 三 福祉サービスの利用者を代表する者
- 四 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第三条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第四条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第五条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(部会)

第六条 委員会に、第三者評価機関認証部会（以下「部会」という。）を置き、第三者評価機関（福祉サービス第三者評価を行う法人をいう。）の認証及び第三者評価事業に関する苦情等への対応に関する事項（以下「所掌事項」という。）を調査審議する。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 前三条の規定は、部会について準用する。

4 所掌事項については、部会の議決をもって委員会の議決とする。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

宮城県福祉サービス第三者評価事業 推進委員会の委員	出席一回につき 一、六〇〇円	六 級
------------------------------	----------------	-----

福祉サービス第三者評価事業推進委員会運営規程

(目的)

第1条 この運営規程は、福祉サービス第三者評価事業推進委員会条例第7条の規定により、福祉サービス第三者評価事業推進委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 委員会の会議は、原則として公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、委員長が委員会に諮って、これを公開しないことができる。

- (1) 情報公開条例第8条第1項の各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について調査審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

(議事録)

第3条 委員会は、会議の議事について、そのつど議事録を作成するものとする。

2 前項の議事録は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 開催の日時場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 議事の概要
- (4) 各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

(認証部会委員の定数)

第4条 第三者評価機関認証部会に属すべき委員（以下「部会委員」という。）は、7人以内とする。

(認証部会委員の指名)

第5条 委員長は、部会委員の指名に当たっては、社会福祉施設を経営する法人の役員又は職員となっていない委員から指名するものとする。

(認証部会の審議に加わることができない部会委員)

第6条 部会委員は、自己と利害関係を有する審議事項の審議に加わることができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この運営規程は、平成21年4月1日から施行する。

宮城県福祉サービス第三者評価事業推進要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉事業の事業者が提供するサービスの質を、公正・中立な第三者機関（以下「評価機関」という。）が、客観的・専門的な立場から評価する福祉サービス第三者評価（以下「第三者評価」という。）を行う事業（以下「第三者評価事業」という。）の推進に関する基本的な事項を定めることにより、個々の事業者における事業運営上の課題の具体的な把握及びサービスの質の向上の取組に資するとともに、福祉サービス利用者の自らに合った質の高いサービスの選択・利用に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に規定する社会福祉事業を営み、福祉サービスを提供する社会福祉法人、市町村、株式会社、特定非営利活動法人等
- (2) 評価調査者 推進組織が定めた資格基準を満たし、かつ、評価調査者養成研修を修了した者で、評価機関に所属し評価業務を行う者

(推進組織)

第3条 本県における第三者評価事業の推進組織は、宮城県とする。

(所掌事務)

第4条 県は、第三者評価事業を推進するため、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 評価機関の認証に関すること。
- (2) 評価基準及び評価の手法に関すること。
- (3) 評価結果の取扱いに関すること。
- (4) 評価調査者に係る研修等に関すること。
- (5) 評価に係る情報公開及び普及・啓発に関すること。
- (6) 評価事業に係る苦情等への対応に関すること。
- (7) その他第三者評価事業の推進に関すること。

(附属機関)

第5条 第三者評価事業の実施に当たっては、第三者評価事業の推進に関する重要事項を調査審議する附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により条例で設置される附属機関をいう。）の意見を聴いて行うものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 2 月 16 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に改正前の宮城県福祉サービス第三者評価推進要綱の規定により推進機構が行った評価機関の認証、評価基準の策定その他の行為は、改正後の宮城県福祉サービス第三者評価事業推進要綱の規定により知事が行ったものとみなす。

宮城県福祉サービス第三者評価業務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福祉サービス第三者評価事業において、福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）が行う評価業務が適切に実施されるよう、第三者評価の手法、第三者評価結果の取扱い等を定めることを目的とする。

(評価基準)

第2条 評価機関は、別に定める宮城県福祉サービス第三者評価基準（以下「評価基準」という。）を用いて評価業務を行う。

(契約)

第3条 評価機関は、第三者評価事業を行うに当たっては、契約書を作成し、評価を受ける事業者と契約を締結しなければならない。

2 評価機関は、契約に当たって、事業者に第三者評価事業の趣旨、評価の手法、評価調査者、評価結果の公表等の重要事項を事前に説明し、理解を得なければならない。

(書面調査及び訪問調査)

第4条 評価業務は、書面調査及び訪問調査（実地調査）により実施するものとする。

2 書面調査は、事業者が行う評価基準等による自己評価の結果及び事業者の組織、事業の概要等を示す書類に基づき、評価基準等の項目ごとに福祉サービスの実施概要等を把握した上で行うものとする。

3 前項の自己評価は、評価基準の評価項目について、事業者自らが各部門に従事する職員の評価を取りまとめ、運営管理部門及び福祉サービス部門の職員等の合議により作成するものとする。

4 訪問調査（実地調査）は、書面調査等の結果を踏まえ、現地において評価基準に沿って運営や福祉サービスの実施状況を把握・検証する方法によって行うものとする。

(利用者の意向の把握)

第5条 前条第1項に規定する調査のほか、評価機関は、利用者の福祉サービスに関する意向等を把握し第三者評価の参考に資するため、利用者調査を行うよう努めなければならない。

2 利用者調査は、事前に事業者と協議の上、利用者の意向を反映できる適切な方法で実施しなければならない。

(評価調査者の登録証明)

第6条 評価調査者が評価業務に従事する場合は、評価調査者登録証明書（別記様式）を必ず携帯し、調査を行う場合はこれを提示し、身分を明らかにした上で実施するものとする。

(評価調査者の業務)

- 第7条 1件の評価業務は、2人以上（宮城県福祉サービス第三者評価機関認証要綱別表1の項又は2の項に掲げる者それぞれ1人以上）の評価調査者により実施するものとする。
- 2 評価結果の取りまとめは、当該評価業務を実施した評価調査者を含めた2人以上の合議により行うものとする。

(評価結果の公表)

- 第8条 評価機関は、事業者に対し評価結果を報告するとともに、評価内容について説明し、当該評価結果の公表について同意を求めなければならない。
- 2 評価機関は、前項の同意が得られた場合にあっては当該評価結果を、前項の同意が得られない場合にあっては評価を受審した事実を公表しなければならない。

(評価結果の報告等)

- 第9条 評価機関は、評価業務1件ごとの評価結果及び前条第2項の同意の有無を知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告を受けたときは、評価機関が行う公表の例により、当該評価結果又は評価を受審した事実を公表しなければならない。

(受審証明書の交付)

- 第10条 知事は、第三者評価を受審した事業者に対して、第三者評価を受審したことを証明する書面を交付する。

(その他)

- 第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に、宮城県福祉サービス第三者評価推進機構が認証した評価機関が行った評価業務は、この要綱に基づいて行われたものと見なす。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、平成22年3月26日から施行する。

別記様式

評価調査者登録証明書

下記の者は、宮城県福祉サービス第三者評価業務実施要綱第6条の規定による評価調査者であることを証明する。

記

1 評価調査者氏名

2 有効期間 年 月 日～ 年 月 日

年 月 日

写真貼付

法人名（評価機関名）

代表者氏名

印

宮城県福祉サービス第三者評価業務実施要領

(目的)

第1条 この要領は、宮城県福祉サービス第三者評価事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(契約書)

第2条 実施要綱第3条第1項に規定する契約書には、次に掲げる事項を定めること。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約期間
- (3) 評価対象施設
- (4) 評価項目及び手法
- (5) 評価調査者
- (6) 契約金額及び支払い方法
- (7) 評価機関の義務
- (8) 受審事業者の義務
- (9) 公表及び県への報告
- (10) 評価機関及び評価調査者の守秘義務及び禁止行為
- (11) 契約の変更及び解除
- (12) 損害賠償及び苦情対応

(事業者の組織及び事業の概要等を示す書類)

第3条 実施要綱第4条第2項に規定する事業者の組織及び事業の概要等を示す書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者プロフィール
- (2) 事業概要（施設概要）
- (3) パンフレット
- (4) 決算書及び附属書類
- (5) 事業報告書
- (6) 事業計画書
- (7) 組織図（事務分掌表）

(公表の同意)

第4条 実施要綱第8条第1項に規定する事業者の同意は、同意書（様式第3号）を提出することにより行うものとする。

(評価機関の公表内容等)

第5条 実施要綱第8条第2項の規定による公表は、同意が得られた場合にあつては宮城県福祉サービス第三者評価結果（様式第1号）により、同意が得られない場合にあつては宮

城県福祉サービス第三者評価結果（様式第2号）により評価機関のホームページで公開するとともに、事務所に公表書類を備え置く方法等により行うものとする。

2 公表の期間は、公表の翌年度から起算し3年間とする。

（知事の公表内容）

第6条 前条の規定は、実施要綱第9条第2項に規定する知事が行う公表について準用する。

（受審証明書）

第7条 実施要綱第10条の規定による証明は、同要綱第8条第1項による公表の同意がない場合にあつては宮城県福祉サービス第三者評価受審証明書（様式第4-1号）により、同意があつた場合にあつては宮城県福祉サービス第三者評価受審証明書（様式第4-2号）により行うものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年3月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年5月16日から施行する。

(様式 1 - 第三者評価機関公表用)

宮城県福祉サービス第三評価結果

1 第三者評価機関名

--

2 施設・事業所情報

名称：	種別：	
代表者氏名：	定員（利用人数）： 名	
所在地：		
TEL：	ホームページ：	
【施設・事業所の概要】		
開設年月日		
経営法人・設置主体（法人名等）：		
職員数	常勤職員： 非常勤職員 名	
専門職員	（専門職の名称） 名	
施設・設備の概要	（居室数）	（設備等）

3 理念・基本方針

--

4 施設・事業所の特徴的な取組

--

(様式 2 - 第三者評価機関公表用)

宮城県福祉サービス第三者評価結果

年 月 日

1 事業者情報

(1) 名 称

(2) 種 別

(3) 代表者氏名

(4) 定員 (利用人数)

(5) 所 在 地

TEL

本評価機関は、上記事業者に対する宮城県福祉サービス第三者評価を 年 月 日実施しました。

しかし、評価結果を公表することについて、事業者の同意が得られていないため、宮城県福祉サービス第三者評価業務実施要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき、評価結果については公表いたしません。

第三者評価機関名

(様式2 - 県公表用)

宮城県福祉サービス第三者評価結果

年 月 日

1 第三者評価機関名

1 事業者情報

(1) 名 称

(2) 種 別

(3) 代表者氏名

(4) 定員 (利用人数)

(5) 所 在 地

TEL

上記評価機関は、上記事業者に対する宮城県福祉サービス第三者評価を 年 月 日実施しました。

しかし、評価結果を公表することについて、事業者の同意が得られていないため、宮城県福祉サービス第三者評価業務実施要綱第9条第2項の規定に基づき、評価結果については公表いたしません。

宮城県知事

(様式3)

同 意 書

宮城県福祉サービス第三者評価の評価結果について、評価機関及び宮城県が公表することに同意します。

記

1 対象事業所名

2 契 約 日

3 公表方法

- (1) 評価機関のホームページへの掲載
- (2) 評価機関の事務所における閲覧
- (3) 宮城県のホームページへの掲載
- (4) 宮城県の保健福祉事務所等の福祉関連施設における閲覧
- (5) 独立行政法人 福祉医療機構の運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム (WAMNET)」への掲載

年 月 日

評価機関名

代表者氏名 殿

所在地

事業者名

代表者氏名

印

宮城県福祉サービス第三者評価機関認証要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福祉サービス第三者評価事業の信頼性及び透明性を確保し、本県における福祉サービス第三者評価を推進するため、福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）の認証に係る要件（以下「認証要件」という。）等を定めることを目的とする。

(評価)

第2条 この要綱に基づいて認証された評価機関は、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正（平成26年4月1日付け雇児発0401第12号，社援発0401第33号，老発0401第11号厚生労働省社会・援護局長ほか2局長通知）に基づく評価を行うことができるものとする。

(認証要件)

第3条 評価機関は、次に掲げる認証要件を満たさなければならない。

- (1) 法人であること。
- (2) 事業推進責任者（常勤である者に限る。）を1名以上設置すること。
- (3) 別表の1の項又は2の項に該当する者をそれぞれ1名以上評価調査者（評価機関との間で常勤，非常勤を問わず雇用関係にある者又は委託等の契約を締結して評価業務を実施する者をいう。以下同じ。）として設置すること。
- (4) 全ての評価調査者が、評価調査者養成研修（県が実施する評価調査者養成研修及び社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施する評価調査者養成研修，社団法人全国保育士養成協議会が実施する評価調査者研修又はこれと同等の内容であると知事が認める研修をいう。）を修了していること。
- (5) 次に掲げる書類を備付け，公開していること。
 - イ 評価調査者一覧（別表に規定する資格又は主な経歴等及び前号に規定する研修の修了状況を記載したもの。）
 - ロ 事業内容（第三者評価を実施するサービス種別を含む。）に関する規程
 - ハ 第三者評価の手法
 - ニ 守秘義務に関する内容を含む倫理規程
 - ホ 評価料金表
 - ヘ 評価事業の実績
 - ト 評価に関する異議及び苦情の申立窓口及び責任者等の対応体制
- (6) ホームページを開設していること。
- (7) 評価を行おうとする福祉サービスと同種の福祉サービスを提供していないこと。

(認証申請)

第4条 評価機関として認証を受けようとする者は、別に定める申請書に關係書類を添付し

て知事に提出しなければならない。

(認証)

第5条 知事は、前条の申請があったときは、第3条各号に掲げる認証要件に基づく審査を行い、その要件を満たす場合には、認証するものとする。

2 知事は、前項の審査に当たり申請を行った法人に対し、必要に応じて聞き取りを行い又は必要な書類の提出を求めることができる。

(認証の通知)

第6条 知事は、第4条の規定による申請をした者について、前条第1項の規定により評価機関として認証すること又は認証しないことを決定したときは、当該申請をした者に対し、その決定の内容を通知しなければならない。

(認証の有効期間)

第7条 認証の有効期間は、認証した日から起算して3年間とする。ただし、次条の規定による廃止の届け出をした者に係る認証の有効期間は、当該届け出を受理した日までとする。

(変更及び廃止)

第8条 評価機関は、認証申請時の申請内容に変更があった場合又は第三者評価事業を廃止した場合は、変更又は廃止の日から30日以内にその旨を知事に届け出るものとする。

(認証の取消し)

第9条 知事は、評価機関が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該評価機関に対する認証を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号に規定する認証要件のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 原則として過去3年間、評価業務の実績がない場合
- (3) 次条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき又は調査等への協力を行わないとき。
- (4) 前条の規定による変更の届け出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (5) 虚偽の申請その他不正の手段により認証を受けたとき。
- (6) 次に掲げる不正な行為を行う等、評価機関として相応しくないと認められる場合
 - イ 第三者評価を行った事業者から評価料金以外の金品を受け取ること。
 - ロ 守秘義務に違反すること。
 - ハ サービス利用者や事業者の人権を侵害すること。
 - ニ 法令・条例等に違反すること。
 - ホ その他社会通念上不正と認められる行為をすること。

2 知事は、認証を取り消したときは、当該評価機関に通知しなければならない。

(認証の辞退)

第 10 条 評価機関は、認証を辞退する場合には、速やかに知事に届け出るものとする。

(事業報告及び調査)

第 11 条 評価機関は、毎事業年度終了後、知事に対し速やかに第三者評価事業の実績等を報告しなければならない。

2 評価機関は、県が実施する第三者評価事業の適正な実施を図るための調査及び指導に協力するものとする。

(他都道府県の第三者評価機関の認証)

第 12 条 評価機関は、他の都道府県推進組織においても認証を行うことが望ましい。

(遵守事項)

第 13 条 評価機関は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 評価調査者に対して、定期的な研修機会を確保すること。

(2) 次に掲げる施設及び事業所の評価を行わないこと。

イ 評価機関の役員等が現に就任し、又は過去 3 年以内に就任していた法人及び評価調査者が現に雇用関係にあり、又は過去 3 年以内に雇用関係にあった法人が経営するもの

ロ 評価機関の役員等又は評価調査者の配偶者又は 4 親等以内の親族（以下「親族」という。）が現在役員等である法人が経営するもの

ハ 評価機関の役員等又は評価調査者の配偶者又は親族が現在雇用関係にあるもの。ただし、当該配偶者又は親族が、施設又は事業所の長である場合には、当該施設及び当該事業所を経営する法人が経営する全ての施設及び事業所を含む。

ニ 評価機関の役員等又は評価調査者が、業務及び会計について関与している法人が経営するもの

(3) 評価機関の評価基準、評価の手法、評価結果の取扱い等については、宮城県福祉サービス第三者評価業務実施要綱に定めるものを満たすこと。

(その他)

第 14 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に、宮城県福祉サービス第三者評価推進機構の認証を受けた評価機関は、当該認証を受けた期限までの間に限り、この要綱による評価機関とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に、宮城県福祉サービス第三者評価推進機構の認証を受けた評価機関は、当該認証を受けた期限までの間に限り、この要綱による評価機関とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に、宮城県福祉サービス第三者評価推進機構の認証を受けた評価機関は、当該認証を受けた期限までの間に限り、この要綱による評価機関とみなす。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 6 月 1 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に、宮城県福祉サービス第三者評価推進機構の認証を受けた評価機関は、当該認証を受けた期限までの間に限り、この要綱による評価機関とみなす。

別表

<p>1 組織運営系</p>	<p>組織運営管理業務を3年以上経験している者</p>	<p>常勤職員が10人以上の法人組織において、法人の運営方針の決定に関与する役員として3年以上従事した経験を持つ者、又は法人組織内で10人以上で構成される部署を統括する監督又は管理の地位にあり、部署の運営方針の決定に関与する業務に3年以上従事した経験を持つ者</p>
<p>2 福祉系</p>	<p>(1) 福祉，医療，保健分野の有資格者で，当該分野に係る業務を3年以上経験している者</p>	<p>ア 医師，保健師，看護師・准看護師，社会福祉士，介護福祉士，精神保健福祉士，介護支援専門員又は保育士の資格を有し，当該業務を3年以上経験している者</p>
		<p>イ ア以外の資格で，県がこれと同等と認める資格を有し，資格取得後当該業務を3年以上経験している者</p>
	<p>(2) 福祉，医療，保健分野の学識経験者で，当該分野に係る業務を3年以上経験している者</p>	<p>大学，短大，専門学校において週1回以上講義を担当し，かつ福祉，医療，保健分野の教育と研究に専念（3年以上）している者</p>
	<p>(3) 福祉，医療，保健分野の有資格者若しくは学識経験者で，当該分野に係る業務を3年以上経験している者と同等の能力を有していると認められる者</p>	<p>行政，社会福祉協議会，非営利団体，民間企業等において，常勤職員として3年以上又は非常勤職員（法人に勤務する者に限る。）として5年以上勤務し，現場経験（相談業務含む。）はないが，福祉サービスが実際に提供されている現場について知見を有する者</p>

宮城県福祉サービス第三者評価機関認証要領

(認証申請書)

第1条 宮城県福祉サービス第三者評価認証要綱（以下「認証要綱」という。）第4条の申請書は様式1とし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款，寄附行為等
- (2) 法人に係る登記事項証明書（3か月以内のもの。）
- (3) 法人の事業計画書又は事業概要（事業内容等に関する規程（第三者評価を実施するサービス種別等）を含む。）
- (4) 決算書（新設法人は不要）
- (5) 事業推進責任者名簿
- (6) 法人役員名簿（様式2）
- (7) 法人の一部の部署が評価事業を行う場合は，当該部署名及び部署の事業内容を記載した書類
- (8) 評価調査者名簿（様式3）
- (9) 評価調査者養成研修修了証書の写し
- (10) 守秘義務に関する内容を含む倫理規程
- (11) 評価に関する異議や苦情の申立窓口及び責任者等の対応体制等に関する規程
- (12) 評価の手法・手順等に関する規程
- (13) 宮城県福祉サービス第三者評価業務実施要綱第2条に定める評価基準のほかに，独自の評価項目を設ける場合は，その評価項目
- (14) 評価料金表
- (15) 評価実績（評価実績がない場合は，不要）
- (16) 前各号に掲げるもののほか，知事が必要と認める書類

(認証の通知)

第2条 認証要綱第6条の規定による通知は，宮城県福祉サービス第三者評価機関認証通知書（様式4）又は宮城県福祉サービス第三者評価機関不認証通知書（様式5）によるものとする。

(変更及び廃止の届出)

第3条 認証要綱第8条の規定による変更の届出は，宮城県福祉サービス第三者評価機関認証内容変更届出書（様式6）によるものとする。

2 認証要綱第8条の規定による廃止の届出は，宮城県福祉サービス第三者評価機関廃止届出書（様式7）によるものとする。

(認証の取消し)

第4条 認証要綱第9条第2項の規定による通知は，宮城県福祉サービス第三者評価機関認証取消通知書（様式8）によるものとする。

(認証の辞退)

第5条 認証要綱第10条の規定による届出は、宮城県福祉サービス第三者評価機関認証辞退届出書(様式10)によるものとする。

(実績報告書)

第6条 認証要綱第11条第1項の規定による報告は、事業実績報告書(様式9)によるものとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月22日から施行する。

(様式1)

宮城県福祉サービス第三者評価機関認証申請書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 所在地
法人名
代表者氏名

印

宮城県福祉サービス第三者評価認証要綱第4条の規定により、宮城県福祉サービス第三者評価機関として認証を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 第三者評価機関

評価機関申請する 申請者に関する事項	フリガナ	
	法人名（評価機関名）	
	フリガナ	
	代表者職・氏名	
	所在地	〒
	電話・FAX	TEL() - FAX() -
	e-mail	
	URL	
福祉サービス第三者評価実施する 担当部署及び事業推進等に関する事項	担当部署の名称	
	担当部署の所在地	〒
	事業推進責任者職・氏名 *1, *2	
	電話・FAX	TEL() - FAX() -
	e-mail	
URL		
評価実施分野 ※該当する項目をチェック <input checked="" type="checkbox"/>	子ども分野	<input type="checkbox"/> 保育所
	障害者・児分野	<input type="checkbox"/> 障害者・児施設
	高齢者分野	<input type="checkbox"/> 特別養護老人ホーム <input type="checkbox"/> 養護老人ホーム・軽費老人ホーム <input type="checkbox"/> 高齢者通所介護事業 <input type="checkbox"/> 高齢者訪問介護事業

2 添付資料

別紙のとおり

- *1 事業推進責任者とは、認証要綱第3条第1項第2号に規定するもので資格を有している必要はありませんが、宮城県福祉サービス第三者評価業務を行うにあたり、組織において同業務を取りまとめかつ推進する立場にあり、かつ本事業についての総括的な窓口となる方で、組織の常勤職員の方1名を設置することが必要です。
- *2 宮城県福祉サービス第三者評価に関する事項について連絡調整する際、事業推進責任者と異なる方が窓口となる場合は、事業推進責任者欄の下に連絡先担当者として「職、氏名」を記載願います。

(別紙(認証要領第1条に規定する書類))

- (1) 定款, 寄附行為等
- (2) 法人に係る登記事項証明書(3か月以内のもの。)
- (3) 法人の事業計画書又は事業概要(事業内容等に関する規程(第三者評価を実施するサービス種別等)を含む。)
- (4) 決算書(新設法人は不要)
- (5) 事業推進責任者名簿
- (6) 法人役員名簿(様式2)
- (7) 法人の一部の部署が評価事業を行う場合は, 当該部署名及び部署の事業内容を記載した書類
- (8) 評価調査者名簿(様式3)
 - ・添付資料1-経歴書(評価調査者証明用)
 - ・添付資料2-実務経験証明書(事業所証明用)
- (9) 評価調査者養成研修修了証書の写し
- (10) 守秘義務に関する内容を含む倫理規程
- (11) 評価に関する異議や苦情の申立窓口及び責任者等の対応体制等に関する規程
- (12) 評価の手法・手順等に関する規程
- (13) 宮城県福祉サービス第三者評価業務実施要綱第2条に定める評価基準のほかに, 独自の評価項目を設ける場合は, その評価項目(評価項目, 判断基準, 判断基準の考え方と評価のポイント, 評価の着眼点等)
- (14) 評価料金表
- (15) 評価実績(評価実績がない場合は, 不要)
- (16) 前各号に掲げるもののほか, 知事が必要と認める書類

(様式2)

役員名簿

年 月 日

法人名：

No.	法人の役職	(ふりがな) 氏 名	現 職	所属する施設・事業所の有無 (有の場合は () 内に名称を記入)	備考
1				有 () ・ 無	
2				有 () ・ 無	
3				有 () ・ 無	
4				有 () ・ 無	
5				有 () ・ 無	
6				有 () ・ 無	
7				有 () ・ 無	
8				有 () ・ 無	
9				有 () ・ 無	
10				有 () ・ 無	
11				有 () ・ 無	
12				有 () ・ 無	
13				有 () ・ 無	
14				有 () ・ 無	

(様式3)

評価調査者名簿

年 月 日

法人名：

No.	氏名 (養成研修修了 番号等)	年齢	資格要件 (どちらかに○)	資格要件に係る 業務内容又は 具体的資格名	資格要件に 係る経験年数	現職
1	()		1 組織運営管理業務 2 福祉・医療・保健			
2	()		1 組織運営管理業務 2 福祉・医療・保健			
3	()		1 組織運営管理業務 2 福祉・医療・保健			
4	()		1 組織運営管理業務 2 福祉・医療・保健			
5	()		1 組織運営管理業務 2 福祉・医療・保健			

* 上記氏名欄の()には、本県における養成研修修了番号等を記載すること。

* 評価調査者養成研修修了証書(写)を提出すること。

(様式3 - 添付資料1)

経 歴 書

資格要件 (いずれかに○)	a	組織運営管理業務を3年以上経験している者又は同等の能力を有していると認められる者		
	b	福祉, 医療, 保健分野の有資格者又は学識経験者で, 当該業務を3年以上経験している者又は同等の能力を有していると認められる者		
実務経験		経験年数	所属・勤務先	職名
年 月～	年 月	年 月		
年 月～	年 月	年 月		
年 月～	年 月	年 月		
年 月～	年 月	年 月		
年 月～	年 月	年 月		

資 格 *評価事業に関するものを記入	取得年月	資格名
	年 月	

養成研修受講	受講年月日 年 月 日 ～ 年 月 日
	修了者番号 第 号

上記のとおり, 相違ありません。

所属評価機関名 _____

調査者住所 _____

(ふ り が な)

調査者氏名 _____ 印

(様式3-添付資料2)

*複数の施設(事業所)から証明をもらう場合は、本書をコピーしてください。

実務経験証明書

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所

法 人 名

代表者氏名

印

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
施設(事業所)名	
実 務 経 験	年 月 日 ~ 年 月 日
業 務 内 容	

- (注) 1 業務内容欄は、具体的に〇〇法人の運営業務、〇〇施設の管理業務、医業、〇〇施設生活相談員等と記入すること。
- 2 施設等を運営していた法人が解散等により存在しない、就業等に関する書類が当該施設に保管されていない、などの理由により実務経験の証明ができない場合は実務期間に算定しない。
- 3 既に宮城県福祉サービス第三者評価調査者養成研修課程を修了済の者は、研修受講申し込みの際に証明書を提出済であることから、提出した証明書の写しの添付でこれに替えることとする。

(様式4)

宮城県（ ）指令第 号

受令者名

評価機関名

代 表 者

年 月 日付け 第 号で申請のありました宮城県福祉サービス第三者評価機関認証申請については、宮城県福祉サービス第三者評価機関認証要綱第5条第1項の規定により（下記の条件を付けて）認証します。

なお、認証の有効期間は、年 月 日から 年 月 日までとします。

記

年 月 日

宮城県知事

(様式5)

第 号
年 月 日

評価機関名
代表者名

宮城県知事

宮城県福祉サービス第三者評価機関の認証について（通知）

年 月 日付け 第 号で申請のありました宮城県福祉サービス第三者評価機関の認証については、下記の理由により不認証することに決定しましたので通知します。

記

(不認証の理由)

(様式6)

宮城県福祉サービス第三者評価機関認証内容変更届出書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 所在地
法人名
代表者氏名 印

宮城県福祉サービス第三者評価認証要綱第8条の規定により、下記のとおり認証内容に変更があったので届出します。

記

認証年月日		
認証番号		
変更日	変更内容	
	変更前	変更後

* 変更内容がわかる資料を添付すること。

(様式7)

宮城県福祉サービス第三者評価機関廃止届出書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 所在地
法人名
代表者氏名 印

宮城県福祉サービス第三者評価認証要綱第8条の規定により、下記のとおり評価事業を廃止したので届出します。

記

認証年月日	
認証番号	
廃止日	
廃止の理由	

(様式8)

宮城県福祉サービス第三者評価機関認証取消通知書

第 号
年 月 日

評価機関名

代表者名

宮城県知事

宮城県福祉サービス第三者評価機関の認証について（通知）

年 月 日付け 第 号で通知（認証番号 ）しました宮城県福祉サービス第三者評価機関の認証については、下記の理由により、認証の取消しを決定しましたので通知します。

記

（認証取消の理由）

(様式9)

事業実績報告書

年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 所在地

評価機関名

印

年度における宮城県福祉サービス第三者評価事業の実績について、宮城県福祉サービス第三者評価認証要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業実績総括表

評価件数		件
内		件
		件
訳		件
		件

(注) 内訳欄には、福祉サービスの種別を記載の上、当該件数を記載のこと。

2 事業実績個別表

評価実施事業者名	
評価実施事業者種別	
契約締結年月日 (評価料金)	年 月 日 (円)
評価結果公表の同意の有無	有 ・ 無
評価調査者氏名	
評価を実施した上での課題・問題点	
苦情対応	(内 容) (対 応) (結 果) (解決日) 年 月 日

(様式10)

宮城県福祉サービス第三者評価機関認証辞退届出書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者 所在地
法人名
代表者氏名 印

宮城県福祉サービス第三者評価認証要綱第10条の規定により、下記のとおり評価機関の認証を辞退したいので届出します。

記

認証年月日	
認証番号	
辞退の理由	

平成 29 年度福祉サービス第三者評価推進事業の実績について

1 事業実施の実績

福祉サービス第三者評価の受審を促進するため、分かりやすく効果的な評価が行われるよう国の評価基準ガイドライン改定を踏まえ県評価基準の改正を保育所等 3 分野で行うとともに、委員を講師とする事業者集団指導の実施や各種研修会での周知等により普及啓発を行った。

2 事業実施に関する事項

	事業内容	実施回数等	実施場所	備 考
1	宮城県福祉サービス第三者評事業推進委員会の開催及び県評価基準の見直し	2 回 (7・12 月)	県庁 会議室	○第三者評価事業に係る重要事項の調査審議 ・ <u>県評価基準改正に係る調査審議（保育所、障害者・児福祉、高齢者福祉サービスの 3 分野）</u> 【第 1 回：方向性審議，第 2 回：改正案審議】
2	県評価基準の見直し (再掲)	通年	-	○国の評価基準ガイドライン改定に伴う県評価基準の改正（保育所等 3 分野／平成 30 年 4 月 1 日施行）
3	評価機関の募集・認証	1 回	-	○募集期間：平成 29 年 11 月 1 日から 1 か月 ○応募件数なし
4	評価調査者研修の実施	各 1 回	県内	○養成研修：平成 29 年 9 月実施 ○継続研修：平成 30 年 2 月実施 (県評価基準の改正内容を反映)
5	普及啓発	通年	県内	[事業者向け] ○各種事業者集団指導，社会福祉法人研修会等での周知（委員，第三者評価機関等の御協力による効果的な普及啓発の実施） ○各種指導監査等での周知 ○各事業者への制度周知・受審促進通知（県評価基準改正周知に併せて実施） ○受審事業所掲示用啓発ポスターの作成，交付 [一般向け] ○県ウェブサイト，チラシ配布等 [市町村向け] ○受審促進協力依頼（県評価基準改正周知に併せて実施）

3 受審実績（全 20 件）

No.	受審者		第三者評価機関
	サービス分野	施設名称（経営主体）	
1	障害者・児福祉	えいむ亘理 （(社福)はらから福祉会）	NPO 法人介護・福祉サービス非営利 団体ネットワークみやぎ
2	障害者・児福祉	びいんず夢楽多 （(社福)はらから福祉会）	NPO 法人介護・福祉サービス非営利 団体ネットワークみやぎ
3	保育所	アスク利府保育園 （(株)日本保育サービス）	NPO 法人介護・福祉サービス非営利 団体ネットワークみやぎ
4	保育所	仙台こども保育園 （(学)三幸学園）	(株)福祉工房
5	高齢者福祉 (養護)	養護老人ホーム 偕楽園 （(社福)宮城県社会福祉協議会）	(株)福祉工房
6	高齢者福祉 (特養)	特別養護老人ホーム 和風園 （(社福)宮城県社会福祉協議会）	(株)福祉工房
7	障害者・児福祉	宮城県啓佑学園 （(社福)宮城県社会福祉協議会）	(株)福祉工房
8	障害者・児福祉	宮城県第二啓佑学園 （(社福)宮城県社会福祉協議会）	(株)福祉工房
9	障害者・児福祉	就労自立支援センター コスモス （(社福)石巻祥心会）	(株)福祉工房
10	障害者・児福祉	障害福祉サービス事業所 かなん （(社福)石巻祥心会）	(株)福祉工房
11	障害者・児福祉	小国の郷 （(社福)石巻祥心会）	(株)福祉工房
12	保育所	アスク山田かぎとり保育園 （(株)日本保育サービス）	NPO 法人介護・福祉サービス非営利 団体ネットワークみやぎ
13	保育所	アスクやまとまち保育園 （(株)日本保育サービス）	NPO 法人介護・福祉サービス非営利 団体ネットワークみやぎ
14	保育所	アスク愛子保育園 （(株)日本保育サービス）	NPO 法人介護・福祉サービス非営利 団体ネットワークみやぎ
15	保育所	アスク南仙台保育園 （(株)日本保育サービス）	NPO 法人介護・福祉サービス非営利 団体ネットワークみやぎ
16	保育所	アスク小鶴新田保育園 （(株)日本保育サービス）	NPO 法人介護・福祉サービス非営利 団体ネットワークみやぎ
17	保育所	アスク八乙女保育園 （(株)日本保育サービス）	NPO 法人介護・福祉サービス非営利 団体ネットワークみやぎ

18	障害者・児福祉	宮城県船形コロニー ((社福)宮城県社会福祉協議会)	(株)福祉工房
19	保育所	アスク富沢保育園 ((株)日本保育サービス)	NPO 法人介護・福祉サービス非営利 団体ネットワークみやぎ
20	保育所	アスク長町南保育園 ((株)日本保育サービス)	NPO 法人介護・福祉サービス非営利 団体ネットワークみやぎ

〔参考〕社会的養護施設の受審状況（全7件）

※全国共通の評価基準による（全国推進組織である（社福）全国社会福祉協議会が広域的に運営）

No.	受審者		第三者評価機関
	施設種別	施設名称（経営主体）	
1	乳児院	丘の家乳幼児ホーム ((社福)仙台キリスト教育児院)	(株)福祉工房
2	母子生活支援施設	宮城県さくらハイツ ((社福)宮城県福祉事業協会)	(社福)宮城県社会福祉協議会
3	児童養護施設	小百合園 ((社福)善き牧者会)	(社福)宮城県社会福祉協議会
4	児童養護施設	仙台天使園 ((社福)ロザリオの聖母会) ※地域小規模児童養護施設と一体的 に受審	(社福)宮城県社会福祉協議会
5	母子生活支援施設	栗原市ファミリーホームひだまり (栗原市)	NPO 法人介護・福祉サービス非営利 団体ネットワークみやぎ
6	児童養護施設	ラ・サール・ホーム ((社福)ラ・サール会)	(社福)宮城県社会福祉協議会
7	母子生活支援施設	加美町母子生活支援センター (加美町)	(株)福祉工房

宮城県内における福祉サービス第三者評価受審状況

	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	対象事業所数	受審事業所数	受審率	対象事業所数	受審事業所数	受審率	対象事業所数	受審事業所数	受審率
①社会的養護施設	21	1	4.8%	23	5	21.7%	22	7	31.8%
うち受審義務対象施設	18	1	5.6%	20	5	25.0%	19	7	36.8%
児童養護施設	8			10			10		
(うち地域小規模児童養護施設)	(3)			(5)			(5)		
乳児院	2			2			2		
児童心理治療施設	1			1			1		
児童自立支援施設	1			1			1		
母子生活支援施設 (H27・28:うち1件休止)	6			6			5		
うち受審義務対象外施設 (児童自立援助ホーム)	3	0	0.0%	3	0	0.0%	3	0	0.0%
②社会的養護施設以外3分野	2,959	17	0.6%	3,113	15	0.5%	3,188	20	0.6%
うち保育所分野	380	10	2.6%	405	10	2.5%	421	10	2.4%
うち障害者・児分野	874	3	0.3%	987	3	0.3%	1,036	8	0.8%
障害福祉サービス	650			718			747		
障害者支援施設	38			38			38		
障害児通所施設	178			222			242		
障害児入所支援	6			6			6		
福祉ホーム	2			3			3		
精神障害者生活訓練施設	0			0			0		
うち高齢者分野	1,705	4	0.2%	1,721	2	0.1%	1,731	2	0.1%
特養	174	2	1.1%	181	2	1.1%	186	1	0.5%
養護	9	0	0.0%	9	0	0.0%	9	1	11.1%
軽費	46	0	0.0%	46	0	0.0%	47	0	0.0%
通所介護	946	1	0.1%	946	0	0.0%	957	0	0.0%
訪問介護	530	1	0.2%	539	0	0.0%	532	0	0.0%
対象事業所全体	2,980	18	0.6%	3,136	20	0.6%	3,210	27	0.8%

※社会的養護施設: 全国共通の評価基準により、全国推進組織(全社協)の認証を受けた評価機関が実施。
一部(児童自立援助ホーム・ファミリーホーム)を除き、3年に1回以上の受審・結果公表の義務あり。

※社会的養護施設以外: 宮城県が策定する評価基準により、宮城県の認証を受けた評価機関が実施。受審・結果公表は任意。

※対象事業所数: 保健福祉総務課作成「宮城県社会福祉施設等一覧」の各年度6月1日現在による。

ただし、「高齢者・訪問介護」については、長寿社会政策課作成「介護サービス事業者リスト(事業所一覧)」の各年度5月1日現在による。

「社会的養護施設」のうち「地域小規模児童養護施設」については、本体施設(児童養護施設)に含む。

「保育所分野」における対象事業所数は、認可保育所数である。

「障害者・児分野」については、同一事業所内で複数のサービスを実施している場合があり、事業所数に一部重複がある。

「高齢者分野」については、「地域密着型サービス事業所」を含む。また、同一事業所内で「地域密着型」「一般型」等複数のサービスを実施している場合があり、事業所数に一部重複がある。

福祉サービス第三者評価に関する国指針改正等への対応について

福祉サービス第三者評価について、平成30年3月に厚生労働省から第三者評価事業に関する指針改正通知をはじめとする各種通知が発出され、評価制度や評価基準等の見直しが示されたことから、下記により対応しようとするもの。

1 評価制度・評価基準の見直し

	項目	国改正内容	県対応方針案	備考
①	評価基準の改正（共通評価）	<ul style="list-style-type: none"> ●評価基準ガイドライン等を改正（共通評価） ●社会福祉法人制度の改正（運営の透明性の確保、地域福祉への貢献）等を踏まえ、評価項目や評価の着眼点等を見直し ●全分野対象 ●平成30年度から 	<p>方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対応（全分野） <p>手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ●委員会調査審議（平成30年度） ●県評価基準改正，評価機関・事業者等へ周知（平成31年1月） ●評価調査者継続研修へ反映（平成31年2月） ●平成31年度施行 <p>※委員会調査審議 第1回：方向性審議 第2回：具体案審議 （以下②～④についても同じ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●国指針改正通知，指針別紙1別添3，別添4 ●資料 P.59～89
②	受審率の数値目標の設定・公表等	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県推進組織に関するガイドラインを改定 ●都道府県推進組織（宮城県）に対し，下記事項を努力義務化 <ul style="list-style-type: none"> ・受審率の数値目標の設定 ・数値目標の公表 ・実施状況の評価 ●全分野対象 ●評価機関数など様々な制約がある中，まずは直近3年間の受審計画を毎年度見込むことを要請 ●平成30年度から <p>（参考） 国では，保育分野において，平成31年度末までに全事業者が受審することを目指す，としている（日本再興戦略）。</p>	<p>方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対応（全分野） <p>【障害者・児福祉】 ・平成31年度からの3年間について，毎年度の数値目標設定 ・目標値は平成30年度中に検討，決定</p> <p>【高齢者福祉】 障害者・児福祉に同じ。</p> <p>【保育所】 障害者・児福祉に同じ。</p> <p>手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ●委員会調査審議（平成30年度） ●受審率数値目標の設定・公表 <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度からの3年間について，毎年度の数値目標設定 ・平成30年度に3か年度分公表 ●実施状況の評価（平成32年度から） 	<ul style="list-style-type: none"> ●国指針改正通知，指針別紙別添1 ●国留意事項通知（障害，高齢） ●資料 P.59 P.240～241 P.246～247

	項目	国改正内容	県対応方針案	備考
③	評価手法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県推進組織に関するガイドラインを改正 ●受審時の事業者負担の軽減策を追加（自己評価結果、既存資料の活用等） ●全分野対象 ●平成30年度から 	方針 <ul style="list-style-type: none"> ●対応（全分野） 手続き <ul style="list-style-type: none"> ●委員会調査審議（平成30年度） ●県評価業務実施要綱改正，評価機関・事業者等へ周知（平成31年1月） ●評価調査者継続研修へ反映（平成31年2月） ●平成31年度施行 	<ul style="list-style-type: none"> ●国指針改正通知，指針別紙1別添1 ●資料 P.58
④	評価機関の認証更新時研修の導入	<ul style="list-style-type: none"> ●第三者評価機関認証ガイドライン等を改正 ●評価機関の認証更新時研修の導入 ●全4研修課目，6時間30分 ●直近3か年の評価件数が10件未満で，未受講の場合，原則認証取消（適用除外あり）。10件以上の場合，受講が望ましい。 ●平成31年度から 	方針 <ul style="list-style-type: none"> ●対応 手続き <ul style="list-style-type: none"> ●委員会調査審議（平成30年度） ●県評価機関認証要綱改正，評価機関へ周知（平成31年1月） ●平成31年度施行 ※次回更新：平成31年8月	<ul style="list-style-type: none"> ●国指針改正通知，指針別紙2別添2，別添6 ●資料 P.91～95

2 他制度の見直し

	項目	国改正内容	県対応方針案	備考
①	社会福祉法人の監査周期の延長	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉法人に対する所轄庁の監査制度の見直し ●国社会福祉法人指導監査実施要綱において，法人が福祉サービス第三者評価を受審した場合，監査周期を延長できる旨規定（3年に1回→4年に1回） ●全分野対象 ●平成29年度から 	方針 <ul style="list-style-type: none"> ●対応済（全分野） 手続き <ul style="list-style-type: none"> ●県社会福祉施設等指導監査実施要綱改正（平成29年度改正済） ●法人へ周知，受審促進（平成30年度継続実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ●国留意事項通知（障害，高齢） ●資料 P.247～248 P.241～242

	項目	国改正内容	県対応方針案	備考
②	介護サービス情報公表システムへの評価結果掲載	<ul style="list-style-type: none"> ●介護保険制度の見直し ●介護サービス情報公表システム改修により、福祉サービス第三者評価結果掲載 ●高齢者分野（介護保険） ●平成30年度改修予定 <p>※介護サービス情報公表システム:利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が提供する仕組み。インターネットで情報を入手可（サービスの内容, 利用料, 設備, 従業員数, 空き情報, 特色等）</p>	<p>方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対応（高齢（介護保険）） <p>手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業者へ周知, 受審促進（平成30年度） ●平成30年度施行 	<ul style="list-style-type: none"> ●国留意事項通知（高齢） ●資料 P. 249
③	第三者評価実施状況の説明義務化	<ul style="list-style-type: none"> ●各福祉サービスの運営基準の見直し ●事業者が各福祉サービス利用申込者又は家族に対して行う「重要説明事項」として、「福祉サービスの第三者評価の実施状況」を追加 ●障害, 高齢（介護保険）の2分野対象 ●平成30年度から <p>※運営基準:事業者が遵守すべき人員や設備, 運営方法に関する基準を定めたもの</p>	<p>方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ●対応（障害, 高齢（介護保険）） <p>手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> ●集団指導等により, 事業者へ周知, 受審促進（平成30～31年度） ●各種指導監査等により, 履行状況確認・指導, 受審促進（平成30～31年度） ●平成30～31年度施行 	<ul style="list-style-type: none"> ●各福祉サービスの国改正運営基準解釈通知（障害, 高齢） ●国留意事項通知（障害, 高齢） ●資料 P. 242～243 P. 248～249

(参考) 通知略称等一覧

	資料中表記略称	通知名等
1	国指針改正通知	「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について の一部改正について (平成30年3月26日付け子発0326第10号,社援発0326第7号,老発0326第7号厚生労働省子ども家庭局長,社会・援護局長,老健局長通知)
	指針別紙1 指針別紙2	福祉サービス第三者評価事業に関する指針 ※別紙1は平成30年度から,別紙2は平成31年度から適用。 別紙1~2ともに別添1~6のガイドライン・モデルカリキュラムが添付されている。
	別添1	都道府県推進組織に関するガイドライン
	別添2	福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン
	別添3	福祉サービス第三者評価基準ガイドライン
	別添4	福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン
	別添5	福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン
	別添6	評価調査者養成研修等モデルカリキュラム
2	国留意事項通知 (障害者・児福祉)	障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施に係る留意事項について (平成30年3月29日付け社援発0329第18号,障発0329第28号,厚生労働省社会・援護局長,障害保健福祉部長通知)
3	国留意事項通知 (高齢者福祉)	高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施に係る留意事項について (平成30年3月26日付け社援発0326第8号,老発0326第8号,厚生労働省社会・援護局長,老健局長通知)
4	各福祉サービスの国改正運営基準解釈通知(一例)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員,設備及び運営に関する基準について (平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
5	委員会	宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会
6	県評価業務実施要綱	宮城県福祉サービス第三者評価業務実施要綱 (平成21年4月1日施行)
7	県評価機関認証要綱	宮城県福祉サービス第三者評価機関認証要綱 (平成21年4月1日施行)

福祉サービス第三者評価事業
に関する国指針改正通知等

子 発 0 3 2 6 第 10 号
社 援 発 0 3 2 6 第 7 号
老 発 0 3 2 6 第 7 号
平 成 3 0 年 3 月 2 6 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省子ども家庭局長
社会・援護局長
老 健 局 長
(公 印 省 略)

「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正
について」の一部改正について

福祉サービス第三者評価事業については、「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」（平成 26 年 4 月 1 日付け雇児発 0401 第 12 号、社援発 0401 第 33 号、老発 0401 第 11 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）により実施しているところであるが、現在の我が国においては、少子高齢化の進行や、国民の福祉ニーズの高度化・多様化などを背景として、福祉サービスの利用者は増加の一途を辿っており、本事業の一層の推進を含め、その質の向上を図っていくことが重要である。

他方、こうした中で、「規制改革実施計画」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）においては、福祉サービス利用者の選択に資する情報提供の充実を図る観点から、本事業について、評価の質や受審率の向上等に向けた規制改革に取り組むべきことが指摘されている。

今般、これらを踏まえ、本事業による評価の質の向上を図りつつ、一層の受審促進が図られるようにするとともに、社会福祉法人制度の見直しなど、この間の関連制度の改正等による本事業を取り巻く環境の変化に対応するため、本通知を別紙 1 及び別紙 2 のとおり改正し、別紙 1 に係る改正にあつては平成 30 年 4 月 1 日から、別紙 2 に係る改正にあつては平成 31 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

各都道府県におかれては、貴管内市区町村、第三者評価機関及び福祉サービス事業者等に対する周知についても併せてお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添える。

改正後	現行
<p>(別紙) 福祉サービス第三者評価事業に関する指針</p> <p>1 福祉サービス第三者評価事業の目的等について</p> <p>(1) 経営者の責務及び福祉サービス第三者評価事業の位置づけ</p> <p>社会福祉法第78条第1項では、社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの質の評価その他の措置を講ずることにより、利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないこととされており、社会福祉事業の経営者が福祉サービス第三者評価を受けることは、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置の一環であること。したがって、福祉サービス第三者評価事業は、<u>一義的には社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するための事業であること。</u></p> <p>また、本事業は、(2)に規定するとおり、<u>利用者の適切なサービス選択に資するものともなり得ることから、社会福祉事業の経営者は、これらの意義を踏まえ、福祉サービス第三者評価を積極的に受審することが望ましいものであること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(別添1) 都道府県推進組織に関するガイドライン</p> <p>1～3 (略)</p>	<p>(別紙) 福祉サービス第三者評価事業に関する指針</p> <p>1 福祉サービス第三者評価事業の目的等について</p> <p>(1) 経営者の責務及び福祉サービス第三者評価事業の位置づけ</p> <p>社会福祉法第78条第1項では、社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの質の評価その他の措置を講ずることにより、利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないこととされており、社会福祉事業の経営者が福祉サービス第三者評価を受けることは、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置の一環であること。したがって、福祉サービス第三者評価事業は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するための事業であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(別添1) 都道府県推進組織に関するガイドライン</p> <p>1～3 (略)</p>

改正後	現行
<p>4 第三者評価機関の認証 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第三者評価機関の質の向上 <u>都道府県推進組織は、質の高い第三者評価機関の確保のため、他の都道府県推進組織について、第三者評価機関で認証を受けている第三者評価機関については、他の都道府県推進組織も認証を行うよう努めるものとする。</u></p>	<p>4 第三者評価機関の認証 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 第三者評価機関の質の向上 質の高い第三者評価機関の確保のため、<u>各都道府県推進組織で認証を受けている第三者評価機関については、他の都道府県推進組織においても認証を行うことが望ましい。</u></p>
<p>5 第三者評価基準及び第三者評価の手法 (1) (略)</p> <p>(2) 第三者評価の手法 ① 第三者評価の方法 第三者評価の方法は、<u>書面調査及び訪問調査によって行うものとする。</u></p> <p>②・③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発 (1) (略)</p>	<p>5 第三者評価基準及び第三者評価の手法 (1) (略)</p> <p>(2) 第三者評価の手法 ① 第三者評価の方法 第三者評価の方法は、書面調査及び訪問調査によって行うものとする。</p> <p>②・③ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発 (1) (略)</p>

改正後	現行
<p>(2) 普及・啓発</p> <p>① <u>受審率の数値目標の設定及び公表</u> <u>都道府県推進組織は、第三者評価事業の受審促進に向けた数値目標の設定及び公表に努めなければならないものとする。</u></p> <p>② <u>実施状況の評価等</u> <u>都道府県推進組織は、受審率など本事業の実施状況の評価を行った上で、第三者評価事業に対する正しい理解及び受審の促進に向けた普及・啓発を行うものとする。</u></p> <p>9・10 (略)</p> <p>(別添2) 福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン</p> <p>1 第三者評価機関認証要件 (略)</p> <p>2 その他 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 他都道府県の第三者評価機関の認証 各都道府県で認証を受けている第三者評価機関については、他の都道府県推進組織においても認証を行う<u>よう努めるものとする。</u></p> <p>(別添3) 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン</p>	<p>(2) 普及・啓発 都道府県推進組織は、第三者評価事業に対する正しい理解及び受審の促進に向けた普及・啓発を行うものとする。</p> <p>9・10 (略)</p> <p>(別添2) 福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン</p> <p>1 第三者評価機関認証要件 (略)</p> <p>2 その他 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 他都道府県の第三者評価機関の認証 各都道府県で認証を受けている第三者評価機関については、他の都道府県推進組織においても認証を行う<u>ことが望ましい。</u></p> <p>(別添3) 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン</p>

改正後	現行
<p>I 福祉サービスの基本方針と組織 (略)</p> <p>II 組織の運営管理 II-1～II-3 (略)</p> <p>II-4 地域との交流、地域貢献</p> <p>II-4-(1)・II-4-(2) (略)</p> <p>II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p> <p>26 II-4-(3)-① <u>地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</u></p> <p>27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p> <p>III 適切な福祉サービスの実施 III-1 利用者本位の福祉サービス</p> <p>III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</p> <p>28 III-1-(1)-① (略)</p> <p>29 III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。</p> <p>III-1-(2)～(5) (略)</p> <p>III-2 福祉サービスの質の確保</p>	<p>I 福祉サービスの基本方針と組織 (略)</p> <p>II 組織の運営管理 II-1～II-3 (略)</p> <p>II-4 地域との交流、地域貢献</p> <p>II-4-(1)・II-4-(2) (略)</p> <p>II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p> <p>26 II-4-(3)-① <u>福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。</u></p> <p>27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p> <p>III 適切な福祉サービスの実施 III-1 利用者本位の福祉サービス</p> <p>III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</p> <p>28 III-1-(1)-① (略)</p> <p>29 III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の<u>権利擁護</u>に配慮した福祉サービス提供が行われている。</p> <p>III-1-(2)～(5) (略)</p> <p>III-2 福祉サービスの質の確保</p>

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(別添4) 福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン</p> <p>I 福祉サービスの基本方針と組織</p> <p>I-1 理念・基本方針</p> <p>I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。</p> <p>1 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 法人（福祉施設・事業所）の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、利用者等への周知が図られている。</p> <p>b) 法人（福祉施設・事業所）の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。</p> <p>c) 法人（福祉施設・事業所）の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。</p> <p>評価の着眼点</p> <p>□理念、基本方針が法人、福祉施設・事業所内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。</p> <p>□理念は、法人、福祉施設・事業所が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人、福祉施設・事業所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</p>	<p>(略)</p> <p>(別添4) 福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン</p> <p>I 福祉サービスの基本方針と組織</p> <p>I-1 理念・基本方針</p> <p>I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。</p> <p>1 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 法人（福祉施設・事業所）の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、利用者等への周知が図られている。</p> <p>b) 法人（福祉施設・事業所）の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。</p> <p>c) 法人（福祉施設・事業所）の理念、基本方針が明文化されていない。</p> <p>評価の着眼点</p> <p>□理念、基本方針が文書（事業計画等の法人（福祉施設・事業所）内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等）に記載されている。</p> <p>□理念は、法人（福祉施設・事業所）が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人（福祉施設・事業所）の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</p>

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>評価の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <p>○本評価基準では、法人、福祉施設・事業所の使命や役割を反映した理念、これにもとづく福祉サービス提供に関する基本方針が適切に明文化されており、職員、利用者等への周知が十分に図られていることを評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の心身の健全な育成、その有する能力に応じ自立した日常生活を支援するものとして、良質かつ適切であることを基本的理念としています。</p> <p>○法人、福祉施設・事業所には、利用者一人ひとりの意向を十分に尊重して、その自己決定・自己実現が図られるよう利用者の権利擁護を基礎にした事業経営、福祉サービスの提供が求められます。</p> <p>【理念と基本方針】</p> <p>○福祉サービスの提供や経営の前提として、法人、福祉施設・事業所の目的や存在意義、使命や役割等を明確にした理念が必要です。特に、福祉サービスを提供する法人、福祉施設・事業所の理念・基本方針において、利用者の人権の尊重や個人の尊厳に関わる姿勢が明確にされていることが重要です。</p> <p>○理念は、法人、福祉施設・事業所における事業経営や福祉サービス</p>	<p>(略)</p> <p>評価の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <p>○本評価基準では、法人(福祉施設・事業所)の使命や役割を反映した理念、これにもとづく福祉サービス提供に関する基本方針が適切に明文化されており、職員、利用者等への周知が十分に図られていることを評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>【理念と基本方針】</p> <p>○福祉サービスの提供や経営の前提として、福祉施設・事業所(法人)の目的や存在意義、使命や役割等を明確にした理念が必要です。特に、福祉サービスを提供する福祉施設・事業所(法人)の理念において、利用者の人権の尊重や個人の尊厳に関わる姿勢が明確にされていることが重要です。</p> <p>○理念は、福祉施設・事業所(法人)における事業経営や福祉サービス</p>

改正後	現行
<p>提供の拠り所であり、基本の考えとなります。また、<u>法人</u>、福祉施設・事業所のめざすべき方向性を内外に示すものでもあります。よって、理念は、実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた具体的な内容が示されていることが適当です。</p> <p>○基本方針は、理念に基づいて福祉施設・事業所の利用者に対する姿勢や地域との関わり方、あるいは組織が持つ機能等を具体的に示す重要なものです。また、理念を職員等の行動基準（行動規範）としてより具体的な指針とするため<u>に</u>は、理念にもとづく基本方針を定めることが必要です。</p> <p>(略)</p> <p>○本評価基準は、各評価基準にもとづく評価を行っていく際の基礎となるものです。各評価基準はそれぞれの具体的な取組状況の評価するものとなりますが、<u>法人</u>、福祉施設・事業所の理念や基本方針を達成する観点から、取組や内容等が十分であるかなどの視点から評価します。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○職員への周知については、訪問調査において組織として職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握</p>	<p>ス提供の拠り所であり、基本の考えとなります。また、福祉施設・事業所(<u>法人</u>)のめざすべき方向性を内外に示すものでもあります。よって、理念は、実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた具体的な内容が示されていることが適当です。</p> <p>○基本方針は、理念に基づいて福祉施設・事業所の利用者に対する姿勢や地域との関わり方、あるいは組織が持つ機能等を具体的に示す重要なものです。また、理念を職員等の行動基準（行動規範）としてより具体的な指針とするためは、理念にもとづく基本方針を定めることが必要です。</p> <p>(略)</p> <p>○本評価基準は、各評価基準にもとづく評価を行っていく際の基礎となるものです。各評価基準はそれぞれの具体的な取組状況の評価するものとなりますが、福祉施設・事業所(<u>法人</u>)の理念や基本方針を達成する観点から、取組や内容等が十分であるかなどの視点から評価します。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○職員への周知については、訪問調査において組織として職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握</p>
<p>提供の拠り所であり、基本の考えとなります。また、<u>法人</u>、福祉施設・事業所のめざすべき方向性を内外に示すものでもあります。よって、理念は、実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた具体的な内容が示されていることが適当です。</p> <p>○基本方針は、理念に基づいて福祉施設・事業所の利用者に対する姿勢や地域との関わり方、あるいは組織が持つ機能等を具体的に示す重要なものです。また、理念を職員等の行動基準（行動規範）としてより具体的な指針とするため<u>に</u>は、理念にもとづく基本方針を定めることが必要です。</p> <p>(略)</p> <p>○本評価基準は、各評価基準にもとづく評価を行っていく際の基礎となるものです。各評価基準はそれぞれの具体的な取組状況の評価するものとなりますが、<u>法人</u>、福祉施設・事業所の理念や基本方針を達成する観点から、取組や内容等が十分であるかなどの視点から評価します。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○職員への周知については、訪問調査において組織として職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握</p>	<p>提供の拠り所であり、基本の考えとなります。また、福祉施設・事業所(<u>法人</u>)のめざすべき方向性を内外に示すものでもあります。よって、理念は、実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた具体的な内容が示されていることが適当です。</p> <p>○基本方針は、理念に基づいて福祉施設・事業所の利用者に対する姿勢や地域との関わり方、あるいは組織が持つ機能等を具体的に示す重要なものです。また、理念を職員等の行動基準（行動規範）としてより具体的な指針とするためは、理念にもとづく基本方針を定めることが必要です。</p> <p>(略)</p> <p>○本評価基準は、各評価基準にもとづく評価を行っていく際の基礎となるものです。各評価基準はそれぞれの具体的な取組状況の評価するものとなりますが、福祉施設・事業所(<u>法人</u>)の理念や基本方針を達成する観点から、取組や内容等が十分であるかなどの視点から評価します。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○職員への周知については、訪問調査において組織として職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握</p>

改正後	現行
<p>することになります。</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>○理念、基本方針が明文化されていない場合は「c」評価とします。</p> <p>○理念、基本方針は適切に明文化され、職員の理解のもとに福祉サービスが提供されることが必要です。<u>理念、基本方針が明文化されている場合であっても、職員に周知されていない場合は「c」評価とします。</u></p> <p>《注》 (略)</p> <p>I-2 経営状況の把握 (略)</p> <p>I-3 事業計画の策定</p> <p>I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。</p>	<p>握ることになります。</p> <p>(略)</p> <p>○理念、基本方針のいずれも適切に明文化されている場合であっても、<u>職員、利用者等への周知が不十分である場合は「b」評価とします。</u></p> <p>○理念、基本方針のいずれも明文化されている場合であっても、<u>いずれかの内容が不十分である場合や利用者への周知が不十分である場合は「b」評価とします。</u></p> <p>○理念、基本方針の<u>いずれかが</u>明文化されていない場合は「c」評価とします。</p> <p>○理念、基本方針のいずれも明文化されている場合であっても、<u>職員への周知が不十分である場合は「c」評価とします。</u></p> <p>《注》 (略)</p> <p>I-2 経営状況の把握 (略)</p> <p>I-3 事業計画の策定</p> <p>I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。</p>

改正後	現行
<p>4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 経営や実施する福祉サービスに関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。</p> <p>b) 経営や実施する福祉サービスに関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定して<u>いない</u>。</p> <p>c) 経営や実施する福祉サービスに関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらをも策定していない。</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <p>○本評価基準では、理念・基本方針にもとづき、<u>経営環境と経営状況</u>の把握・分析等を踏まえた中・長期計画(中・長期の事業計画と中・長期の収支計画)の策定状況を評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○中・長期計画の策定においては、<u>経営環境等の把握・分析結果を踏まえ、その実情のもとで理念や基本方針の具現化を図るための事業</u></p>	<p>4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 経営や実施する福祉サービスに関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。</p> <p>b) 経営や実施する福祉サービスに関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定して<u>いない</u>。</p> <p>c) 経営や実施する福祉サービスに関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらをも策定していない。</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <p>○本評価基準では、理念・基本方針にもとづき、<u>経営状況・環境</u>の把握・分析等を踏まえた中・長期計画(中・長期の事業計画と中・長期の収支計画)の策定状況を評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○中・長期計画の策定において<u>反映する経営環境等の把握・分析は、理念や基本方針を具体化する事業や福祉サービスを効果的に実施</u></p>

改正後

が効果的に実施できるような内容となっていることが必要です。

【中・長期の事業計画】
(略)

【中・長期の収支計画】
(略)

○収支計画の策定にあたっては、利用者の増減、人件費の増減等を把握・整理するなど、財務分析を行うとともに、一定の財産については福祉施設・事業所の増改築、建替えなど資金使途を明確にすることが必要です。

(3) 評価の留意点

○本評価基準で対象としている課題や問題点とは、経営環境等の把握・分析等を踏まえた組織として取り組むべき福祉施設・事業所(法人)の全体的な課題です。個々の利用者に関する課題は対象ではありません。「I-2 経営状況の把握」を踏まえた内容となっているかなどを確認します。

○公立施設については、管理者に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった全体的な取組を評価します。

現行

する観点から活用されていることが必要です。経営環境等を理由として、理念や基本方針の具現化が図られないことがないようにします。

【中・長期の事業計画】
(略)

【中・長期の収支計画】
(略)

○収支計画の策定にあたっては、利用者の増減、人件費の増減等を把握・整理するとともに、福祉施設・事業所の増改築、建替えなどにもなう支出について積立てるなどの、資金使途を明確にすることも必要です。適切な財務分析及び、資金(内部留保等)使途の明確化がなされていることも重要です。

(3) 評価の留意点

○本評価基準で対象としている課題や問題点とは、経営環境等の把握・分析等を踏まえた組織として取り組むべき体制や設備といった全体的な課題です。個々の利用者に関する課題は対象ではありません。「I-2 経営状況の把握」を踏まえた内容となっているかなどを確認します。

(新設)

改正後	現行
<p><u>(削除)</u></p> <p>5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。 (略)</p> <p>I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。 (略)</p> <p>I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組 (略)</p> <p>II 組織の運営管理 II-1・II-2 (略)</p> <p>II-3 運営の透明性の確保</p> <p>II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p> <p>21 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。 (略)</p> <p>22 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p> <p>【判断基準】</p>	<p>○中・長期の事業計画と中・長期の収支計画のいずれかが策定されて いない場合は「b」評価とします。</p> <p>5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。 (略)</p> <p>I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。 (略)</p> <p>I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組 (略)</p> <p>II 組織の運営管理 II-1・II-2 (略)</p> <p>II-3 運営の透明性の確保</p> <p>II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p> <p>21 II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。 (略)</p> <p>22 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p> <p>【判断基準】</p>

改正後	現行
<p>(略)</p> <p><u>評価の着眼点</u></p> <p>□ 福祉施設・事業所における事務、経理、取引等に関するルール、<u>職務分掌と権限・責任</u>が明確にされ、職員等に周知している。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>□ 福祉施設・事業所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。</p> <p>□ <u>福祉施設・事業所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。</u></p> <p>□ <u>外部の専門家による監査支援等</u>の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。</p> <p><u>評価基準の考え方と評価の留意点</u></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>	<p>(略)</p> <p><u>評価の着眼点</u></p> <p>□ 福祉施設・事業所における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。</p> <p>□ <u>福祉施設・事業所における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。</u></p> <p>□ <u>福祉施設・事業所における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。</u></p> <p>□ 福祉施設・事業所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。</p> <p>□ <u>外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。</u></p> <p>□ <u>外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。</u></p> <p><u>評価基準の考え方と評価の留意点</u></p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 趣旨・解説 (略)</p>

改正後	現行
<p><u>(削除)</u></p> <p>○さらに、<u>専門家による監査支援等での指摘事項、アドバイザー等は、経営・財務の改善課題の発見とその解決のための客観的な情報と位置づけることができます。また、その結果を経営改善に活用することが必要です。</u></p> <p>○なお、<u>ここでいう「外部の専門家による監査支援等」とは、会計監査又は公認会計士、監査法人、税理士若しくは税理士法人が実施する財務管理、経営管理、組織運営・事業等に関する指導・助言その他の専門的な支援を指します。当該法人の監事等の役員や当該法人及びその役員等と、親族等の特殊の関係がある者が行う監査等は含めません。</u></p> <p>○特に、<u>一定規模以上の社会福祉法人については、会計監査人の設置（公認会計士等による会計監査の実施）が義務づけられています。また、会計監査人を設置しない法人においても、ガバナンスの強化や財務規律の確立に向けて、会計に関する専門家の活用を行うことが望ましいとされています。</u></p> <p>○このため、<u>社会福祉法人は、法人の規模にかかわらず、ガバナンスの強化や財務規律の確立により公正性と透明性を確保し、説明責任を果たす観点から、会計等に関する専門家を活用することが有効です。</u></p>	<p>○また、<u>特に公益性の高い社会福祉法人については、公正性と透明性を確保し、説明責任を果たす観点から、外部監査を活用することも有効です。</u></p> <p>○<u>公認会計士等の専門家による指摘事項、アドバイザー等は、経営・財務の改善課題の発見とその解決のための客観的な情報と位置づけることができます。また、その結果を経営改善に活用することが必要です。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p><u>(削除)</u></p>	<p>○<u>社会福祉法人審査基準では、外部監査の頻度について「資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人については、その事業規模に鑑み、2年に1度程度の外部監査の活用を行うことが望ましいものであること。これらに該当しない法人についても、5年に1回程度の外部監査を行うなど法人運営の透明性の確保のために取組を行うことが望ましい」としています。</u></p> <p>○<u>ここでいう外部監査とは法人等の財務管理、事業の経営管理、組織運営・事業等に関する外部の専門家の指導・助言を指します。なお、財務管理、経営管理等は「公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家」（以下「外部監査の考え方」）3. 外部監査の実施者を参照）によることが求められます。</u></p> <p>○<u>外部監査の考え方は、以下のとおりです。</u></p> <p><u>1. 外部監査の趣旨について</u></p> <p><u>広く法人の外部の専門家によるチェックを通じて法人運営の透明性の確保に資することを目的とするものであること。</u></p> <p><u>2. 外部監査の範囲について</u></p> <p><u>①公認会計士法にもとづき公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）が行う財務諸表の監査</u></p> <p><u>②公認会計士等、税理士その他の会計に関する専門家が行う会計管理体制の整備状況の点検等</u></p> <p><u>③財務状況以外の事項（法人の組織運営・事業等）の監査</u></p> <p><u>3. 外部監査の実施者について</u></p>

改正後	現行
<p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○また、福祉施設・事業所（法人）の規模を勘案したうえで、<u>外部の専門家による監査支援等</u>を活用し事業、財務等に関するチェックや<u>その結果</u>にもとづく経営改善を実施していることを評価します。</p> <p>○小規模な福祉施設・事業所については、<u>外部の専門家による監査支援等の活用やその結果</u>にもとづく経営改善が実施されていない場合も想定されます。福祉施設・事業所における事務、経理、取引等について、①必要に応じて外部の専門家に<u>定期的に確認</u>することにより、事業経営・運営の適正性を確保する取組を行うこと、②実情にそくした経営改善の取組を行っていること、をもって総合的に評価します。</p> <p>(略)</p> <p>II-4 地域との交流、地域貢献 <u>II-4-(1)・II-4-(2)</u> (略)</p>	<p><u>外部監査は、法人の財務管理、事業の経営管理その他法人運営に 関し優れた識見を有する者が行うこと。具体的には、公認会計士 等、税理士その他の会計に関する専門家や、社会福祉事業につい て学識経験を有する者等がこれに該当すること。なお、当該法人 の役員等や、当該法人及びその役員等と親族等の特殊の関係が ある者が外部監査を行うことは適当でないこと。</u></p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>○また、福祉施設・事業所（法人）の規模を勘案したうえで、<u>外部監査等</u>を活用し事業、財務等に関するチェックや<u>外部監査結果</u>にもとづく経営改善を実施していることを評価します。</p> <p>○小規模な福祉施設・事業所については、<u>外部監査等の活用や結果</u>にもとづく経営改善が実施されていない場合も想定されます。福祉施設・事業所における事務、経理、取引等について、①必要に応じて外部の専門家に<u>定期的に確認</u>することにより、事業経営・運営の適正性を確保する取組を行うこと、②実情にそくした経営改善の取組を行っていること、をもって総合的に評価します。</p> <p>(略)</p> <p>II-4 地域との交流、地域貢献 <u>II-4-(1)・II-4-(2)</u> (略)</p>

改正後

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

評価の着眼点

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

現行

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26 II-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。

【判断基準】

- a) 福祉施設・事業所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。
- b) 福祉施設・事業所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っているが、十分ではない。
- c) 福祉施設・事業所が有する機能を、地域に開放・提供する取組を行っていない。

評価の着眼点

□福祉施設・事業所のスペースを活用して地域住民との交流を意図した取組を行っている。

□福祉施設・事業所の専門性や特性を活かし、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。

□福祉施設・事業所の専門性や特性を活かした相談支援事業、支援を必要とする地域住民のためのサークル活動等、地域ニーズに応じ住民が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。

□災害時の地域における役割等について確認がなされている。

□多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。

改正後	現行
<p><u>□福祉施設・事業所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。</u></p> <p><u>評価基準の考え方と評価の留意点</u></p> <p>(1) 目的</p> <p>○本評価基準では、福祉施設・事業所（法人）が地域社会における福祉向上に積極的な役割を果たすために、具体的な地域の福祉ニーズや生活課題等を把握するための取組を積極的に行っているかを評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>評価基準の考え方と評価の留意点</u></p> <p>(1) 目的</p> <p>○本評価基準は、福祉施設・事業所が<u>有する機能を、地域に開放・提供する取組を積極的に行っているか</u>を評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○<u>地域との関わりを深める方法として、福祉施設・事業所の専門的な知識・技術や情報を地域に提供することが挙げられます。このような取組を積極的に行うことは、地域の人々の理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにつながっていきます。</u></p> <p>○<u>具体的には、介護、保育、障害者（児）、生活困窮者等の理解を深めるための講習会や研修会・講演会等の開催、福祉に関する相談窓口の設置等が挙げられます。</u></p> <p>○<u>また、福祉施設・事業所は、災害時に福祉避難所として指定されている場合や避難所となる場合も想定されるため、日頃から災害時の行政や地域との連携・協力に関する事項を決定・確認しておくことが求められます。</u></p>

改正後	現行
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>○地域社会では、地域経済や生活環境の変化等（雇用環境の変化、単身世帯や高齢者のみの世帯の増加、大規模団地等の集合住宅の課題等）により、これまでの社会福祉事業・制度が対象としてきた範囲では十分に対応することができない福祉ニーズ等が顕在化しています。</u></p> <p><u>○福祉施設・事業所（法人）は、社会福祉に関する専門的な知識を有するとともに、福祉サービスを実施するという公益性のある組織として、地域社会で必要とされる役割や機能を存分に発揮するために、地域の具体的な福祉ニーズ等を把握するための取組を積極的に行うことが必要です。</u></p> <p><u>○こうした地域の福祉ニーズ等を把握するためには、たとえば、地域の困りごとを議論するための運営委員会を開催する、相談事業を活性化させてその中でニーズを把握する、地域の交流イベント時にアンケートを実施するなど主体的に動くことが重要です。</u></p> <p><u>○また、福祉施設・事業所（法人）の有する専門性や特性を活かして相談事業を実施することは、地域住民の多様な相談に応じる中で、福祉ニーズ等を把握する取組にもつながります。</u></p>	<p><u>○福祉施設・事業所がその機能を活かし、災害時にどのような役割を果たすかについて、自治体や地域住民とあらかじめ定めておくことも重要な取組といえます。</u></p> <p><u>○事業所のこのような活動を地域へ知らせるための取組も必要です。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p>○さらに、<u>日常的な福祉サービスの実施を通じて、当該福祉サービスでは対応できない利用者等のニーズを把握することも必要です。</u></p> <p>○このほか、<u>施設等のスペースを活用した地域住民との交流を意図した取組、たとえば、地域交流のイベントの開催等により、地域住民とのコミュニケーションを通じて主体的に地域の福祉ニーズ等を把握することも必要です。</u></p> <p>(3) 評価の留意点 <u>(削除)</u></p> <p>○<u>福祉施設・事業所ではなく、法人としてこうした取組を行っている場合でも、その内容等をいねいに把握して評価します。</u></p> <p>○<u>評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。</u></p> <p>27 II-4-(3)-② <u>地域の福祉ニーズ等</u>にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p> <div data-bbox="1222 1111 1420 2087" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) <u>把握した</u>地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。</p> <p>b) <u>把握した</u>地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事</p> </div>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 評価の留意点 ○<u>事業所の種別や規模によって、具体的な取組は様々だと思われませんが、本評価基準の趣旨にそって、個々の取組について評価を行います。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p> <div data-bbox="1222 138 1420 1111" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【判断基準】</p> <p>a) 地域の具体的な福祉ニーズを<u>把握し、これにもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。</u></p> <p>b) 地域の具体的な福祉ニーズを<u>把握しているが、これにもとづく</u></p> </div>

改正後	現行
<p>業・活動が十分ではない。</p> <p>c) <u>把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動</u>を行っていない。</p>	<p>公益的な事業・活動が十分ではない。</p> <p>c) <u>地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組</u>を行っていない。</p>
<p><u>評価の着眼点</u></p>	<p><u>評価の着眼点</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>福祉施設・事業所の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>地域住民に対する相談事業を実施するなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</u></p>
<p>□把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。</p> <p>□把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。</p>	<p>□把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。</p> <p>□把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。</p>
<p><u>□多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>□福祉施設・事業所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウ</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p><u>ハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。</u></p> <p><u>□地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。</u></p> <p><u>評価基準の考え方と評価の留意点</u></p> <p>(1) 目的</p> <p>○本評価基準では、福祉施設・事業所 <u>(法人)</u> が地域社会における福祉向上に<u>積極的な役割を果たすために、把握した地域</u>の具体的な福祉ニーズや<u>生活課題等にもとづいた独自の</u>公益的な事業・活動を積極的に<u>行っているか</u>を評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>評価基準の考え方と評価の留意点</u></p> <p>(1) 目的</p> <p>○本評価基準では、福祉施設・事業所が地域社会における福祉向上に役割を果たすために、<u>地域の具体的な福祉ニーズを把握し、これにもとづく福祉施設・事業所</u>独自の公益的な事業・活動を積極的に<u>行っているか</u>を評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○<u>福祉施設・事業所は、社会福祉に関する知識と専門性ととも</u>に福祉サービスを実施するという<u>公益性を有する組織として、地域社会における役割や機能を発揮するために、地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に</u>行うことが必要です。</p> <p>○<u>地域住民からの意見や要望を把握する場合は、たとえば、相談事業を活性化させてその中でニーズを把握する、地域交流のイベント時にアンケートを実施する、など主体的に動くことが重要</u>です。</p> <p>○<u>日常的な福祉サービスの実施を通じて、当該福祉サービスでは対応できない利用者等のニーズを把握することも必要</u>です。</p> <p>○<u>また、把握した福祉ニーズにもとづき、これらを解決・改善するための福祉施設・事業所の公益的な事業・活動を行うことも必要</u>です。</p>

改正後	現行
<p><u>(削除)</u></p> <p>○福祉施設・事業所（法人）においては、その有する機能をもって地域の福祉ニーズ等を解決・緩和する活動・事業の実施主体となることと、あるいは、地域住民の主体的な活動を促進・支援することなどの取組が求められます。</p> <p>○把握した福祉ニーズ等にもとづき、これらを解決・改善するための福祉施設・事業所（法人）による公益的な事業・活動を行うことも必要です。</p> <p>○特に、社会福祉法人については、法人固有の使命・役割と社会福祉等の関係・事項等を具体化するため、既存制度では対応しきれない生活困窮、生活問題等の支援・解決など、地域社会での貢献活動を主体的、積極的に進めていくことが重要です。</p> <p>○また、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会等を開催し、地域住</p>	<p>特に、社会福祉法人については、既存制度では対応しきれない生活困窮問題等の支援など、地域社会での貢献活動を主体的、積極的に進めていくことが重要です。</p> <p>○地域社会では、地域経済や生活環境の変化等（雇用環境の変化、単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯の増加、大規模団地等の集合住宅の課題等）により、従来の社会福祉事業が対象とする範囲以外の生活課題・福祉課題等が顕著化しています。また、地域における生活課題・福祉課題の解決・緩和においては、福祉施設・事業所による専門的な地域への支援のみならず、地域住民の主体的な活動、協力の促進も重要です。</p> <p>○福祉施設・事業所においては、その有する機能をもって地域の生活課題・福祉課題を解決・緩和する活動・事業の実施主体となること、あるいは、地域住民の主体的な活動を促進・支援することなどの取組が求められます。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

民の福祉に対する理解の促進や地域づくりのための取組も必要です。

○こうした福祉施設・事業所の専門的な知識・技術や情報の地域への提供は、地域との関わりを深め、地域の人びとの福祉施設等への理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにもつながっていきます。

○把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動は、福祉施設・事業所において地域の福祉ニーズ等や事業・活動の目的を共有し、継続的かつ効果的に取組を実施するため、事業計画等で明示することが必要です。

○また、災害時には、利用者の安全確保と施設・設備の使用を含め事業継続が可能であることを前提として、二次被害や混乱が起きないよう十分に留意し、可能な範囲で被災した福祉的な支援を必要とする人びとや住民への支援・取組を実施します。

○災害時において、地域の社会資源としての役割等を踏まえ、職員への説明や必要な研修の実施など、その備えを計画的に確保していくことが必要です。

○福祉施設・事業所は、災害時に福祉避難所として指定されている場合や避難所となる場合も想定されるため、日頃から災害時の行政や地域との連携・協力に関する事項を決定・確認しておくことも求められます。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

改正後	現行
<p><u>○また、福祉施設・事業所（法人）のこうした役割や取組を日頃から地域へ知らせるための情報提供等の取組も必要です。</u></p> <p>(3) 評価の留意点 <u>(削除)</u></p> <p><u>○社会福祉法人が運営する福祉施設・事業所においては、社会福祉法に定める「地域における公益的な取組」の実施に係る責務や社会福祉充実残額を活用して行われる「地域公益事業」等が本評価基準における地域での公益的な事業・活動にあたります。</u></p> <p><u>○福祉施設・事業所（法人）の規模や支援の形態、所在する地域によって、具体的な取組はさまざまです。本評価基準の趣旨に沿って、個々の取組について評価を行います。</u></p> <p><u>○地域での公益的な事業・活動は、福祉施設・事業所が実施する地域の福祉ニーズ等に応じた取組や事業であって、原則として公的な費用負担のない取組や事業等を評価します。</u></p> <p><u>○なお、行政からの委託又は補助等を受けて実施している事業は評価の対象としません。ただし、このような公的な費用負担があっても福祉施設・事業所の資産等を活用した追加のサービスが行われている</u></p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 評価の留意点 <u>○施設・事業者が、法定の社会福祉事業及び自治体の補助事業以外に独自に行う取組を評価します。行政からの依頼によりサービス・事業を新規受託することは、評価の対象としませんが、いままで地域の福祉ニーズにもとづいて先駆的に施設・事業者が独自に実施していた事業・活動を発展させ公的に位置づけ、行政側から委託を受けた場合には評価の対象とします。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p><u>る場合には評価の対象とします。</u></p> <p>○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、<u>事業・活動の計画等</u>の書面でも確認します。</p> <p>○<u>福祉施設・事業所ではなく、法人として行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。</u></p> <p>○<u>地域での公益的な事業・活動の情報発信については、II-3-(1)-①で評価します。</u></p>	<p>○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>III 適切な福祉サービスの実施</p> <p>III-1 利用者本位の福祉サービス</p> <p><u>III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</u></p>	<p>III 適切な福祉サービスの実施</p> <p>III-1 利用者本位の福祉サービス</p> <p><u>III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。</u></p>
<p><u>28 III-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。</u> (略)</p> <p><u>29 III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。</u></p>	<p><u>28 III-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。</u> (略)</p> <p><u>29 III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。</u></p>
<p>【判断基準】</p> <p>a) 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、利用者のプライバシーに配慮した福祉サービス提供が行われている。</p>	<p>【判断基準】</p> <p>a) 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備し、利用者のプライバシーと権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。</p>

改正後

- b) 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、利用者のプライバシーに配慮した福祉サービスの提供が十分ではない。
- c) 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

評価の着眼点

□利用者のプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。

(削除)

(削除)

□規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。

□一人ひとりの利用者にとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、利用者のプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。

□利用者や家族にプライバシー保護に関する取組を周知している。

現行

- b) 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、利用者のプライバシーと権利擁護に配慮した福祉サービスの提供が十分ではない。
- c) 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

評価の着眼点

□利用者のプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。

□利用者の虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。

□利用者のプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。

(新設)

□一人ひとりの利用者にとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、利用者のプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。

□利用者や家族にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。

改正後	現行
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <p>○本評価基準は、利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に<u>理解を図る</u>ための取組とともに、利用者のプライバシーに配慮した福祉サービスの提供が行われているか評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○利用者の日常生活におけるプライバシーの保護は、利用者を尊重した福祉サービスの提供における重要事項です。</p> <p>(略)</p> <p>○プライバシー保護に関する取組が、規程・マニュアル等にもとづき実施されることはもとより、取組を利用者や家族に周知すること求められます。</p>	<p><u>規程・マニュアル等にもとづいた福祉サービスが実施されている。</u></p> <p><u>不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。</u></p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点</p> <p>(1) 目的</p> <p>○本評価基準は、利用者のプライバシー保護を<u>はじめ、虐待防止といった利用者の権利擁護</u>に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に<u>周知するための取組を行う</u>とともに、利用者のプライバシーと<u>権利擁護</u>に配慮した福祉サービスの提供が行われているか評価します。</p> <p>(2) 趣旨・解説</p> <p>○利用者の日常生活におけるプライバシーの保護は、利用者を尊重した福祉サービスの提供における重要事項です。<u>また、プライバシーの保護のみならず、虐待防止といった利用者の権利擁護に関する取組も同様です。</u></p> <p>(略)</p> <p>○プライバシー保護と<u>権利擁護</u>に関する取組が、規程・マニュアル等にもとづき実施されることはもとより、取組を利用者や家族に周知すること求められます。<u>また、福祉施設・事業所において、プライバシー保護や権利擁護に関する不適切な事案が生じた場合を想定し、対応方法等を明確にしておくことも必要です。</u></p>

改正後	現行
<p>(3) 評価の留意点</p> <p>○利用者のプライバシーに配慮した福祉サービスの提供の前提として、職員が、プライバシー保護に関する基本的な知識や社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解すること、福祉施設・事業所の特性に応じた留意点等に関する規程・マニュアル等を作成して理解を図ることが必要です。よって、職員等を配布しただけでは取組は不十分です。</p> <p>(略)</p> <p>Ⅲ-1-(2)・Ⅲ-1-(3) (略)</p> <p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p> <p>34 Ⅲ-1-(4)-①・35 Ⅲ-1-(4)-② (略)</p> <p>36 Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 利用者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。</p> <p>b) 利用者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。</p> <p>c) 利用者からの相談や意見の把握をしていない。</p>	<p>(3) 評価の留意点</p> <p>○利用者のプライバシーと権利擁護に配慮した福祉サービスの提供の前提として、職員が、プライバシー保護や権利擁護に関する基本的な知識や社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解すること、福祉施設・事業所の特性に応じた留意点等に関する規程・マニュアル等を作成して周知徹底することが必要です。よって、職員に規程・マニュアル等を配布しただけでは取組は不十分であり、「b」評価とします。</p> <p>(略)</p> <p>Ⅲ-1-(2)・Ⅲ-1-(3) (略)</p> <p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p> <p>34 Ⅲ-1-(4)-①・35 Ⅲ-1-(4)-② (略)</p> <p>36 Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p> <p>【判断基準】</p> <p>a) 利用者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。</p> <p>b) 利用者からの意見や意見を把握しているが、組織的かつ迅速に対応していない。</p> <p>c) 利用者からの相談や意見の把握、対応が十分ではない。</p>

改正後	現行
<p>評価の着眼点 <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>□職員は、日々の福祉サービスの提供において、利用者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。</p> <p>□意見箱の設置、アンケートの実施等、利用者の意見を積極的に把握する取組を行っている。</p> <p><u>□相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。</u></p> <p>□職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。</p> <p>□意見等にもとづき、福祉サービスの質の向上に関わる取組が行われている。</p> <p><u>□対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。</u></p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略)</p>	<p>評価の着眼点</p> <p><u>□相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。</u></p> <p><u>□対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。</u></p> <p>□職員は、日々の福祉サービスの提供において、利用者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。</p> <p>□意見箱の設置、アンケートの実施等、利用者の意見を積極的に把握する取組を行っている。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>□職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。</p> <p>□意見等にもとづき、福祉サービスの質の向上に関わる取組が行われている。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略)</p>

改正後	現行
<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○対応マニュアル等においては、利用者の意見や要望、提案等にもとづく福祉サービスの質の向上に関する姿勢をはじめ、苦情解決の仕組み同様に、意見や要望、提案等を受けた後の手順、具体的な検討・対応方法、記録方法、利用者への経過と結果の説明、<u>公開</u>の方法等がその内容別に具体的に記載されていることが必要です。また、仕組みを効果的なものとする観点からマニュアル等については、適宜見直しを行うことが必要となります。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。 (略)</p> <p>Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保 Ⅲ-2-(1)・Ⅲ-2-(2) (略)</p> <p>Ⅲ-2-(3) 福祉サービスの実施の記録が適切に行われている。</p> <p>44 Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。 (略)</p>	<p>(2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○対応マニュアル等においては、利用者の意見や要望、提案等にもとづく福祉サービスの質の向上に関する姿勢をはじめ、苦情解決の仕組み同様に、意見や要望、提案等を受けた後の手順、具体的な検討・対応方法、記録方法、利用者への経過と結果の説明、<u>公表</u>の方法等がその内容別に具体的に記載されていることが必要です。また、仕組みを効果的なものとする観点からマニュアル等については、適宜見直しを行うことが必要となります。</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。 (略)</p> <p>Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保 Ⅲ-2-(1)・Ⅲ-2-(2) (略)</p> <p>Ⅲ-2-(3) 福祉サービスの実施の記録が適切に行われている。</p> <p>44 Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。 (略)</p>

改正後	現行
<p>45 III-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略) (2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○個人情報保護については、<u>平成29年5月に施行された「個人情報保護に関する法律」の改正の内容とともに、個人情報保護委員会から公表された「ガイドライン」等への理解と、取組が求められます。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>45 III-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。</p> <p>【判断基準】 (略)</p> <p>評価の着眼点 (略)</p> <p>評価基準の考え方と評価の留意点 (1) 目的 (略) (2) 趣旨・解説 (略)</p> <p>○個人情報保護については「個人情報の保護に関する法律（<u>個人情報保護法</u>）」とともに、<u>福祉・介護分野における個人情報保護に関するガイドライン</u>等の理解と、取組が求められます。</p> <p>○厚生労働省は、<u>「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン（平成16年11月30日通達）」</u>、「<u>福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成25年3月29日通達）」</u>、「<u>医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日通知、平成18年4月21日改正、平成22年9月17日改正）</u>」を示しています。</p>

改正後	現行
<p>○とくに厳格な個人情報の管理が求められる特定分野には、<u>個人情報保護委員会から、その分野についてのガイドランスが公表されています。介護関係事業者は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドランス」、「同 Q&A（事例集）」に即した適切な取組が必要です。また、ガイドランスの対象とならない福祉施設・事業所にあっても、その高い公益性を踏まえ可能な範囲でガイドランスに準拠した取組を行うことで利用者等からの信頼を得ていくことが大切です。</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(別添5) 福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>(別紙) 第三者評価結果 (略)</p> <p>評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織 (略)</p> <p>評価対象 II 組織の运营管理 II-1～II-3 (略)</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>(3) 評価の留意点 (略)</p> <p>(別添5) 福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン</p> <p>①～⑧ (略)</p> <p>(別紙) 第三者評価結果 (略)</p> <p>評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織 (略)</p> <p>評価対象 II 組織の运营管理 II-1～II-3 (略)</p>

改正後		現行	
II-4 地域との交流、地域貢献		II-4 地域との交流、地域貢献	
第三者評価結果		第三者評価結果	
II-4-(1)・II-4-(2) (略)		II-4-(1)・II-4-(2) (略)	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
26	II-4-(3)-① <u>地域の福祉ニーズ等を把握するため</u> <u>の取組が行われている。</u>	26	II-4-(3)-① <u>福祉施設・事業所が有する機能を地</u> <u>域に還元している。</u>
<コメント>		<コメント>	
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益 的な事業・活動が行われている。	27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的 な事業・活動が行われている。
<コメント>		<コメント>	
評価対象III 適切な福祉サービスの実施		評価対象III 適切な福祉サービスの実施	
III-1 利用者本位の福祉サービス		III-1 利用者本位の福祉サービス	
第三者評価結果		第三者評価結果	
III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	
28	III-1-(1)-① (略)	28	III-1-(1)-① (略)
29	III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等に配慮 した福祉サービス提供が行われてい る。	29	III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の <u>権利</u> <u>擁護</u> に配慮した福祉サービス提供が 行われている。
<コメント>		<コメント>	
III-1-(2)～III-1-(5) (略)		III-1-(2)～III-1-(5) (略)	
III-2 福祉サービスの質の確保 (略)		III-2 福祉サービスの質の確保 (略)	

改正後	現行
(別添6) 評価調査者養成研修等モデルカリキュラム (略)	(別添6) 評価調査者養成研修等モデルカリキュラム (略)

改正後	現行
<p>(別紙) 福祉サービス第三者評価事業に関する指針 (略)</p> <p>(別添1) 都道府県推進組織に関するガイドライン</p> <p>1 (略)</p> <p>2 業務 都道府県推進組織は、以下の業務を行うものとする。 ①～③ (略) ④ 評価調査者養成研修、<u>評価調査者継続研修及び更新時研修</u>に関すること ⑤～⑦ (略)</p> <p>3 組織 都道府県推進組織には、2の業務を実施するに当たり、第三者評価事業の公正・中立性及び専門性を確保する観点から、各々の業務に關し次に掲げる委員会を設置するものとする。 なお、都道府県推進組織の判断の下、次に掲げる委員会のほか、必要な委員会を設置することは差し支えないものとする。</p> <p>(1) (略) (2) 第三者評価基準委員会 ①・② (略) ③ 評価調査者養成研修、<u>評価調査者継続研修及び更新時研修</u>に関すること ④ (略)</p>	<p>(別紙) 福祉サービス第三者評価事業に関する指針 (略)</p> <p>(別添1) 都道府県推進組織に関するガイドライン</p> <p>1 (略)</p> <p>2 業務 都道府県推進組織は、以下の業務を行うものとする。 ①～③ (略) ④ 評価調査者養成研修<u>及び評価調査者継続研修</u>に関すること ⑤～⑦ (略)</p> <p>3 組織 都道府県推進組織には、2の業務を実施するに当たり、第三者評価事業の公正・中立性及び専門性を確保する観点から、各々の業務に關し次に掲げる委員会を設置するものとする。 なお、都道府県推進組織の判断の下、次に掲げる委員会のほか、必要な委員会を設置することは差し支えないものとする。</p> <p>(1) (略) (2) 第三者評価基準委員会 ①・② (略) ③ 評価調査者養成研修<u>及び評価調査者継続研修</u>に関すること ④ (略)</p>

改正後	現行
<p>4～6 (略)</p> <p>7 評価調査者養成研修、<u>評価調査者継続研修</u>、<u>評価調査者</u>、<u>第三者評価機関の</u><u>評価調査者</u>（<u>評価調査者の</u><u>都道府県推進組織は、</u><u>第三者評価機関の</u><u>評価調査者</u>（<u>評価調査者の</u><u>候補を含む。</u>）<u>に対して、</u><u>評価調査者養成研修</u>、<u>評価調査者継続研修</u><u>及び</u><u>更新時研修</u><u>を行うものとする。</u>） <u>なお、カリキュラムについては別添6「評価調査者養成研修等モデルカリキュラム」を参考にするものとし、その講師は原則として全国社会福祉協議会が実施する評価調査者指導者研修を修了した者が行うものとする。</u></p> <p>(別添2) 福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン</p> <p>1 (略)</p> <p>2 その他 (1) (略)</p> <p>(2) 第三者評価機関認証の更新 <u>第三者評価機関の認証は更新することができる。</u> <u>この際、社会的養護関係施設第三者評価機関を除き、認証の更新を行う日の属する年度の前年度からの直近3か年度における評価件数（社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。以下同じ。）が10件以上の場合にあっては、当該第三者評価機関に所属する評価調査者が全国推進組織又は都道府県推進組織が行う更新研修を受講するよう努めなければならないものとし、当該評価件数が10</u></p>	<p>4～6 (略)</p> <p>7 評価調査者養成研修<u>及び</u>評価調査者継続研修 都道府県推進組織は、第三者評価機関の評価調査者（評価調査者の候補を含む。）に対して、評価調査者養成研修<u>及び</u>評価調査者継続研修を行うものとする。 <u>なお、カリキュラムについては別添6「評価調査者養成研修等モデルカリキュラム」を参考にするものとし、その講師は原則として全国社会福祉協議会が実施する評価調査者指導者研修を修了した者が行うものとする。</u></p> <p>(別添2) 福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン</p> <p>1 (略)</p> <p>2 その他 (1) (略)</p> <p>(2) 第三者評価機関認証の取消し 以下のいずれかに該当した場合、<u>第三者評価機関認証を取り消すことができる。</u></p>

改正後	現行
<p><u>件未満の場合にあっては、当該更新を行う年度中に、当該更新時研修を必ず受講しなければならないものとする。</u></p> <p><u>また、以下のいずれかに該当する場合には、更新は行わないものとする。</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ (5)に定める定期的な事業報告又は都道府県推進組織への協力を行わない場合</p> <p>エ (略)</p> <p><u>(3) 第三者評価機関認証の取消し</u></p> <p><u>第三者評価機関認証は、(2)において更新研修を受講しなればならないにもかかわらず、当該研修を受講していない場合にあつては、都道府県推進組織が当該都道府県における当該認証の状況その他の事情を斟酌した上で、当該認証の継続が必要と認める場合を除き、原則として取り消すものとし、同項に掲げる各号のいずれかに該当した場合にあっては、その有効期間にかかわらず、取り消すものとする。</u></p> <p>(4) 第三者評価機関からの認証辞退の取扱い (略)</p> <p>(5) 都道府県推進組織との関係 (略)</p> <p>(6) 他都道府県の第三者評価機関の認証 (略)</p>	<p>ア・イ (略)</p> <p>ウ (4)に定める定期的な事業報告又は都道府県推進組織への協力を行わない場合</p> <p>エ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) 第三者評価機関からの認証辞退の取扱い (略)</p> <p>(4) 都道府県推進組織との関係 (略)</p> <p>(5) 他都道府県の第三者評価機関の認証 (略)</p>

改正後		現行	
(別添3) 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン (略)	(別添3) 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン (略)	(別添3) 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン (略)	(別添3) 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン (略)
(別添4) 福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン (略)	(別添4) 福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン (略)	(別添4) 福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン (略)	(別添4) 福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン (略)
(別添5) 福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン (略)	(別添5) 福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン (略)	(別添5) 福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン (略)	(別添5) 福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン (略)
(別添6) 評価調査者養成研修等モデルカリキュラム	(別添6) 評価調査者養成研修等モデルカリキュラム	(別添6) 評価調査者養成研修等モデルカリキュラム	(別添6) 評価調査者養成研修等モデルカリキュラム
<u>評価調査者養成研修</u> (略)	<u>評価調査者養成研修</u> (略)	<u>評価調査者養成研修</u> (略)	<u>評価調査者養成研修</u> (略)
<u>評価調査者継続研修</u> (略)	<u>評価調査者継続研修</u> (略)	<u>評価調査者継続研修</u> (略)	<u>評価調査者継続研修</u> (略)
<u>更新時研修</u>			<u>(新設)</u>

区分	研修課題	形態・ 時間数	目的	内容
	1. <u>社会福祉制度の動向</u>	<u>講義・1時間</u> <u>30分</u>	<u>社会福祉制度の直近の制度改正の内容について理解する。</u>	<u>社会福祉制度の直近の制度改正の理念、内容等について講義を行う。</u>

<p>2. 分野ごとの第三者評価のポイント</p>	<p>講義・2時間</p>	<p>分野ごとの第三者評価の実施に当たって、留意すべきポイントについて理解する。</p>	<p>分野ごとの第三者評価の実施に当たって、積極的に評価すべき取組や留意すべきポイントについて講義を行う。</p>
<p>3. 演習</p>	<p>演習・2時間</p>	<p>分野ごとの特徴を踏まえた第三者評価が適切に行えるよう、評価の技術や、視点を習得する。</p>	<p>分野ごとの第三者評価事例や、事業所における先進的な取組についてグループワークを行う。</p>
<p>4. 講評・まとめ</p>	<p>全体 会・1時間</p>	<p>演習の成果に基づいて評価調査者として求められる技術や態度等についてあらためて理解を深める。</p>	<p>各グループにてとりまとめた演習の成果を発表し、講師からの講評を行う。</p>

雇児発0401第12号
社援発0401第33号
老 発0401第11号
平成26年4月1日

(最終改正：平成30年3月26日)

各 都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
社 会 ・ 援 護 局 長
老 健 局 長
(公 印 省 略)

「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について

福祉サービス第三者評価（社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から行った評価をいう。以下同じ。）を行う事業（以下「福祉サービス第三者評価事業」という。）については、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（平成16年5月7日付け雇児発第0507001号、社援発第0507001号、老発第0507001号。以下「旧指針」という。）により実施しているところであるが、

- ①サービスの種別にかかわらず共通的に取り組む項目（共通評価項目）に、ばらつきがみられる
- ②福祉サービス第三者評価事業の目的・趣旨が他制度との違いが明確でない等の要因により広く認識されていない
- ③第三者評価機関（以下「評価機関」という。）や評価調査者により、評価結果のばらつきがみられる
- ④受審件数が少ない

等の課題が各方面から指摘されているところである。

また、「規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）」においても、「保育所に対する第三者評価について、評価機関と評価者の質の向上を図るための対応を平成25年度中に行う」こととされているところである。

このような現状を踏まえ、福祉サービス第三者評価事業の本来の目的である

- ①個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結

びつけること

②福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資する情報となること

を強化し、本事業の質の向上を図るためには「評価機関及び評価調査者」、「評価基準」、「結果の報告・公表方法」について、一体的に見直すことが重要であるとの方向性のもと、本事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）に設けられた「福祉サービスの質の向上推進委員会」において検討することを要請し、見直しを行ったところである。

今般、同委員会報告を踏まえ、旧指針の別紙「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」、同指針に示す「共通評価基準ガイドライン」及び「公表ガイドライン」並びに「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」について（平成16年8月24日付け雇児総発第0824001号、社援基発第0824001号、障企発第0824001号、老計発第0824001号（以下「判断基準ガイドライン」という。））について別添のとおり改正し、福祉サービス第三者評価事業に関する指針として、平成26年4月1日から適用することとした。

各都道府県においては、下記に示した各ガイドラインの改正の趣旨・目的やその内容を十分に踏まえた上で、都道府県推進組織及び貴管内市町村並びに所管法人等関係者への周知はもちろんのこと、円滑に福祉サービス第三者評価事業の実施が図られるよう関係規定の見直し、評価調査者の養成研修及び現任研修の早期実施など適切に対応いただくようお願いしたい。

また、今般改正した各ガイドラインについては、福祉サービス第三者評価事業の更なる推進に向け、実施状況を検証した上で必要に応じて見直しを行うこととしているので、事業の実施に際しては、本指針を使用していただくことのほか、本指針に関する改善などの措置を講ずることが必要と思慮される事項がある場合には、ご報告願いたい。

なお、本指針については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知するものである。

本通知の発出により、旧指針及び判断基準ガイドラインについては廃止する。

※ 今般の改正については、施設・事業種別に関わりなく共通的に取り組む事項について整理したものであり、施設・事業種ごとの特性に応じた内容評価基準については、順次見直しを行うこととしている。

記

I 共通評価基準ガイドライン及び判断基準ガイドラインの見直し

福祉サービス第三者評価事業の実施に当たり、施設・事業所が主体的にかつ継続的に質の向上に取り組めるよう、共通評価基準ガイドラインを見直すとともに、同ガイドラインの趣旨・目的及び評価内容の理解が促進されるよう、判断基準ガイドラインを見直し、本通知に含めることとした。

1 評価項目の整理・統合

評価項目について、法人の基本理念の明文化の有無と周知状況を分離して確認していたもの等の項目の整理・統合、運営の透明性を高める取組みに関する項目の追加、地域ニーズに対する公益的取組みや、福祉人材の育成、リスクマネジメントに関する項目を見直す等、評価項目の重点化を行った。その結果、項目数について、53項目から45項目に変更となった。

2 判断水準 (a, b, c) の検討

判断水準 (a, b, c) について定義が明確に示されていない、又「a」評価でなければ適切なサービスが提供されていないとの誤解を招くとの意見等を踏まえ、最低基準を満たしていることを前提として、「a評価」(よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態)、「b評価」(aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組みの余地がある状態)、「c評価」(b以上の取組みとなることを期待する状態)と位置付けを改訂した。

3 評価項目の解説事項の整理・その他

解説事項については、施設・事業所及び評価機関に対して評価項目の理解の促進が図られるよう、体系的に整理されていなかった評価基準の考え方や評価の留意点について、(1)目的、(2)趣旨・解説、(3)評価の留意点を明確に区分し、内容の拡充を行うとともに、評価の着眼点についても再整理した。

その他、評価項目を見やすくするため、構成を見開き1枚で表現できるように見直しを実施した。

II 公表ガイドラインの見直し

利用者への適切な情報提供及び施設・事業所が質の向上・改善に取り組めるよう、評価結果の報告・公表様式を見直した。

- 1 評価結果を公表する意義を明確化し、従前からの特に評価すべき事項等に加え、施設・事業所の概要、特徴的な取組みを記載できるよう項目を追加。

2 評価結果の判定理由のコメントについて、評価対象毎から評価細目毎に詳細なコメントを付することができるよう変更。

(別紙) 福祉サービス第三者評価事業に関する指針

1 福祉サービス第三者評価事業の目的等について

(1) 経営者の責務及び福祉サービス第三者評価事業の位置づけ

社会福祉法第78条第1項では、社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの質の評価その他の措置を講ずることにより、利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならないこととされており、社会福祉事業の経営者が福祉サービス第三者評価を受けることは、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置の一環であること。したがって、福祉サービス第三者評価事業は、一義的には社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するための事業であること。

また、本事業は、(2)に規定するとおり、利用者の適切なサービス選択に資するものともなり得ることから、社会福祉事業の経営者は、これらの意義を踏まえ、福祉サービス第三者評価を積極的に受審することが望ましいものであること。

(2) 福祉サービス第三者評価事業の目的

福祉サービス第三者評価事業は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけることを目的とするものであること。

なお、福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報となること。

(3) 国の責務

社会福祉法第78条第2項では、国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならないこととされており、福祉サービス第三者評価事業の普及促進等は、国の責務であること。

2 福祉サービス第三者評価事業の推進体制

(1) 全国の推進組織

ア 業務

全社協は、福祉サービス第三者評価事業の推進及び都道府県における福祉サービス第三者評価事業の推進組織（以下「都道府県推進組織」という。）に対する支援を行う観点から、以下の業務を行うこと。

- ① 都道府県推進組織に関するガイドライン（別添1）の策定・更新に関すること

- ② 福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン（別添2）の策定・更新に関すること
- ③ 福祉サービス第三者評価基準ガイドライン（別添3）の策定・更新に関すること
- ④ 福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン（別添4）の策定・更新に関すること
- ⑤ 福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン（別添5）の策定・更新に関すること
- ⑥ 評価調査者養成研修等モデルカリキュラム（別添6）の作成・更新その他評価調査者養成研修に関すること
- ⑦ 福祉サービス第三者評価事業の普及・啓発に関すること
- ⑧ その他福祉サービス第三者評価事業の推進に関すること

イ 組織

アの業務を実施するに当たり、

- ① 福祉サービス第三者評価事業の推進等により、施設・事業所の福祉サービスの質の向上を図る観点から、学識経験者等で構成される福祉サービスの質の向上推進委員会
- ② 福祉サービス第三者評価基準及び福祉サービス第三者評価機関認証要件等に関する情報交換その他福祉サービス第三者評価事業に関する普及・啓発のための協議を行うため、都道府県推進組織及び福祉サービス第三者評価機関を構成員とする評価事業普及協議会

が各々全社協に設置されること。

(2) 都道府県の推進組織

都道府県は、都道府県の判断の下、「都道府県推進組織に関するガイドライン」に基づき、都道府県推進組織を設置すること。

都道府県推進組織に関するガイドライン

1 設置

都道府県における福祉サービス第三者評価事業（以下「第三者評価事業」という。）の推進組織（以下「都道府県推進組織」という。）は、都道府県、都道府県社会福祉協議会、公益法人又は都道府県が適当と認める団体に設置するものとする。

なお、都道府県推進組織は、各都道府県に一つに限り設置するものとする。

また、都道府県は、都道府県推進組織の適切な運営の確保に努めるものとする。

2 業務

都道府県推進組織は、以下の業務を行うものとする。

- ① 第三者評価機関の認証に関すること
- ② 第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること
- ③ 第三者評価結果の取扱いに関すること
- ④ 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関すること
- ⑤ 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関すること
- ⑥ 第三者評価事業に関する苦情等への対応に関すること
- ⑦ その他第三者評価事業の推進に関すること

3 組織

都道府県推進組織には、2の業務を実施するに当たり、第三者評価事業の公正・中立性及び専門性を確保する観点から、各々次の業務に関し次に掲げる委員会を設置するものとする。

なお、都道府県推進組織の判断の下、次に掲げる委員会のほか、必要な委員会を設置することは差し支えないものとする。

(1) 第三者評価機関認証委員会

- ① 第三者評価機関の認証に関すること
- ② 第三者評価事業に関する苦情等への対応に関すること
- ③ その他第三者評価事業の推進に関すること

(2) 第三者評価基準等委員会

- ① 第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること
- ② 第三者評価結果の取扱いに関すること

- ③ 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修に関すること
- ④ 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関すること

4 第三者評価機関の認証

(1) 第三者評価機関認証要件

都道府県推進組織は、別添2「福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン」に基づいて、第三者評価機関認証要件を策定するものとする。

ただし、都道府県の状況等を勘案して必要な場合には、「福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン」を満たした上で所要の修正を行うことは差し支えないものとする。

(2) 第三者評価機関の認証

都道府県推進組織は、第三者評価機関の申請を受け、都道府県推進組織が策定した第三者評価機関認証要件に基づき認証を行うものとする。

(3) 第三者評価機関の質の向上

都道府県推進組織は、質の高い第三者評価機関の確保のため、他の都道府県推進組織で認証を受けている第三者評価機関についても認証を行うよう努めるものとする。

5 第三者評価基準及び第三者評価の手法

(1) 第三者評価基準

都道府県推進組織は、別添3「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」及び別添4「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」に基づいて、第三者評価基準を策定するものとする。

ただし、都道府県の状況等を勘案して必要な場合には、別添3「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」及び別添4「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」を満たした上で所要の修正を行うことは差し支えないものとする。

(2) 第三者評価の手法

① 第三者評価の方法

第三者評価の方法は、これを受審する事業所の自己評価結果等を活用した書面調査及び訪問調査によって行うものとする。

この際、当該事業所から提出を求める書類等については、可能な限り既存の資料を活用するなど、事業所の負担軽減に配慮すること。

② 第三者評価を行う事業所に関する留意事項

第三者評価機関は、自らが直接経営する事業所、並びに、評価調

査者は、自らが直接関係する事業所の第三者評価を行うことはできないものとする。

③ 第三者評価結果のとりまとめ方法

第三者評価結果のとりまとめは、第三者評価の公正・中立性を確保する観点から、評価調査者の合議によって行うものとする。

その際、学識経験者等により構成される評価決定委員会を設置し、合議を行うことが望ましい。

(3) 利用者の意向の把握

利用者の意向を把握することの重要性に鑑み、第三者評価と併せて利用者調査を実施するよう努めるものとする。

6 第三者評価結果の取扱い

(1) 第三者評価機関における取扱い

第三者評価機関は、事業所の同意を得て別添5「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づき、第三者評価結果を公表するものとする。その際、「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」を満たした上で所要の修正を行うことは差し支えないものとする。

また、第三者評価機関は、都道府県推進組織に対して、「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づき、第三者評価結果を報告するものとする。

なお、第三者評価機関は、都道府県推進組織に対して、「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づき、第三者評価結果を報告することにより、上記に掲げる公表に替えて差し支えないものとする。

(2) 都道府県推進組織における取扱い

都道府県推進組織は、第三者評価機関からの第三者評価結果の報告を受け、「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づき、当該第三者評価結果を公表するものとする。また、併せて、事業所の所在する市町村に対して当該第三者評価結果を情報提供するなど、地域住民等に対する周知・広報に努めるものとする。

ただし、「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」を満たした上で所要の修正を行うことは差し支えないものとする。

なお、公表することについて事業所の同意を得ていない第三者評価結果については、公表しないものとする。

7 評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修

都道府県推進組織は、第三者評価機関の評価調査者（評価調査者の候補を

含む。) に対して、評価調査者養成研修及び評価調査者継続研修を行うものとする。

なお、カリキュラムについては別添6「評価調査者養成研修等モデルカリキュラム」を参考にするものとし、その講師は原則として全国社会福祉協議会が実施する評価調査者指導者研修を修了した者が行うものとする。

8 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発

(1) 情報公開

都道府県推進組織は、都道府県推進組織に関する事項及び認証した第三者評価機関に関する事項(例:名称、代表者名、所在地、評価対象サービス及び評価料金等)についての情報公開を行うものとする。

(2) 普及・啓発

① 受審率の数値目標の設定及び公表

都道府県推進組織は、第三者評価事業の受審促進に向けた数値目標の設定及び公表に努めなければならないものとする。

② 実施状況の評価等

都道府県推進組織は、受審率など本事業の実施状況の評価を行った上で、第三者評価事業に対する正しい理解及び受審の促進に向けた普及・啓発を行うものとする。

9 第三者評価事業に関する苦情等への対応

都道府県推進組織は、第三者評価事業に対する苦情等に対して、適切に対応するものとする。

10 その他第三者評価事業の推進に関すること

(1) 第三者評価機関との情報交換等

都道府県推進組織は、認証した第三者評価機関との定期的な情報交換を行う等、第三者評価事業の推進に関する業務を行うものとする。

(2) 事業の実施状況等の報告

都道府県推進組織は、毎事業年度終了後速やかに全国社会福祉協議会に対し、全国社会福祉協議会が別途定める様式等により、事業の実施状況等を報告するものとする。

福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン

1 第三者評価機関認証要件

(1) 組織体制・規程等

- ① 法人格を有すること。
- ② 評価調査者に関し、次の要件を満たすこと。
 - ア 次の a 又は b に該当する評価調査者をそれぞれ 1 名以上設置すること。
 - a 組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
 - b 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
 - イ 評価調査者は、都道府県推進組織が行う評価調査者養成研修を受講し修了していること。
 - ウ その他
 - a 評価調査者に対して定期的な研修機会を確保すること。
 - b 一件の第三者評価に2人以上(②-ア-a 又は b の双方を含む)の評価調査者が一貫してあたること。
- ③ 事業内容に関する透明性を確保するために以下の規程等を整備し、公開していること。
 - ア 所属する評価調査者一覧(評価調査者養成研修の修了に関すること、上記②-ア-a 又は b に関する資格又は主な経歴。なお、氏名については非公開も可)
 - イ 事業内容等に関する規程(第三者評価を実施するサービス種別を含む)
 - ウ 第三者評価の手法
 - エ 守秘義務に関する規程
 - オ 倫理規程
 - カ 料金表
 - キ 評価事業の実績
- ④ 第三者評価を受けた事業者等からの苦情等への対応体制を整備していること。

(2) 第三者評価基準、第三者評価の手法及び第三者評価結果の取扱い

「都道府県推進組織に関するガイドライン」の「5. 第三者評価基準及び第三者評価の手法」及び「6. 第三者評価結果の取扱い」において定められた第三者評価基準、第三者評価の手法及び第三者評価結果の取扱いを満たすこと。

2 その他

(1) 第三者評価機関認証の有効期間

第三者評価機関認証の有効期間は、認証を受けた日から3年間とする。

(2) 第三者評価機関認証の取消し

以下のいずれかに該当した場合、第三者評価機関認証を取り消すことができる。

ア 第三者評価機関認証要件のいずれか一つが欠けた場合

イ 原則として過去3年間、評価実績がない場合

ウ (4)に定める定期的な事業報告又は都道府県推進組織への協力を行わない場合

エ 不正な行為が行われた場合

なお、不正な行為とは次の行為をいう。

a 第三者評価を行った事業者から評価料金とは別に金品を受取ること

b 守秘義務に違反すること

c サービス利用者や事業者の人権を侵害すること

d 法令に違反すること

e その他社会通念上不正な行為と認められる行為

(3) 第三者評価機関からの認証辞退の取扱い

認証を辞退する第三者評価機関は、都道府県推進組織に届出を行うものとする。

(4) 都道府県推進組織との関係

① 定期的な事業報告

第三者評価機関は、毎事業年度終了後速やかに都道府県推進組織に対し、第三者評価事業の実績等を報告するものとする。

② 都道府県推進組織への協力

第三者評価機関は、都道府県推進組織が第三者評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。

(5) 他都道府県の第三者評価機関の認証

各都道府県で認証を受けている第三者評価機関については、他の都道府県推進組織においても認証を行うよう努めるものとする。

福祉サービス第三者評価基準ガイドライン

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

① I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

② I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

③ I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

④ I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

⑤ I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

⑥ I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

⑦ I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

⑧ I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

⑨ I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

II 組織の運営管理

II-1 管理者の責任とリーダーシップ

II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

- 10 Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。
- 11 Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

- 12 Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。
- 13 Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

- 14 Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。
- 15 Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

- 16 Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

- 17 Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。
- 18 Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- 19 Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

- 20 Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

- 21 Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。
- 22 Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

- 23 II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。
- 24 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

- 25 II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

- 26 II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。
- 27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

III 適切な福祉サービスの実施

III-1 利用者本位の福祉サービス

III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

- 28 III-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。
- 29 III-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。

III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

- 30 III-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。
- 31 III-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。
- 32 III-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。

III-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

- 33 III-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

- 34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。
- 35 Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。
- 36 Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

- 37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。
- 38 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。
- 39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的にやっている。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

- 40 Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。
- 41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

- 42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。
- 43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

- 44 Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。
- 45 Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。

(別添4)

福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける
各評価項目の判断基準に関するガイドライン

福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

I I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。

【判断基準】

- a) 法人（福祉施設・事業所）の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、利用者等への周知が図られている。
- b) 法人（福祉施設・事業所）の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人（福祉施設・事業所）の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。

評価の着眼点

- 理念、基本方針が法人、福祉施設・事業所内の文書や広報媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
- 理念は、法人、福祉施設・事業所が実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた法人、福祉施設・事業所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
- 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
- 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
- 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、利用者や家族への周知が図られている。
- 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、法人、福祉施設・事業所の使命や役割を反映した理念、これにもとづく福祉サービス提供に関する基本方針が適切に明文化されており、職員、利用者等への周知が十分に図られていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

○福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者の心身の健やかな育成、その有する能力に応じ自立した日常生活を支援するものとして、良質かつ適切であることを基本的理念としています。

○法人、福祉施設・事業所には、利用者一人ひとりの意向を十分に尊重して、その自己決定・自己実現が図られるよう利用者の権利擁護を基礎にした事業経営、福祉サービスの提供が求められます。

【理念と基本方針】

○福祉サービスの提供や経営の前提として、法人、福祉施設・事業所の目的や存在意義、使命や役割等を明確にした理念が必要です。特に、福祉サービスを提供する法人、福祉施設・事業所の理念・基本方針において、利用者の人権の尊重や個人の尊厳に関わる姿勢が明確にされていることが重要です。

○理念は、法人、福祉施設・事業所における事業経営や福祉サービス提供の拠り所であり、基本の考えとなります。また、法人、福祉施設・事業所のめざすべき方向性を内外に示すものでもあります。よって、理念は、実施する福祉サービスの内容や特性を踏まえた具体的な内容が示されていることが適当です。

○基本方針は、理念に基づいて福祉施設・事業所の利用者に対する姿勢や地域との関わり方、あるいは組織が持つ機能等を具体的に示す重要なものです。また、理念を職員等の行動基準（行動規範）としてより具体的な指針とするためには、理念にもとづく基本方針を定めることが必要です。

○基本方針が明確にされていることによって、職員は自らの業務に対する意識づけや利用者への接し方、福祉サービスへの具体的な取組を合目的に行うことができるようになります。また、対外的にも、実施する福祉サービスに対する基本的な考え方や姿勢を示すものとなり、組織に対する安心感や信頼にもつながります。

○理念や基本方針は、職員の理解はもとより、利用者や家族、さらには地域社会に対して示していくことを前提として、明文化されていることが求められます。

○理念や基本方針は、中・長期計画や単年度の事業計画を策定する際の基本ともなります。

○本評価基準は、各評価基準にもとづく評価を行っていく際の基礎となるものです。各評価基準はそれぞれの具体的な取組状況の評価するものとなっていますが、法人、福祉施設・事業所の理念や基本方針を達成する観点から、取組や内容等が十分であるかなどの視点から評価します。

【職員の理解】

○理念や基本方針は、組織の福祉サービスに対する考え方や姿勢を示し、職員の行動規範となるものですから、職員には十分な周知と理解を促すことが重要となります。

【利用者や家族等への周知】

○理念や基本方針は、組織の福祉サービスに対する考え方や姿勢を示すものです。よって、職員に限らず、利用者や家族等、さらには地域住民や関係機関にも広く周知することが必要となります。また、利用者や家族等に対して理念や基本方針を周知することによって、実施する福祉サービスに対する安心感や信頼を高めることにもつながるため、十分な取組が求められることとなります。

(3) 評価の留意点

○複数の施設・事業を運営する法人の場合には、法人の理念にもとづき、各福祉施設・事業所の実情に応じて福祉施設・事業所ごとに理念を掲げていても構いません。

○公立施設については、管理者に与えられた職掌の範囲内を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。

○福祉施設・事業所によっては「基本方針」を単年度の事業計画における「重点事項」としてある場合もありますが、本評価基準では、「重点事項」の前提となる、より基本的な考え方や姿勢を明示したものとして「基本方針」を位置づけています。

○職員への周知については、訪問調査において組織として職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。

○利用者や家族等への周知については、訪問調査において利用者や家族等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取します。また、作成された印刷物等の内容がわかりやすいかどうか、周知の方法に配慮しているかどうかについても評価の対象となります。高齢者や障害のある利用者に対しては、職員に対する方法とは違った工夫も求められます。

○理念、基本方針が明文化されていない場合は「c」評価とします。

○理念、基本方針は適切に明文化され、職員の理解のもとに福祉サービスが提供されることが必要です。理念、基本方針が明文化されている場合であっても、職員に周知されていない場合は「c」評価とします。

〈注〉

* 本評価基準における「管理者」とは、福祉施設・事業所を実質的に管理・運営する責任者（施設長等）を指しますが、法人の経営者に対しても、同様の姿勢が求められます。

* 本評価基準における「職員」とは、「職員」とは、常勤・非常勤、あるいは職種を問わず、組織に雇用されるすべての職員を指しています。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

② I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

評価の着眼点

- 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- 利用者数・利用者像等、福祉サービスのニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（福祉施設・事業所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- 定期的に福祉サービスのコスト分析や福祉サービス利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、事業経営の基本として、事業経営をとりまく環境と法人（福祉施設・事業所）の経営環境が適切に把握・分析されているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○福祉施設・事業所においては、事業の将来性や継続性を見通しながら、利用者に良質かつ安心・安全な福祉サービスの提供に努めることが求められます。

○社会福祉事業全体の動向、福祉施設・事業所が位置する地域での福祉に対する需要の動向、利用者数・利用者像の変化、福祉サービスのニーズ、潜在的利用者に関するデータ等は、事業経営を長期的視野に立って進めていくためには欠かさすことのできない情報となります。

○福祉施設・事業所の経営状況について定期的に分析しておくことも、事業経営の安定性や将来展望を描くうえでも欠かせません。実施する福祉サービスの内容や、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析を適切に行うことが求められます。

(3) 評価の留意点

○評価方法は、訪問調査において外的な動向を把握するための方策・取組と実際に把握している状況、また福祉施設・事業所における経営状況の分析状況について、具体的な資料等を確認します。

○公立施設については、管理者に与えられた職掌の範囲内を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。

○事業経営をとりまく環境と経営状況を把握する目的は、環境変化に適切に対応した事業経営の維持や改善にあります。そこで、把握された情報やデータが、中・長期計画や各年度の事業計画に反映されていることが必要です。各計画に情報やデータが反映されなければ、その目的は達成されません。これらについては、「I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。」で評価します。

③ I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
- b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
- c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。

評価の着眼点

- 経営環境や実施する福祉サービスの内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
- 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。
- 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
- 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、事業経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、具体的な取組が行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況の把握・分析にもとづき、経営課題を明確にし、改善等に向けた具体的な取組が必要です。

○経営状況の把握・分析は、組織として確立されたうえで実施される必要があります。経営者や管理者が個人的に行っているだけでは、組織としての取組として位置づけることはできません。

○経営状況や経営課題については、役員（理事・監事等）間での共有がなされていることはもとより、職員に周知されていることが、経営課題の解決や改善等に向けての前提条件となります。

(3) 評価の留意点

○経営上の課題を解決していくためには、職員の意見を聞いたり、職員同士の検討の場を設定したりするなど、組織的な取組が必要であるという観点で評価を行います。

○公立施設については、管理者に与えられた職掌の範囲内を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。

○評価方法は、担当者や担当部署等の有無、把握・分析を実施する時期や頻度、役員間での共有や職員への周知の方法、改善へ向けての仕組みなど、具体的な内容について聴取を行います。

○経営環境・状況が適切に把握・分析されていない場合（I-2-(1)-①が「c」評価の場合）は、「c」評価とします。

○経営課題の解決・改善に向けた取組の計画化については、I-3-(1)-①で評価します。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

4 I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

【判断基準】

- a) 経営や実施する福祉サービスに関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
- b) 経営や実施する福祉サービスに関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。
- c) 経営や実施する福祉サービスに関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。

評価の着眼点

中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。

中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。

中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、理念・基本方針にもとづき、経営環境と経営状況の把握・分析等を踏まえた中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の策定状況を評価します。

(2) 趣旨・解説

○「中・長期計画」とは「中・長期の事業計画」と「中・長期の収支計画」をいいます。ここでの「中・長期」とは3～5年を指すものとしています。

○中・長期計画の策定においては、経営環境等の把握・分析結果を踏まえ、その実情のもとで理念や基本方針の具現化を図るための事業が効果的に実施できるような内容となっていることが必要です。

【中・長期の事業計画】

○「中・長期の事業計画」とは、理念や基本方針の実現に向けた具体的な取組を示すものです。実施する福祉サービスの更なる充実、課題の解決等のほか、地域ニーズにもとづいた新たな福祉サービスの実施といったことも含めた目標（ビジョン）を明確にし、その目標（ビジョン）を実現するために、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等に関する具体的な計画となっている必要があります。

○中・長期計画については、以下を期待しています。

- i) 理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にする。
- ii) 明確にした目標（ビジョン）に対して、実施する福祉サービスの内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成等の現状分析を行い、課題や問題点を明らかにする。
- iii) 明らかになった課題や問題点を解決し、目標（ビジョン）を達成するための具体的な中・長期計画を策定する。
- iv) 計画の実行と評価・見直しを行う。

【中・長期の収支計画】

○中・長期の事業計画を実現するためには財務面での裏付けも不可欠といえます。そのため、中・長期の事業計画にしたがって「中・長期の収支計画」を策定することが必要です。

○収支計画の策定にあたっては、利用者の増減、人件費の増減等を把握・整理するなど、財務分析を行うとともに、一定の財産については福祉施設・事業所の増改築、建替えなど資金使途を明確にすることが必要です。

(3) 評価の留意点

○本評価基準で対象としている課題や問題点とは、経営環境等の把握・分析等を踏まえた組織として取り組むべき福祉施設・事業所（法人）の全体的な課題です。個々の利用者に関する課題は対象ではありません。「I-2 経営状況の把握」を踏まえた内容となっているかなどを確認します。

○公立施設については、管理者に与えられた職掌の範囲を考慮したうえで、本評価基準の基本的考え方にそった具体的な取組を評価します。

5 I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
- b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
- c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。

評価の着眼点

- 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
- 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
- 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
- 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、①中・長期計画（中・長期の事業計画と中・長期の収支計画）の内容が、単年度の計画（単年度の事業計画と単年度の収支計画）に反映されていること、②単年度における事業内容が具体的に示され、さらに実行可能な計画であることを評価します。

(2) 趣旨・解説

○単年度の計画（単年度の事業計画と単年度の収支計画）は、当該年度における具体的な事業、福祉サービス提供等に関わる内容が具体化されていること、中・長期計画を反映しこの計画を着実に実現する内容であることが必要です。また、それらの内容が実現可能であることが不可欠です。

○単年度の事業計画は、年度の終了時に実施状況についての評価を行うため、内容については、実施状況の評価が可能であることが必要です。数値化等できる限り定量的な分析が可能であることが求められます。

○単年度の計画においても、中・長期計画と同様に、事業計画を実現可能とする収支計画が適切に策定されていることが要件となります。

(3) 評価の留意点

○評価方法は、事業計画の内容を書面で確認するとともに、取組状況について管理者から聴取して確認します。

○中・長期計画が反映されていても、内容が十分ではない場合は「b」評価とします。

○中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のいずれかのみ反映している場合は「b」評価とします。

○中・長期計画が策定されていない場合（I-3-(1)-①が「c評価」の場合）は、「c」評価とします。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

6 I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
- b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
- c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。

評価の着眼点

事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。

計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。

事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。

評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。

事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等が）されており、理解を促すための取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、事業計画（中・長期計画と単年度計画）の策定にあたり、職員等の参画や意見の集約・反映の仕組みが組織として定められており、事業計画の評価と見直しが組織的に行われているか、また、事業計画を職員が理解しているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○事業計画（中・長期計画と単年度計画）は、策定や評価について体制を定め、職員の参画・理解のもとに組織的な取組を進めることが重要です。また、事業計画については、職員が十分に理解していることが必要です。

○事業計画の策定については、関係職員の参画や意見の集約・反映の仕組みが組織として定められており、機能している必要があります。また、内容によっては利用者等の意見を集約して各計画に反映していくことも求められます。あわせて、各計画の実施状況について、評価・見直しの時期、関係職員や利用者等の意見を取り込めるような手順が組織として定められ、実施されているかという点も重要です。

○事業計画の評価は、設定した目標や経営課題の解決・改善の状況や効果を確認するとともに、社会の動向、組織の状況、利用者や地域のニーズ等の変化に対応するために実施します。単年度計画の評価は、次年度へのステップとなるだけでなく、中・長期計画の妥当性や有効性についての見直しの根拠ともなります。

(3) 評価の留意点

○事業計画を職員がよく理解することは、計画達成のために欠かすことができない要件です。本評価基準では、職員に対する周知では各計画を文書にして配布することは基本的な取組と位置づけ、より理解を促進するためにどのような取組が行われているかを評価します。

○評価方法は、訪問調査において職員への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、職員への聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握することになります。

○事業計画の策定過程の記録、計画の評価・見直しの記録等により実施状況を確認します。また、事業計画の評価結果が、次年度（次期）の事業計画に反映されているかについては、継続した事業計画を比較するなどの方法で確認します。

○職員の参画については、事業計画の策定や評価において、たとえば、中・長期計画に関しては幹部職員等が参画し、単年度の事業計画に関しては幹部職員以外に中堅職員等が加わるなど、計画の性質や内容に応じて、参画する職員が違う場合も考えられます。

○中・長期の計画を策定していない場合には、単年度の計画の策定状況を踏まえ評価します。中・長期の計画と単年度の計画をいずれも策定している場合には、総合的に評価します。

○事業計画を職員が理解している場合であっても、職員等の参画のもとで策定されていない場合は「c」評価とします。

7 I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。

【判断基準】

- a) 事業計画を利用者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
- b) 事業計画を利用者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
- c) 事業計画を利用者等に周知していない。

評価の着眼点

- 事業計画の主な内容が、利用者や家族等に周知（配布、掲示、説明等）されている。
- 事業計画の主な内容を利用者会や家族会等で説明している。
- 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、利用者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
- 事業計画については、利用者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、事業計画が、利用者等に周知されるとともに、理解を促すための取組を行っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○事業計画は、利用者への福祉サービスの提供に関わる事項でもあり、事業計画の主な内容については、利用者や家族等に周知し、理解を促すための取組を行うことが必要です。

○事業計画の主な内容とは、福祉サービスの提供、施設・設備を含む居住環境の整備等の利用者の生活に密接にかかわる事項をいいます。

○利用者や家族等への説明にあたっては、理解しやすい工夫を行うなどの配慮が必要です。

○また、単年度の事業計画にもとづく行事計画等については、利用者の参加を促す観点から周知、説明を行うことが求められます。

(3) 評価の留意点

○評価方法は、訪問調査において利用者等への周知に向けてどのような取組を行っているかを聴取したうえで、利用者や家族等に聴取・確認を行うことによってその周知の状況をあわせて把握します。

○利用者等への周知については、作成された印刷物等がわかりやすいかどうか、その内容や方法への配慮についても評価の対象となります。必ずしも計画そのものを配布する必要はなく、事業計画の主な内容を簡潔にまとめたものでも構いません。意図が共に理解されることが重要です。

○高齢者や障害のある利用者、乳幼児等に対しては、利用者の家族に対して説明することも求められます。

○「行事計画」のみを周知・説明し、事業計画の主な内容の周知・説明がなされていない場合には、「c」評価とします。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

8 I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

【判断基準】

- a) 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
- b) 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
- c) 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。

評価の着眼点

- 組織的にPDCAサイクルにもとづく福祉サービスの質の向上に関する取組を実施している。
- 福祉サービスの内容について組織的に評価（C: Check）を行う体制が整備されている。
- 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
- 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、福祉サービスの質の向上に向けた体制整備がなされ、機能しているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○福祉サービスの質の向上は、日々の取組とともに、自己評価の実施や第三者評価の受審、苦情相談内容にもとづく改善活動等が総合的、継続的に実施される必要があります。そのため、福祉施設・事業所が自ら質の向上に努める組織づくりをすすめていることが重要です。

○福祉サービスの質の向上は、P (Plan・計画策定) →D (Do・実行) →C (Check・評価) →A (Act・見直し) のサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組として機能していきます。これを具体的に示すと、福祉サービスの質の向上に関する計画策定→計画実施→実施状況の評価→計画の見直し→必要があれば計画の変更、となります。

○福祉施設・事業所においては、計画策定 (P) →実行 (D) にとどまり、評価 (C) が十分になされていないことが課題とされています。福祉サービスの質の向上に関する組織的な評価の方法の一つとして第三者評価や第三者評価基準にもとづく自己評価を活用することが考えられます。

○自己評価、第三者評価などの計画的な実施、評価を行った後の結果分析、分析内容についての検討までの仕組みが、組織として定められ、組織的にPDCAサイクルにもとづく福祉サービスの質の向上に関する取組が実施される体制を整備することが求められます。

○福祉サービスの内容について評価し、質の向上を進めるうえでは、担当者や複数職員による担当制等を定め、組織としての体制を整備する必要があります。また、その実施プロセスにおいてはより多くの職員の理解と参画を得ることが、取組の効果を高めるために必要です。

○福祉サービスの質の向上において、自己評価と第三者評価は一つの方法であり、この後の各評価基準で示した事項が総合的、継続的に実施されることを通じて実現されるものです。

○本評価基準は、自己評価や第三者評価の受審やそのプロセス、また、結果をもとにして組織的・継続的に福祉サービスの質の向上に取組むことの基礎となる体制を評価します。自己評価等を通じた日常的な質の向上のための取組や各評価基準において明らかになる必要とされる取組等を具体的に進める前提となるものです。

(3) 評価の留意点

○日常的な福祉サービスの質の向上に向けた具体的な取組の有無とともに、自己評価、第三者評価の計画的な実施、結果の分析、分析内容についての検討までの仕組みが、組織として定められおり、組織的にPDCAサイクルにもとづく福祉サービスの質の向上に関する取組が実施されているか総合的に評価します。

○例えば、自己評価や第三者評価等、また、日常的な福祉サービスの質の向上に向けた取組が一部の役職員のみで実施されているような場合には、組織的な取組とはいえません。

9 I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった組織として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、組織として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c) 評価結果を分析し、組織として取組むべき課題を明確にしていない。

評価の着眼点

評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。

職員間で課題の共有化が図られている。

評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。

評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。

改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、実施した自己評価、第三者評価等の結果を組織がどのように活用しているかを、改善の課題の明確化という観点から評価するとともに、評価結果から明確になった課題に対して、改善策や改善実施計画を検討し定めているか、また、定めた改善策・改善実施計画を実行しているかどうかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○自己評価、第三者評価等の結果については、改善の課題を明確にし、この解決・改善に計画的に取り組むことが必要です。そのため、評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化され、職員間で課題の共有化が図られることが求められます。

○改善課題については、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定し、改善のための取組を計画的に行うことが必要です。また、計画については、実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行うことが求められます。

○課題の中には、設備の改善や人員配置、予算的な課題等、単年度では解決できないものも想定されます。これらについては、必要に応じて目標や中・長期計画の中で、段階的に解決へ向かって取組んでいくことが求められます。

(3) 評価の留意点

○改善の課題の明確化については、訪問調査時に、評価結果の分析結果やそれにもとづく課題等を、検討過程の記録等も含めて確認します。

○課題の改善策や計画については、訪問調査において、改善の課題についての評価結果にもとづいた改善策、改善実施計画等の書面確認及び実施された改善策について聴取して確認します。

○中・長期的な検討・取組が必要な改善課題については、中・長期計画に反映されているか確認します。

Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

10 Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

【判断基準】

- a) 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。

評価の着眼点

- 管理者は、自らの福祉施設・事業所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
- 管理者は、自らの役割と責任について、組織内の広報誌等に掲載し表明している。
- 管理者は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。
- 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における管理者の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、管理者が福祉施設・事業所の経営・管理をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにしているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○管理者は、福祉施設・事業所の経営・管理において、理念や基本方針等を踏まえた取組を具体化し、質の高い福祉サービスの実現に役割と責任を果たすことが求められます。

○管理者が、福祉施設・事業所をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにすることは、職員の信頼関係を築くために欠かすことができないことです。質の高い福祉サービスの実施や、効果的な経営管理は、管理者だけの力で実現できるものではなく、組織内での信頼関係のもとにリーダーシップを発揮することが必要であり、管理者の要件といえます。

○福祉施設・事業所の事業経営における責任者として、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し職員に周知が図られていることが必要です。その際、平常時のみならず、有事（災害、事故等）における管理者の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化していることも重要です。

○「管理者」とは、福祉施設・事業所を実質的に管理・運営する責任者（施設長等）を指しますが、法人の経営者に対しても、同様の姿勢が求められます。

(3) 評価の留意点

○管理者の具体的な取組については、文書化されていること、また、会議や研修において表明するなど、組織内に十分に伝え、理解を得ることができる方法で行われているかを評価します。

11 II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

【判断基準】

- a) 管理者は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
- b) 管理者は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 管理者は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。

評価の着眼点

- 管理者は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
- 管理者は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
- 管理者は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
- 管理者は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準については、管理者が、自ら遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組を行っていること、また、職員等の法令等の遵守に関する具体的な取組を行っていることの双方を評価します。

(2) 趣旨・解説

○福祉施設・事業所（法人）は、福祉サービスを提供する組織として、法令等を遵守した事業経営＝コンプライアンス（法令遵守）の徹底が求められます。ここでの法令等とは、社会福祉関係法令はもとより、福祉施設・事業所の理念・基本方針や諸規程、さらには、社会的ルールや倫理を含むものです。

○管理者は、自らがそれらの法令や倫理を正しく理解し、組織全体をリードしていく責務を負っています。そのため、遵守すべき法令等を十分に理解し、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持することが必要です。

○また、福祉施設・事業所における法令遵守の体制づくり、教育・研修等を実施し、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、遵守するための具体的な取組を行うことが求められます。

○福祉施設・事業所（法人）において、コンプライアンス（法令遵守）規程の策定、担当者・担当部署の設置、公益通報相談窓口の設置等、倫理や法令遵守の徹底に向けた規程の整備や体制の構築を図ることもより積極的な取組として考えられます。

(3) 評価の留意点

○管理者の、遵守すべき法令等に関する正しい理解に向けた取組とともに、福祉施設・事業所の責任者として、職員等が遵守するための具体的な取組を実施していることの双方を総合的に評価します。

○福祉施設・事業所として遵守しなければならない基本的な関連法令について、正しく把握・認識されているかどうか、また最新の内容が把握されているかどうかを確認します。

○遵守の対象となる法令としては、福祉分野に限らず、消費者保護関連法令、さらには雇用・労働や防災、環境への配慮に関するものについて含んでいることが必要です。

Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

12 Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。

【判断基準】

- a) 管理者は、実施する福祉サービスの質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 管理者は、実施する福祉サービスの質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 管理者は、実施する福祉サービスの質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。

評価の着眼点

- 管理者は、実施する福祉サービスの質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
- 管理者は、福祉サービスの質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
- 管理者は、福祉サービスの質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
- 管理者は、福祉サービスの質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
- 管理者は、福祉サービスの質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、管理者が福祉サービスの質の向上に関する福祉施設・事業所の課題を正しく理解したうえで、組織に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。

(2) 趣旨・解説

○福祉施設・事業所における福祉サービスの質の向上において、管理者の責任と役割が重要です。個々の職員の継続的な努力により取組まれる実践を、組織的な取組とすることや体制づくりにつなげるなど、指導力の発揮が求められます。

○社会福祉法第78条においては、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない」とされています。

○管理者は、理念や基本方針を具体化する観点から、福祉施設・事業所における福祉サービスの質に関する課題を把握し、その課題と改善に向けた取組を組織全体に明らかにして取組を進める必要があります。

(3) 評価の留意点

○管理者が福祉サービスの質の向上に関わる課題を理解・分析したうえで、組織に対してどのように指導力を発揮しているかを具体的な取組によって評価します。

○訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。

13 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。

【判断基準】

- a) 管理者は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
- b) 管理者は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
- c) 管理者は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。

評価の着眼点

- 管理者は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
- 管理者は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
- 管理者は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
- 管理者は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

- 本評価基準は、管理者が経営の改善や業務の実効性を高める取組を自ら実行するとともに、組織内に同様の意識を形成し、職員全体で効果的な事業運営を目指すために指導力を発揮しているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 管理者は、経営資源を有効に活用して、福祉施設・事業所（法人）の理念・基本方針を具現化した質の高い福祉サービスの実現を図る必要があります。
- 理念・基本方針の実現に向けて、人事、労務、財務等、それぞれの視点から常に検証を行い、経営や単純なコスト削減ではない効果的な業務の実現を目指す改善に向けた具体的な取組が必要です。
- 経営状況やコストバランスの分析に基づいて、経営や業務の効果を高めるとともに、その効果をさらなる改善に向けていくといった継続的な取組が安定的かつ良質な福祉サービスの実施には不可欠となります。
- 管理者は、福祉施設・事業所の将来性や継続性や経営資源の有効活用という基本的な課題を常に視野に入れて組織を運営していくことが求められます。

(3) 評価のポイント

- 管理者の自らの取組とともに、組織内に同様の意識を形成し、職員全体で効果的な事業運営を目指すための指導力の発揮に関わる取組の双方を、具体的な取組によって総合的に評価します。
- 訪問調査で聴取し可能なものについては書面での確認を行います。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

14 Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。

【判断基準】

- a) 組織が目標とする福祉サービスの質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
- b) 組織が目標とする福祉サービスの質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
- c) 組織が目標とする福祉サービスの質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。

評価の着眼点

- 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
- 福祉サービスの提供に関わる専門職（有資格の職員）の配置等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。
- 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- 法人（福祉施設・事業所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、理念・基本方針や事業計画を実現するために必要な福祉人材や人員体制について、組織として具体的な計画をもって、取り組んでいるかどうかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○理念・基本方針や事業計画を実現し、質の高い福祉サービスを実現するためには、必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、人材の確保と育成に関する方針を明確にした計画が求められます。

○計画は、単に「質の高い福祉人材の確保」という抽象的な表現にとどまるものではなく、組織の理念・基本方針や事業計画に沿って、組織を適切に機能させるために必要な人数や、体制、あるいは常勤職員と非常勤職員の比率のほか、障害者雇用への対応といったことも含めて立案される必要があります。

○また、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、介護福祉士、保育士、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、臨床心理士等の福祉サービスの提供に関わる専門職（有資格職員）である福祉人材の配置や確保等について具体的な計画となっていることが重要です。

(3) 評価の留意点

○本評価基準では、具体的な考え方や計画の有無とともに、計画どおりの人員体制が取られていない場合でも、その目標の実現に向かって計画的に人材の確保・育成が行われているかどうかを、具体的な取組や経過等から評価します。

○採用や人事管理については、法人で一括して所管している場合もありますが、その場合にも本評価基準に照らし合わせて、当該組織に関する具体的な考え方や取組を評価します。

15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
- b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
- c) 総合的な人事管理を実施していない。

評価の着眼点

- 法人（福祉施設・事業所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
- 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
- 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
- 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
- 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
- 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、総合的な人事管理が実施されているか評価します。

(2) 趣旨・目的

○福祉施設・事業所（法人）における人事管理は、理念・基本方針にもとづく「期待する職員像等」を明確にしたうえで、能力開発（育成）、活用（採用・配置）、処遇（報酬等）、評価等が総合的に実施されること、いわゆる「トータル人事（人材）マネジメント」の考え方により実施されることが望ましいと考えられています。

○総合的な人事管理においては、主に以下の仕組みなどが一体的に運営されることが適切であるとされています。

- ・法人（福祉施設・事業所）の理念と基本方針を踏まえた「期待する職員像等」の明確化
- ・人事理念や人事基準の明確化と基準にもとづく運用
- ・能力開発（育成）…目標管理制度、教育・研修制度（OJT等を含む）
- ・活用…キャリアパス、職員配置、ローテーション、異動に関する基準等の明確化等
- ・処遇（報酬等）…昇任・昇格基準、給与基準、福利厚生等その他の労働条件の整備
- ・評価…人事考課制度等

○職員処遇の水準（賃金水準、有給取得率、時間外労働時間数等）については、地域性、福祉施設・事業所（法人）の特性等を踏まえながらも、同地域、同施設・事業種別間で比較・検討を行うなど、指標化しながら管理・改善することも必要です。

○職員等が、自ら将来を描くことができるような仕組みづくり＝キャリアパス（昇進・昇格の基準、賃金の水準、必要となるスキルの水準、必要となるスキルを獲得するための機会（研修等）等）の明確化や職員の意向・希望を確認するコミュニケーションも重要です。

(3) 評価の留意点

○評価方法は、総合的な人事管理に関する仕組み、取組を具体的に聴取して確認します。また、人事管理に関わる規程（基準）等については、書面で確認します。

○小規模な福祉施設・事業所については、福祉施設・事業所の規模や職員体制等を勘案し、その実施状況の評価します。また、大規模法人（複数福祉施設・事業所を経営する法人）における総合的な人事管理制度や人事管理モデルを一様に当てはめて、小規模な福祉施設・事業所を評価するものではありません。

○能力開発（育成）における、目標管理制度についてはⅡ-2-(3)-①、教育・研修制度についてはⅡ-2-(3)-②、③で評価します。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16 Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

評価の着眼点

職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。

職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。

職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。

定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。

職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。

ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。

改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。

福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、職員の就業状況や意向を定期的に把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいるかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○福祉サービスの内容を充実させるためには、組織として、職員が常に仕事に対して意欲的にのぞめるような環境を整えること＝働きやすい職場づくりに取り組むことが求められます。

○「働きやすい職場」とは、①職員の心身の健康と安全の確保、②ワークライフバランス（仕事と生活の両立）に配慮した職場環境づくり、がなされている職場をいいます。

○職員の心身の健康と安全の確保については、労働災害防止策（メンタルヘルス、ケガ・腰痛防止策、その他労働災害への対応）、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止策と対応策、希望があれば職員が相談できるように、カウンセラーや専門家を確保する等の取組があります。また、健康維持の取組としては、たとえば、より充実した健康診断を実施する、全職員に予防接種を励行する、健康上の相談窓口を設置する、悩み相談の窓口を設置するなどが挙げられます。

○福利厚生取組としては、職員の余暇活動や日常生活に対する支援などがあります。

○ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の両立）に配慮した職場環境の配慮については、休暇取得の促進、短時間労働の導入、時間外労働の削減等の取組があります。また、次世代育成支援対策推進法にもとづく事業主行動計画の策定や、改正育児休業法への適切な対応、定期的な個別面接や聴取等が制度として確立していることが望まれます。

○働きやすい職場づくりに向けて、労務管理に関する責任体制を明確にすることはもとより、職員の就業状況や意向・意見を把握することが必要です。また、その結果を分析・検討し、改善に向けた取組を福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映したうえで進めていくといった仕組みが必要となります。

(3) 評価の留意点

○把握された意向・意見について分析・検討する仕組みの有無、サポートする必要があると認められる職員に対しての対応等、把握した職員に対して組織的にどのように取り組んでいるのかという点も評価します。

○相談の窓口設置については、単に「困ったことがあれば管理者に相談する」といった運営ではなく、相談しやすい工夫を行っているか、相談を受け付けた後に解決を図る体制が整備されているかなど、組織的に取り組んでいるかどうかを評価します。相談窓口は組織内部のみならず、外部にも設置することが望ましいといえますが、組織内部に設置していれば評価の対象とします。

○評価方法は、訪問調査において職員の就業状況や意向・意見等の記録、把握した結果についての対応の記録等の確認と聴取によって行います。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17 Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

評価の着眼点

- 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- 個別面接を行う等組織の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
- 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
- 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、職員一人ひとりの育成に向け、組織の目標や方針を徹底し、職員一人ひとりの目標の設定等が適切に行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○目標管理制度は、福祉施設・事業所（法人）の理念・基本方針をはじめとする福祉施設・事業所の全体目標や部門（チーム）、さらには、職員一人ひとりの目標の統合を目指す仕組みです。

○職員一人ひとりの知識・経験等に応じて具体的な目標を設定しながら、福祉サービスの実施を行うものです。職員の教育・研修機能を有するのみならず、モチベーションを高めるための取組でもあります。

○目標管理では、前提として「期待する職員像」（福祉施設・事業所（法人）の理念・基本方針、福祉サービスの目標等の実現を目指す人材像の定義）や理念・基本方針等を踏まえた、福祉施設・事業所の全体目標が明確にされている必要があります。そのうえで、部門（チーム）、職員一人ひとりの目標を設定することになります。

○設定する目標については、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされ、また、到達可能な水準であることが必要です。

○目標の設定にあたっては、一人ひとりの職員との面接を通じたコミュニケーションが重要です。職員が設定する目標については、福祉施設・事業所や部門（チーム）の目標と整合性を保つとともに、当該職員に期待するレベル、内容にふさわしいものである必要があります。

○目標の達成に向けて、職員一人ひとりが取組を行いますが、管理者等は、支持的・援助的な姿勢で日常的に適切な助言や支援を行います。

○中間段階や期末には、目標達成と取組状況を確認するため、面接を行い評価と振り返りを行います。

(3) 評価の留意点

○職員一人ひとりの目標が適切に設定されるとともに、進捗状況の確認、目標達成度の確認等が行われていることが必要です。

○評価方法は、目標管理に関する仕組み、取組を具体的に聴取して確認します。また、目標管理制度に関わる規程（基準）等を書面で確認するとともに、個々の職員の目標管理シートを抽出して確認します。

18 Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

【判断基準】

- a) 組織として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 組織として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 組織として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。

評価の着眼点

- 組織が目指す福祉サービスを実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
- 現在実施している福祉サービスの内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、組織が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
- 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
- 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
- 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、求められる職員のあり方を、具体的な知識・技術水準や専門資格の取得といった点から明確にした職員の教育・研修に関する組織の基本姿勢を、基本方針や計画として策定し、これらにもとづく教育・研修が適切に実施されていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

○教育・研修は、基本的考え方等を明確にし、計画的に実施される必要があります。

○福祉サービスの質の向上のために組織が定めた目標とその目標達成に向けた事業計画と職員の研修計画が整合していることが必要です。

○職員の教育・研修に関する基本方針や計画は、概略的なものではなく、具体的な知識、技術の内容・水準や専門資格の取得といった点から明確にしたものであることを求めています。

○基本方針や計画にもとづいて、教育・研修が適切に実施されていることが必要です。

○また、教育・研修成果の評価・分析を行い、その結果を踏まえて次の教育・研修計画を策定に反映することが必要です。

(3) 評価の留意点

○組織が必要とする職員の知識・技術や専門資格について、具体的な目標が明記され、それとの整合性が確保された体系的な計画が明文化されているか確認します。

○年度ごとに関連性・継続性のない研修の開催や外部研修への参加、あるいは職員の希望だけを尊重した研修計画は、福祉サービスの質の向上に対する取組の一環と位置づけることはできません。組織として目的を明確にし、体系化された研修計画が策定される必要があります。

○組織が実施する福祉サービス全体の質の向上に対する取組を評価する項目ですので、正規職員の他、派遣契約職員や臨時職員等、すべての職員についての教育・研修を対象とします。

○法人が一括して所管している場合であっても、本評価基準の趣旨に照らして福祉施設・事業所の取組を評価します。

19 II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。

評価の着眼点

- 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
- 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
- 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
- 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
- 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、職員の教育・研修に関する計画にもとづき、職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されるとともに、教育・研修の場に参加し適切に教育・研修が実施されているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○職員の教育・研修に関する計画が実施されていることはもとより、職員一人ひとりが実際に必要な教育・研修を受けることができているかということが重要です。

○教育・研修の計画的な実施とあわせて、職員一人ひとりの知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握することが必要です。

○教育・研修の内容については、新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われていること、また、階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施されることなどが必要です。

○福祉サービスに関わるニーズの複雑化や支援の困難化等により、専門性が一層求められることから、内部・外部研修等の研修の方法やテーマ・種類等を整理し、また職員間で学びあう機会と体制づくりも求められます。

○必要に応じて、たとえば介護技術向上のための介護福祉士資格の取得、相談員の面接技術向上のための国家資格の取得、栄養士の管理栄養士資格の取得等も重要な教育・研修の取組となります。

○福祉施設・事業所（法人）において、研修を実施することはもとより、外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨すること、教育・研修の場に参加できるように配慮することが必要であることはいまでもありません。

(3) 評価の留意点

○研修成果の評価・分析が行われているかどうかを評価します。研修参加者の報告レポートや、評価・分析が記載された文書（職員別研修履歴等）で確認を行います。

○研修成果の評価・分析が、次の研修計画に反映されているかどうかを、継続した記録等の資料で確認します。

○「階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会」の確保については、福祉施設・事業所（法人）において企画・実施する場合はもとより、外部研修への参加を含め評価します。

Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

20 Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

【判断基準】

- a) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
- b) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
- c) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。

評価の着眼点

- 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成に関する基本姿勢を明文化している。
- 実習生等の福祉サービスの専門職の教育・育成についてのマニュアルが整備されている。
- 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
- 指導者に対する研修を実施している。
- 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、効果的なプログラムを用意するなど、積極的な取組を実施しているか評価します。

(2) 趣旨・解説

○福祉の人材を育成すること、また、福祉サービスに関わる専門職の研修・育成への協力は、福祉施設・事業所の社会的責務の一つです。地域の特性や事業所の種別、規模等、状況によって異なりますが、組織としての姿勢が明確にされているとともに、その体制が整備され、効果的な研修・育成や受入が行われている必要があります。

○実習生等は、受入れの時期や期間、受入れ人数などが一定ではありません。したがって、よりきめ細やかな利用者への配慮が求められます。「実習生等」とは、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、保育士、ホームヘルパー等、社会福祉に関する資格取得のために受け入れる実習生、看護師や保健師等の福祉サービスに関わる専門職、学生等のインターン研修、教員養成、司法関係の教育研修等の幅広い人材をいいます。

(3) 評価の留意点

○受入れ体制の整備については、受入れに関するマニュアルの作成が求められます。マニュアルには、受入れについての連絡窓口、利用者や家族等への事前説明、職員への事前説明、実習生等に対するオリエンテーションの実施方法等の項目が記載されている必要があります。

○実習生等の受入れについて、組織として具体的にどのような取組を行っているかについて評価します。事前説明の方法や、実習生等を忌避する利用者への配慮等について聴取します。

○さらに効果的な研修・育成のための工夫がなされているか確認します。具体的には、①実習（教育・研修）内容全般を計画的に学べるようなプログラムを策定する、②実施状況に関する連絡等についての学校等（教育・研修の実施主体・派遣機関等）との連携を強めるための取組を行う、③実習生等の目的や職種等に考慮したプログラムを用意する、④これらが職員に周知され共有されていること、などが考えられます。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

21 Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。

【判断基準】

- a) 福祉施設・事業所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
- b) 福祉施設・事業所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
- c) 福祉施設・事業所の事業や財務等に関する情報を公表していない。

評価の着眼点

- ホームページ等の活用により、法人、福祉施設・事業所の理念や基本方針、提供する福祉サービスの内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
- 福祉施設・事業所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
- 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。
- 法人（福祉施設・事業所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（福祉施設・事業所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
- 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、福祉施設・事業所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開し、運営の透明性を確保するための取組を行っていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

○福祉施設・事業所においては、実施する福祉サービスを必要とする利用者や家族等がその内容を知るための情報を適切に公開、発信する必要があります。

○社会福祉法第75条には、「社会福祉事業の経営者は、福祉サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならない」と定められています。

○福祉施設・事業所の事業や財務等に関する情報を公開することは、公費による福祉サービスを実施する主体としての説明責任を果たし、経営の透明性を図る取組でもあります。

○福祉サービスを実施する福祉施設・事業所に対する、利用者や家族等、そして地域の理解を深めていくためには、第三者評価の受審や苦情・相談内容の公表などの福祉サービスの質の向上に関わる取組をはじめ、各法人の特色ある実践・活動を主体的に提示していくことが重要です。

(3) 評価の留意点

○評価方法は、福祉施設・事業所のホームページ、広報誌やパンフレット等により確認します。

○「地域の福祉向上のための取組の実施状況」については、Ⅱ-4-(3)「地域の福祉向上のための取組を行っている。」で評価する事項が適切に公表されているか確認します。

22 II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
- b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
- c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。

評価の着眼点

- 福祉施設・事業所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
- 福祉施設・事業所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
- 福祉施設・事業所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
- 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○福祉サービスに関わる福祉施設・事業所においては、質の高い福祉サービスを実施する基盤となる経営・運営が、公正かつ透明性の高い適正なものである必要があります。これは、福祉サービスを提供する主体としての信頼性に関わる重要な取組です。

○福祉施設・事業所の経営・運営は、福祉サービスの提供及び、業務執行に関わる「内部統制」＝事業経営・運営におけるチェック体制を確立し社会的な責任を意識したものであることが重要です。

○具体的には、福祉施設・事業所内における各種規程にそった業務の実施、意思決定の手続きや財務管理（会計処理）、また、取引・契約関係等、どの業務や過程に課題や問題が発生しやすいか福祉施設・事業所の実情に応じて検討する必要があります。さらに、その発生を防ぐための仕組み・体制を構築することが求められます。

○福祉施設・事業所における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ることや、内部監査を実施するなど定期的に確認するなど事業経営・運営の適正性を確保する取組も有効です。

○さらに、専門家による監査支援等での指摘事項、アドバイス等は、経営・財務の改善課題の発見とその解決のための客観的な情報と位置づけることができます。また、その結果を経営改善に活用することが必要です。

○なお、ここでいう「外部の専門家による監査支援等」とは、会計監査又は公認会計士、監査法人、税理士若しくは税理士法人が実施する財務管理、経営管理、組織運営・事業等に関する指導・助言その他の専門的な支援を指します。当該法人の監事等の役職員や当該法人及びその役員等と、親族等の特殊の関係がある者が行う監査等は含めません。

○特に、一定規模以上の社会福祉法人については、会計監査人の設置（公認会計士等による会計監査の実施）が義務づけられています。また、会計監査人を設置しない法人においても、ガバナンスの強化や財務規律の確立に向けて、会計に関する専門家の活用を行うことが望ましいとされています。

○このため、社会福祉法人は、法人の規模にかかわらず、ガバナンスの強化や財務規律の確立により公正性と透明性を確保し、説明責任を果たす観点から、会計等に関する専門家を活用することが有効です。

(3) 評価の留意点

- 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が日常的に行われているか、さらに、必要に応じて外部の専門家による助言を得ているかを評価します。

- また、福祉施設・事業所（法人）の規模を勘案したうえで、外部の専門家による監査支援等を活用し事業、財務等に関するチェックやその結果にもとづく経営改善を実施していることを評価します。

- 小規模な福祉施設・事業所については、外部の専門家による監査支援等の活用やその結果にもとづく経営改善が実施されていない場合も想定されます。福祉施設・事業所における事務、経理、取引等について、①必要に応じて外部の専門家との契約にもとづき、相談し、助言を得ることで定期的に確認することなどにより、事業経営・運営の適正性を確保する取組を行うこと、②実情にそくした経営改善の取組を行っていること、をもって総合的に評価します。

- 評価方法は、訪問調査において、書面での確認と聴取により行います。なお、行政による監査は対象ではありません。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

23 Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。

【判断基準】

- a) 利用者と地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
- b) 利用者と地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
- c) 利用者と地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。

評価の着眼点

- 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
- 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で利用者に提供している。
- 利用者の個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、必要があれば職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
- 福祉施設・事業所や利用者への理解を得るために、地域の人々と利用者との交流の機会を定期的に設けている。
- 利用者の買い物や通院等日常的な活動についても、定型的でなく個々の利用者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、利用者の地域との交流を広げることを目的とした組織の取組について評価します。

(2) 趣旨・解説

○利用者が地域の人々と交流をもち良好な関係を築くことは、利用者の活動範囲を広げ、QOLを高めるための大切なプロセスです。

○福祉施設・事業所においては、利用者の地域活動への参加を推奨し、利用者が参加しやすくなるための体制整備を行うことが求められます。

○利用者と地域の人々との交流は、地域と事業所の相互交流を促進するという意味もあわせもっています。事業所が、地域社会の一員としての社会的役割を果たすためにも、利用者の地域への参加は大きな意味を持つといえます。

○利用者の買い物や通院等日常的な活動については、定型的でなく個々の利用者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用できるような情報提供や支援を行うことも必要です。

(3) 評価の留意点

○本評価基準では、利用者の地域との交流を広げることを目的とした組織の取組について評価します。利用者が地域へ出て行きやすいような支援と同時に、地域に対して、事業所や利用者への理解を深めるための取組を行うことも評価の対象となります。

○評価方法は、訪問調査において実施状況の聴取が主となり、事業報告書等、書面でも確認します。

24 II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。

評価の着眼点

- ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
- ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
- ボランティアに対して利用者との交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
- 学校教育への協力を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、地域、学校等のボランティアの受入れ、地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力について評価します。

(2) 趣旨・留意点

○地域の人々や学校等におけるボランティア活動は、地域社会と福祉施設・事業所をつなぐ柱の一つとして位置づけることができます。また、福祉施設・事業所は、社会福祉に関する知識と専門性を有する地域の社会資源として、地域の学校教育施設や体験教室の学習（小学校の職場見学、中学校の職場体験、高校のインターンシップ）等への協力がその役割の一つとして考えられます。

○福祉施設・事業所の特性や地域の実情等にそくした、ボランティアの受入や学習等への協力を検討・実施することが求められます。

○多くの福祉施設・事業所が、様々にボランティアの受入や学習等への協力等を実施しているものと思われます。福祉施設・事業所側の姿勢や受入れ方針や体制が明確になっていないと、思いがけないトラブルや事故を誘引する場合があります。特に利用者と直接接する場面では、十分な準備が必要であり、見知らぬ人を忌避する利用者への配慮が重要です。

○ボランティア等は福祉の専門職ではないので、活動・学習時の配慮や注意事項等の十分な説明が必要です。

(3) 評価の留意点

○本評価基準では、ボランティアの受入や学習への教育等への協力に関する方針とマニュアルの作成を求めています。

○マニュアルには、登録・申込手続、配置（活動や学習の場）、利用者等への事前説明、ボランティアや学習への協力に係る事前説明、職員への事前説明、実施状況の記録、等の項目が記載されている必要があります。また、トラブルや事故を防ぐためのボランティアへの研修や学習等への協力の受入時の説明の実施が必要です。

○原則として、ボランティアの受入や地域の学校教育施設・体験教室等の学習等への協力に係る体制を整備していることをもって評価します。ただし、福祉施設・事業所の特性や地域性を鑑み、ボランティアの受入が困難と考えられる場合には、ボランティア等の受入を想定した体制整備の状況、ボランティアの養成教育や地域の学校教育施設・体験教室の学習等への協力（職員の派遣等を含む）の状況等を総合的に勘案し評価します。

○評価方法は、受入れにあたっての手順や流れ、利用者等への事前説明の仕組み、ボランティア等への事前説明の仕組みなど、具体的な方法を書面と聴取によって行います。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25 Ⅱ-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

【判断基準】

- a) 利用者によりよい福祉サービスを提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 利用者によりよい福祉サービスを提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 利用者によりよい福祉サービスを提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。

評価の着眼点

- 当該地域の関係機関・団体について、個々の利用者の状況に対応できる社会資源を明示したりリストや資料を作成している。
- 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。
- 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、利用者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、福祉施設・事業所として、利用者によりよい福祉サービスを提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○利用者によりよい福祉サービスを提供するためには、地域の様々な機関や団体との連携が必要となります。

○ここで言う「必要な社会資源」とは、利用者へのサービスの質の向上のために連携が必要な機関や団体を指し、具体的には、福祉事務所、児童相談所、保健所、公共職業安定所、病院、学校、地域内の他の事業所やボランティア団体、各種自助組織等が挙げられます。

○利用者に対してより良いサービスを行うとともに、地域社会において役割を果たしていくためには、関係機関・団体とのネットワーク化が必要不可欠です。そのうえで、問題解決に向けてネットワークを有効に活用することが重要です。

○取組の具体例としては、関係機関・団体等の参画のもとで定期的にケース検討会を開催している、地域の定期的な連絡協議会に参加している、地域内の他組織と定期的に連絡会を開催している、などが挙げられますが、利用者に対するサービスの一環として行われる具体的な取組でなければ、十分とは言えません。

○築き上げたネットワークを有効に活用することが重要です。事業を進めていくうえで、地域全体で課題となっている点について、関係機関・団体へ積極的に問題提起し、解決に向けて協働して取り組んでいく、などが挙げられます。

○地域に適切な関係機関・団体がない場合には、利用者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化を積極的に図ることも福祉サービスを提供する福祉施設・事業所として重要な役割となります。

(3) 評価の留意点

○社会資源の把握状況や関係機関・団体との連携に関する定期的な取組状況の評価します。

○職員間でそれらに関する情報の共有化が図られているかどうかの評価も行います。関係機関・団体の機能や、連絡方法を記載した資料の保管場所や内容等が、必要に応じて職員が活用できるようになっているかどうか、会議で説明を行う等職員に周知されているかどうかについても、訪問調査で確認を行います。

○評価方法は、いくつかの関係機関・団体との具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

26 Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

評価の着眼点

□福祉施設・事業所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流活動などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、福祉施設・事業所（法人）が地域社会における福祉向上に積極的な役割を果たすために、具体的な地域の福祉ニーズや生活課題等を把握するための取組を積極的に行っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○地域社会では、地域経済や生活環境の変化等（雇用環境の変化、単身世帯や高齢者のみの世帯の増加、大規模団地等の集合住宅の課題等）により、これまでの社会福祉事業・制度が対象としてきた範囲では十分に対応することができない福祉ニーズ等が顕在化しています。

○福祉施設・事業所（法人）は、社会福祉に関する専門的な知識を有するとともに、福祉サービスを実施するという公益性のある組織として、地域社会で必要とされる役割や機能を存分に発揮するために、地域の具体的な福祉ニーズ等を把握するための取組を積極的に行うことが必要です。

○こうした地域の福祉ニーズ等を把握するためには、たとえば、地域の困りごとを議論するための運営委員会を開催する、相談事業を活発化させてその中でニーズを把握する、地域の交流イベント時にアンケートを実施するなど主体的に動くことが重要です。

○また、福祉施設・事業所（法人）の有する専門性や特性を活かして相談事業を実施することは、地域住民の多様な相談に応じる中で、福祉ニーズ等を把握する取組にもつながります。

○さらに、日常的な福祉サービスの実施を通じて、当該福祉サービスでは対応できない利用者等のニーズを把握することも必要です。

○このほか、施設等のスペースを活用した地域住民との交流を意図した取組、たとえば、地域交流のイベントの開催等により、地域住民とのコミュニケーションを通じて主体的に地域の福祉ニーズ等を把握することも必要です。

(3) 評価の留意点

○福祉施設・事業所ではなく、法人としてこうした取組を行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。

○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

27 II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
- b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
- c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。

評価の着眼点

- 把握した福祉ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
- 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
- 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
- 福祉施設・事業所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや専門的な情報を、地域に還元する取組を積極的に行っている。
- 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、福祉施設・事業所（法人）が地域社会における福祉向上に積極的な役割を果たすために、把握した地域の具体的な福祉ニーズや生活課題等にもとづいた独自の公益的な事業・活動を積極的に行っているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○福祉施設・事業所（法人）においては、その有する機能をもって地域の福祉ニーズ等を解決・緩和する活動・事業の実施主体となること、あるいは、地域住民の主体的な活動を促進・支援することなどの取組が求められます。

○把握した福祉ニーズ等にもとづき、これらを解決・改善するための福祉施設・事業所（法人）による公益的な事業・活動を行うことも必要です。

○特に、社会福祉法人については、法人固有の使命・役割と社会福祉法等の関係・事項等を具体化するため、既存制度では対応しきれない生活困窮、生活問題等の支援・解決など、地域社会での貢献活動を主体的、積極的に進めていくことが重要です。

○また、地域住民の生活に役立つ講演会や研修会等を開催し、地域住民の福祉に対する理解の促進や地域づくりのための取組も必要です。

○こうした福祉施設・事業所の専門的な知識・技術や情報の地域への提供は、地域との関わりを深め、地域の人びとの福祉施設等への理解を得ることやコミュニケーションを活発にすることにもつながっていきます。

○把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動は、福祉施設・事業所において地域の福祉ニーズ等や事業・活動の目的を共有し、継続的かつ効果的に取組を実施するため、事業計画等で明示することが必要です。

○また、災害時には、利用者の安全確保と施設・設備の使用を含め事業継続が可能であることを前提として、二次被害や混乱が起きないように十分に留意し、可能な範囲で被災した福祉的な支援を必要とする人びとや住民への支援・取組を実施します。

○災害時において、地域の社会資源としての役割等を踏まえ、職員への説明や必要な研修の実施など、その備えを計画的に確保していくことが必要です。

○福祉施設・事業所は、災害時に福祉避難所として指定されている場合や避難所となる場合も想定されるため、日頃から災害時の行政や地域との連携・協力に関する事項を決定・確認しておくことも求められます。

○また、福祉施設・事業所（法人）のこうした役割や取組を日頃から地域へ知らせるための情報提供等の取組も必要です。

(3) 評価の留意点

- 社会福祉法人が運営する福祉施設・事業所においては、社会福祉法に定める「地域における公益的な取組」の実施に係る責務や社会福祉充実残額を活用して行われる「地域公益事業」等が本評価基準における地域での公益的な事業・活動にあたります。
- 福祉施設・事業所（法人）の規模や支援の形態、所在する地域によって、具体的な取組はさまざまです。本評価基準の趣旨に沿って、個々の取組について評価を行います。
- 地域での公益的な事業・活動は、福祉施設・事業所が実施する地域の福祉ニーズ等に応じた取組や事業であって、原則として公的な費用負担のない取組や事業等を評価します。
- なお、行政からの委託又は補助等を受けて実施している事業は評価の対象としません。ただし、このような公的な費用負担があっても、福祉施設・事業所の資産等を活用した追加のサービスが行われている場合には評価の対象とします。
- 評価方法は、訪問調査において具体的な取組を聴取し、事業・活動の計画等の書面でも確認します。
- 福祉施設・事業所ではなく、法人として行っている場合でも、その内容等をていねいに把握して評価します。
- 地域での公益的な事業・活動の情報発信については、Ⅱ-3-(1)-①で評価します。

Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

28 Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。

【判断基準】

- a) 利用者を尊重した福祉サービス提供についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
- b) 利用者を尊重した福祉サービス提供についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
- c) 利用者を尊重した福祉サービス提供についての基本姿勢が明示されていない。

評価の着眼点

- 理念や基本方針に、利用者を尊重した福祉サービスの実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- 利用者を尊重した福祉サービスの提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
- 利用者を尊重した福祉サービス提供に関する基本姿勢が、個々の福祉サービスの標準的な実施方法等に反映されている。
- 利用者の尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
- 利用者の尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、利用者を尊重した福祉サービス提供についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われているか評価します。

(2) 趣旨・解説

○福祉サービスの実施では、利用者の意向を尊重することは当然ですが、さらに、利用者のQOLの向上を目指した積極的な取組が求められています。

○組織内で共通の理解をもつための取組の具体例としては、倫理綱領の策定等、利用者尊重や基本的人権への配慮に関する組織内の勉強会・研修や、実施する福祉サービスの標準的な実施方法への反映、身体拘束や虐待防止についての周知徹底等が挙げられます。

○必要に応じて成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用等により、利用者の権利擁護に努めていることも重要です。

(3) 評価の留意点

○福祉施設・事業所の種別や福祉サービスの内容の違いによって、利用者尊重の具体的な留意点は異なるので、組織としての基本姿勢と、組織全体の意識向上への取組を中心に評価を行います。組織の基本姿勢は、理念や基本方針に明示されていることを前提とします。

○利用者の尊重について、組織内で共通の理解をもつためにどのような努力が行われているか、具体的な取組をもとに評価します。

29 Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供が行われている。

【判断基準】

- a) 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、利用者のプライバシーに配慮した福祉サービス提供が行われている。
- b) 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、利用者のプライバシーに配慮した福祉サービスの提供が十分ではない。
- c) 利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。

評価の着眼点

- 利用者のプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
- 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
- 一人ひとりの利用者にとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、利用者のプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
- 利用者や家族にプライバシー保護に関する取組を周知している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に理解を図るための取組とともに、利用者のプライバシーに配慮した福祉サービスの提供が行われているか評価します。

(2) 趣旨・解説

○利用者の日常生活におけるプライバシーの保護は、利用者を尊重した福祉サービスの提供における重要事項です。

○ここでいうプライバシーとは、「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」のことです。利用者のプライバシー保護については利用者尊重の基本であり、たとえば、利用者が他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護されなければなりません。利用者からの信頼を得るためにも、プライバシー保護に関する具体的な取組が求められます。

○日常的な福祉サービスの提供においては、福祉施設・事業所の利用者や福祉サービスの特性とあり方等を踏まえつつ、施設・設備の限界等を加味しながらも、可能な限り一人ひとりの利用者にとって、生活の場にふさわしいこちよい環境を提供し、利用者のプライバシーを守るよう設備等の工夫を行うことも必要です。

○プライバシー保護に関する取組が、規程・マニュアル等にもとづき実施されることはもとより、取組を利用者や家族に周知することも求められます。

(3) 評価の留意点

○利用者のプライバシーに配慮した福祉サービスの提供の前提として、職員が、プライバシー保護に関する基本的な知識や社会福祉事業に携わる者としての姿勢・意識を十分に理解すること、福祉施設・事業所の特性に応じた留意点等に関する規程・マニュアル等を作成して理解を図ることが必要です。よって、職員に規程・マニュアル等を配布しただけでは取組は不十分です。

○福祉サービスの場面ごとに作成されているマニュアル・手引書等の中で、プライバシー保護に関する留意事項が記載されている場合も、「規程・マニュアル等」に含みます。

○入所施設の場合、通信、面会に関するプライバシー保護や、入浴・排泄時等生活場面におけるプライバシー保護について、福祉施設・事業所の利用者や福祉サービスの特性とあり方を踏まえつつ、設備面での配慮や工夫も含めた組織としての取組も評価の対象となります。規程・マニュアル等の整備と周知への取組とあわせて総合的に評価します。

○評価方法は、規程・マニュアル等の内容を確認するとともに、具体的な取組を聴取します。

○個人情報保護は本評価基準にいうプライバシー保護には含みません。Ⅲ-2-(3)-②「利用者に関する記録の管理体制が確立している。」において評価します。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。

30 Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。

【判断基準】

- a) 利用希望者が福祉サービスを選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が福祉サービスを選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が福祉サービスを選択するために必要な情報を提供していない。

評価の着眼点

- 理念や基本方針、実施する福祉サービスの内容や福祉施設・事業所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
- 組織を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
- 福祉施設・事業所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
- 見学、体験入所、一日利用等の希望に対応している。
- 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、福祉サービスの利用希望者が、福祉サービスを選択するために必要な情報提供が積極的に行われているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○社会福祉法第 75 条において、社会福祉事業の経営者は、利用者がサービス選択の際に参考とすることができる情報を積極的に提供することが求められています。

○ここで言う情報とは、契約締結時の重要事項説明等ではなく、複数の福祉施設・事業所の福祉サービスの中から利用者が自分の希望にそったものを選択するための資料となるような、利用者の視点に立った情報を指します。このため、資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容とすることが重要です。

○福祉施設・事業所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施すること、また、希望に応じて、見学、体験入所、一日利用等に対応することも必要な取組です。

○情報提供の方法、内容等については、配布・活用状況、利用者や家族等の意見等を必要に応じて聴取しながら、定期的な見直しを行い、より良い内容を目指すことも重要です。

(3) 評価の留意点

○福祉サービス内容がわかりやすく説明された印刷物の作成、ホームページの作成、公共施設へのパンフレットの配置、見学・体験希望者への対応等、利用者が情報を簡単に入手できるような取組、利用者にとってわかりやすい工夫が必要です。

○実施する福祉サービスの内容等について組織が積極的に情報提供を行うことを求めています。利用希望で訪れた人に対して、パンフレットを渡しただけ、というような取組のみの場合は「c」評価とします。

31 Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。

【判断基準】

- a) 福祉サービス開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき利用者や家族等にわかりやすく説明を行っている。
- b) 福祉サービス開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき利用者や家族等に説明を行っているが、十分ではない。
- c) 福祉サービス開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき利用者や家族等に説明を行っていない。

評価の着眼点

- サービス開始・変更時の福祉サービスの内容に関する説明と同意にあたっては、利用者の自己決定を尊重している。
- サービス開始・変更時には、利用者がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
- 説明にあたっては、利用者や家族等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
- サービス開始・変更時には、利用者や家族等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
- 意思決定が困難な利用者への配慮についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、福祉サービス開始及び変更時に、利用者や家族等にわかりやすく説明を行い、同意を得ているか評価します。

(2) 趣旨・解説

○福祉サービスの開始や変更の際には、利用者等の自己決定に十分に配慮し、福祉サービスの具体的な内容や日常生活に関する事項、その他留意事項等をわかりやすく説明することが必要です。

○福祉サービスの開始や変更時における説明は、福祉サービスの利用契約が必要な福祉施設・事業所はもとより、利用契約ではない福祉施設・事業所においても、利用者等の自己決定の尊重や権利擁護等の観点から必要な取組です。

○説明にあたっては、前評価基準（Ⅲ-1-(2)-②）と同様に、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような資料を用いることが求められます。また、法令及び組織が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることが必要です。

○利用契約が必要な福祉施設・事業所においては、福祉サービス内容や料金等が具体的に記載された重要事項説明書等の資料とともに、契約書は、組織と利用者の権利義務関係を明確にし、利用者の権利を守ると同時に、組織にとっても不必要なトラブルを回避するための重要なものです。各種モデル契約書の内容に照らして、適切な契約書を整備することが求められています。

(3) 評価の留意点

○利用契約ではない福祉施設・事業所における説明は、どの利用者等に対しても、組織が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることを前提としています。また、本人が説明を受けることが困難な利用者に対しては、組織がどのような援助の方法をとっているかを確認します。

○評価方法は、訪問調査において、説明の様式・内容と状況を聴取します。また、利用者や家族等への説明内容が具体的に記録された書面を確認します。書面での確認ができない場合は「c」評価とします。

○利用契約が必要な福祉施設・事業所における説明については、重要事項説明を行い契約を締結する必要があります。その際には、利用者の意向を受けた個別の福祉サービス内容を明確にして説明し、同意を得ることが求められています。また、本人が説明を受け、契約を締結することが困難な場合には、成年後見制度等の利用を含め、適正な方法がとられているか確認します。

○評価方法は、訪問調査において重要事項説明や契約書等、契約に必要な書面を確認することとあわせて、利用者の同意を得るまでの過程の記録、苦情の受付状況等で確認します。書面での確認ができない場合は「c」評価とします。

32 Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。

【判断基準】

- a) 福祉サービスの内容や福祉施設・事業所の変更、地域・家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮している。
- b) 福祉サービスの内容や福祉施設・事業所の変更、地域・家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮しているが、十分ではない。
- c) 福祉サービスの内容や福祉施設・事業所の変更、地域・家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮していない。

評価の着眼点

- 福祉サービスの内容の変更にあたり、従前の内容から著しい変更や不利益が生じないように配慮されている。
- 他の福祉施設・事業所や地域・家庭への移行にあたり、福祉サービスの継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
- 福祉サービスの利用が終了した後も、組織として利用者や家族等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
- 福祉サービスの利用が終了した時に、利用者や家族等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、福祉サービスの内容や福祉施設・事業所の変更、地域・家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮しているか評価します。

(2) 趣旨・解説

○利用者の状態の変化や家庭環境の変化等で、福祉サービスの内容や福祉施設・事業所の変更、地域・家庭への移行等を行う場合、利用者への福祉サービスの継続性を損なわないような配慮のもとに、引継ぎや送りの手順、文書の内容等を定めておくことが必要です。

○地域・家庭への移行にあたっては、利用者や家族の意向を踏まえ、他の福祉施設・事業所や行政をはじめとする関係機関との連携が十分に図られる必要があります。

○他の福祉施設・事業所への情報提供が必要な場合には、利用者・家族等の同意のもとに適切に行うことが不可欠です。

○福祉サービス終了後も利用者や家族等が相談を希望した場合のために、担当者や窓口を設置し、利用者や家族等に伝えておくことも福祉サービスの継続性を確保するための対応策です。その場合には、口頭だけでなく、書面等で伝える必要があります。

(3) 評価の留意点

○福祉施設・事業所の変更、地域・家庭への移行等に係る生活の継続に欠かせない福祉サービスの提供等への配慮を具体的に評価します。

○必要に応じて、行政や関係機関、他の福祉施設・事業所等と地域・家庭での生活の支援体制についての協議やネットワーク・体制の構築に関する取組も評価します。

○評価方法は、訪問調査において関連する文書や、実際の対応記録等の確認を行い評価します。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。

33 Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

【判断基準】

- a) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。

評価の着眼点

- 利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
- 利用者への個別の相談面接や聴取、利用者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。
- 職員等が、利用者満足を把握する目的で、利用者会や家族会等に出席している。
- 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、利用者参画のもとで検討会議の設置等が行われている。
- 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っているか評価します。

(2) 趣旨・解説

○利用者本位の福祉サービスは、福祉施設・事業所が一方的に判断できるものではなく、利用者がどれだけ満足しているかという双方向性の観点が重要です。福祉サービスにおいては、専門的な相談・支援を適切に実施する一方、利用者満足を組織的に調査・把握し、これを福祉サービスの質の向上に結びつける取組が必要です。

○利用者満足に関する調査の結果については、具体的なサービス改善に結びつけること、そのために組織として仕組みを整備することが求められます。

○実施する福祉サービスの質を高めるためには、組織として定められた仕組みにしたがって、継続した取組を進める必要があります。よって、随時出される個々の意見、要望等に対応するという方法のみでは、有効な改善対応とすることはできません。

○組織的に行った調査結果を分析・検討する担当者や担当部署の設置、定期的な検討会議開催等の仕組みが求められます。

○このような仕組みが機能することで、職員の利用者満足に対する意識を向上させ、組織全体が共通の問題意識のもとに改善への取組を行うことができるようになります。

(3) 評価の留意点

○福祉施設・事業所の事業種別や福祉サービスの内容の違いによって、利用者満足の具体的な内容は異なるので、組織として利用者満足の向上に向けた仕組みを整備しているか、また利用者満足に関する調査等の結果を活用し、組織的に福祉サービスの改善に向けた取組が行われているかを評価します。

○具体的には、利用者満足に関する調査、利用者への個別の聴取、利用者懇談会における聴取等があります。利用者満足に関する調査等を定期的に行うことは、改善課題の発見や、改善課題への対応策の評価・見直しの検討材料となります。

○評価方法は、調査結果に関する分析や検討内容の記録、改善策の実施に関する記録等の書面や、訪問調査での具体的な取組の聴取等によって確認します。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34 Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され利用者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され利用者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。

評価の着眼点

- 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
- 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を利用者等に配布し説明している。
- 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、利用者や家族が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
- 苦情内容については、受付と解決を図った記録が適切に保管している。
- 苦情内容に関する検討内容や対応策については、利用者や家族等に必ずフィードバックしている。
- 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た利用者や家族等に配慮したうえで、公表している。
- 苦情相談内容にもとづき、福祉サービスの質の向上に関わる取組が行われている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、苦情解決の仕組みが確立され利用者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能していることを評価します。

(2) 趣旨・解説

○社会福祉法第82条では、社会福祉事業の経営者は、利用者等からの苦情の適切な解決に努めることが求められています。また、福祉施設・事業所の各最低基準・指定基準においては、利用者等からの苦情への対応が規定されています。

○苦情解決の体制については、①苦情解決責任者の設置（管理者、理事長等）、②苦情受付担当者の設置、③第三者委員の設置が求められています。第三者委員は、苦情解決についての密室性の排除と社会性・客観性の確保、利用者の立場に立った苦情解決の援助のために設置されるもので、人数は複数が望ましいとされています。

○法令で求められる苦情解決の仕組みが組織の中で確立されていることを前提として、この仕組みが機能しているかどうか、また組織が苦情解決について、提供する福祉サービス内容に関する妥当性の評価や改善課題を探るための有効な手段と位置づけているか、つまり福祉サービスの質の向上のための仕組みとなっているかが重要です。

○福祉施設・事業所においては、法令で求められる苦情解決の仕組みを構築することはもとより、苦情解決や苦情内容への対応を通じて福祉サービスの質の向上を図る必要があります。

(3) 評価の留意点

○苦情解決の仕組みについては、利用者等への周知と理解の促進、苦情を申出やすい配慮や工夫、苦情受付に係る正確な記録と苦情解決責任者への報告、解決へ向けての話し合いの内容や解決策等について経過と結果の記録、苦情を申出した利用者等への経過や結果の説明、申出した利用者等に不利にならない配慮をしたうえでの公表、などの状況を総合的に勘案し、仕組みが機能しているかどうかを評価します。

○また、福祉施設・事業所として、苦情解決の取組を、利用者保護の視点と同時に、福祉サービスの質の向上に向けた取組の一環として積極的に捉えているかどうかを、体制の整備や解決手順・結果公表等の具体的な取組によって評価します。

○第三者委員が設置されていない場合、連絡方法が明示されていない場合、解決に係る話し合いの手順等が定められていない場合、苦情解決状況の公表を行っていない場合は、「c」評価とします。

35 Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。

【判断基準】

- a) 利用者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを利用者に伝えるための取組が行われている。
- b) 利用者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを利用者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 利用者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。

評価の着眼点

利用者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。

利用者や家族等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。

相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準では、利用者が相談したい時や意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が組織として整備されているか、また、その内容を利用者に伝えるための取組が行われているか評価します。

(2) 趣旨・解説

○利用者が必要に応じて相談ができ、また、意見が述べられる環境づくりは、利用者本位の福祉サービスにおいて不可欠であることは言うまでもありません。福祉施設・事業所として、相談しやすく、意見が述べやすい体制や方法をどのように構築しているか、また具体的にどのように取組が進められているかが重要です。

○相談や意見について、方法や相手を選択できる環境とは、相談においては、日常的に接する職員以外に、相談窓口を設置するなど、専門的な相談、あるいは福祉施設・事業所において直接相談しにくい内容の相談等、相談内容によって複数の相談方法や相談相手が用意されているような取組を指します。

○意見については、利用者、家族等との話し合いの機会をもつなどの日常的な取組、意見箱の設置、アンケートの実施、第三者委員による聞き取り等の複数の方法や相手が用意されていることを指します

(3) 評価の留意点

○利用者の相談、意見に関する取組については、利用者や家族等に十分に周知されている必要があります。また、利用開始時に説明を行うだけでなく、日常的に相談窓口を明確にしたうえで、その内容をわかりやすい場所に掲示する、日常的な言葉かけを積極的に行う等の取組も評価の対象となります。

○評価方法は、訪問調査において福祉施設・事業所としての取組を聴取し、書面の確認及び福祉施設・事業所内の見学等で確認します。

36 Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

【判断基準】

- a) 利用者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 利用者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 利用者からの相談や意見の把握をしていない。

評価の着眼点

- 職員は、日々の福祉サービスの提供において、利用者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
- 意見箱の設置、アンケートの実施等、利用者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
- 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
- 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
- 意見等にもとづき、福祉サービスの質の向上に関わる取組が行われている。
- 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、苦情に限定するものでなく、利用者からの意見や要望、提案への組織的かつ迅速な対応について評価します。

(2) 趣旨・解説

○苦情に関わらず、福祉サービスの内容や生活環境の改善等に関する利用者からの意見や要望、提案等に積極的に対応することが必要です。福祉施設・事業所においては、利用者からの苦情のみならず、意見や提案から改善課題を明らかにし、福祉サービスの質を向上させていく姿勢が求められます。

○苦情について迅速な対応を行うことはもとより、利用者の意見や要望、提案等についても可能な限り迅速に対応する体制を整えることが、福祉サービスの質と利用者からの信頼を高めるために有効です。

○苦情解決同様に、利用者からの意見や要望、提案等への対応についても仕組みを確立することが重要であり、対応マニュアル等の策定が必要です。

○意見等に対する福祉施設・事業所の方針を伝え、理解いただく取組も含まれます。

○対応マニュアル等においては、利用者の意見や要望、提案等にもとづく福祉サービスの質の向上に関する姿勢をはじめ、苦情解決の仕組み同様に、意見や要望、提案等を受けた後の手順、具体的な検討・対応方法、記録方法、利用者への経過と結果の説明、公開の方法等がその内容別に具体的に記載されていることが必要です。また、仕組みを効果的なものとする観点からマニュアル等については、適宜見直しを行うことが必要となります。

(3) 評価の留意点

○意見や要望、提案等への対応マニュアルの整備のほか具体的に福祉サービスの改善につなげている取組も含めて評価します。

○苦情解決の仕組と一体的に構築、運用している福祉施設・事業所の場合には、苦情解決のみならず、本評価基準でいう利用者の意見や要望、提案等への対応が実際に行われているか確認します。

○評価方法は、訪問調査において福祉施設・事業所としての取組を聴取し、書面等で確認します。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。

37 Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、利用者の安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
- b) リスクマネジメント体制を構築しているが、利用者の安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
- c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、利用者の安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。

評価の着眼点

リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。

事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。

利用者の安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。

収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。

職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。

事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、利用者の安心と安全を確保し福祉サービスの質の向上を図る観点からリスクマネジメント体制を構築するとともに、ヒヤリハット報告や事故報告等の事例の収集を積極的に実施し、その収集した事例について要因分析の実施と対応策が適切に講じられているか評価します。

(2) 趣旨・解説

○福祉施設・事業所におけるリスクマネジメントの目的は、福祉サービスの質の向上にあります。具体的な取組としては、責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等（体制づくり全般をはじめ、事故要因の分析、改善策・再発防止策等を検討する場）の設置、事故発生時の対応における責任と手順等の明確化、ヒヤリハット・事故報告の収集、これら報告にもとづく要因分析と改善策・再発防止等の実施が基本的な事項となります。

○また、これらをリスクマネジメント規程等として定めておくこと、研修の実施や個々の取組について定期的な見直しと改善を図ることは、体制の構築と福祉施設・事業所の実態にそくした効果的な取組のために有効です。

○ヒヤリハット・事故報告や事例等の収集は、福祉サービスの質の向上の観点から、職員間の情報共有をはじめ、要因分析の実施や改善策・再発防止策を講じるために行うものです。また、取組を通じて、職員の「危険への気づき」を促す効果も生まれます。よって、職員個人の反省を促したり、責任を追及したりするためのものではないということに留意が必要です。

○福祉サービスの提供に関わる設備・機器類の日頃からの安全確認や定期的なメンテナンスも、日常的に利用者の安心・安全に配慮した福祉サービスの前提として重要です。また、外部からの侵入者への対応等についても、福祉施設・事業所の特性に応じて検討・対応します。

○リスクマネジメントの体制整備の面では管理者のリーダーシップが欠かせません。また、具体的な対策を講じる際には福祉サービスを提供する現場における知恵と工夫を活用した取組が最も重要です。

(3) 評価の留意点

○事故発生時の適切な対応と利用者の安全確保がなされていることを前提とし、リスクマネジメントに関する責任者の設置又は明確化、リスクマネジメントに関する会議等の設置・開催状況のみならず、ヒヤリハット報告・事故報告が収集され、要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施がなされているか評価します。

○ヒヤリハット報告・事故報告の分類や一覧表の作成等に留まらず、組織的・継続的な要因分析と改善策・再発防止策の検討・実施に結びついていることが必要です。

○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を書面と聴取によって確認します。書面がなく、職員会議等で事故防止に向けた意識啓発をしているというような取組のみの場合には、「c」評価とします。

○感染症に関するリスク（対策）については、次項「Ⅲ-1-(5)-②」で評価します。

38 Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、
取組を行っている。

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の利用者の安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
- b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の利用者の安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
- c) 感染症の予防策が講じられていない。

評価の着眼点

- 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
- 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
- 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
- 感染症の予防策が適切に講じられている。
- 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。
- 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、感染症の予防策が適切に講じられているとともに、発生時等の緊急時の利用者の安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

○利用者の生命と健康にとって感染症の予防と感染症発生時の適切な対応は非常に重要な取組といえます。

○感染症の予防・対応についても、福祉サービスの質の向上を目的とするリスクマネジメントと同様に、マニュアル等を整備したうえで、福祉施設・事業所内の体制を確立し実行していくことが必要です。具体的には、①責任を明確にした安全確保のための体制の確立（緊急時の対応体制を含む）、②担当者・担当部署の設置、③定期的な検討の場の設置、④感染症予防策等の定期的な評価・見直しの実施等が挙げられます。

○感染症については、季節、福祉サービスの提供場面に応じた適切な対応が必要であり、感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成したうえで、職員が十分に理解し、日頃から取組を進めることが必要です。

○対応マニュアル等については、保健医療の専門職の適切な助言・指導のもとに作成されていることも重要です。

(3) 評価の留意点

○評価方法は、訪問調査において具体的な取組を書面と聴取によって確認します。書面がなく職員会議等で感染症予防に向けた意識啓発をしているというような取組のみの場合には、「c」評価とします。

39 Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。
- b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、利用者の安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、利用者の安全確保のための取組を行っていない。

評価の着眼点

- 災害時の対応体制が決められている。
- 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、福祉サービス提供を継続するために必要な対策を講じている。
- 利用者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
- 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
- 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、利用者の安全確保のための取組を積極的に行っているか評価します。

(2) 趣旨・解説

○利用者の安全を確保するためには、福祉サービス上のリスクや感染症対策のみならず、災害時における安全確保のための対策を講じる必要があります。

○そのため福祉施設・事業所においては、災害時の対応体制（災害時の職員体制、災害時の避難先、避難方法、ルートの確認等）をあらかじめ定めておくことが求められます。

○訪問・通所による福祉サービスを提供する福祉施設・事業所では、災害発生時の安否確認について、他の福祉施設・事業所や自治体等と連携して行う方法を決定・確認しておく必要があります。また、通所福祉施設・事業所については、利用者や家族と話し合う、家族への引継ぎの方策などを決めておくことなどが求められます。

○福祉施設・事業所においては、災害時においても、利用者の安全を確保するとともに福祉サービスを継続することが求められます。「事業（福祉サービス）の継続」の観点から、災害等に備えた事前準備・事前対策を講じることが重要です。

(3) 評価の留意点

○消防計画の策定など法律で定められた事項や監査事項の対策にとどまらず、実効性の高い取組を積極的に行っているかどうかを確認します。たとえば、ハード面では立地条件から災害の影響を把握する、耐震診断を受けて必要な耐震措置を実施する、設備等の落下防止措置を講じる、消火設備を充実させる、食料や備品などの備蓄を整備するなどが挙げられます。

○ソフト面では、災害発生時の体制を整備する、利用者及び職員の安否確認の方法の確立し全職員に周知する、災害発生時の初動時の対応や出勤基準などを示した行動基準を策定し、全職員に周知を図る、定期的に訓練を行い、対策の問題点の把握や見直しを行うなどが挙げられます。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

40 Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。

【判断基準】

- a) 提供する福祉サービスについて、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた福祉サービスが実施されている。
- b) 提供する福祉サービスについて、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた福祉サービスの実施が十分ではない。
- c) 提供する福祉サービスについて、標準的な実施方法が文書化されていない。

評価の着眼点

- 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
- 標準的な実施方法には、利用者の尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
- 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
- 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、福祉施設・事業所における福祉サービスの標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいて福祉サービスが適切に実施されていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

○福祉施設・事業所における福祉サービスの提供・実践は、利用者の特性や必要とする支援等に応じて柔軟に行われるべきものであり、いわば標準化できる内容と個別的に提供・実践すべき内容の組合せです。

○標準化とは、画一化とは異なり、福祉サービスを提供する職員誰もが必ず行わなくてはならない基本となる部分を共通化することであり、個別的な福祉サービスの提供と相補的な関係にあるものといえます。すべての利用者に対する画一的な福祉サービス実施を目的としたマニュアル化を求めるものではありません。

○標準化とは、各福祉施設・事業所における利用者の特性等を踏まえた標準的な実施方法等を定め、職員の違い等による福祉サービスの水準や内容の差異を極力なくし一定の水準、内容を常年实现することを目指すものです。標準的な実施方法を定め、一定の水準、内容を保ったうえで、それぞれの利用者の個別性に着目した対応を行うことが必要です。

○標準的な実施方法は、文書化され、職員が十分に理解していることが不可欠です。標準的な実施方法には、基本的な相談・援助技術に関するものだけでなく、福祉サービス実施時の留意点や利用者のプライバシーへの配慮、設備等の福祉施設・事業所の環境に応じた業務手順等も含まれ、実施する福祉サービス全般にわたって定められていることが求められます。

○また、標準的な実施方法に基づいて実施されていることを組織として確認するための仕組みを整備し、標準的な実施方法にそぐわない福祉サービスが提供されている場合の対応方法についても定めておくことが必要です。

(3) 評価の留意点

○標準的な実施方法については、文書化されていること、また、これにもとづいた福祉サービスの提供状況について確認します。具体的には、標準的な実施方法（文書）の活用状況と職員の理解を図るための取組や工夫、個別的な福祉サービス実施計画との関係性、標準的な実施方法にそった福祉サービスの提供がなされているか確認する仕組みの有無等により、総合的に評価します。

○標準的な実施方法を記載した文書は、職員がいつでも閲覧でき、日常的に活用している状態にあるか確認します。

○評価方法は、訪問調査において書面を確認するとともに、関係職員への聴取等によって確認します。

41 Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。

評価の着眼点

- 福祉サービスの標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
- 福祉サービスの標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。
- 検証・見直しにあたり、個別的な福祉サービス実施計画の内容が必要に応じて反映されている。
- 検証・見直しにあたり、職員や利用者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、標準的な実施方法について、定期的に現状を検証し、必要な見直しを組織的に行うための仕組みが定められているか、その仕組みのもとに見直しが行われているかどうかを評価します。

(2) 趣旨・解説

○標準的な実施方法については、利用者が必要とする福祉サービス内容の変化や新たな知識・技術等の導入を踏まえ、定期的に現状を検証し、必要な見直しを行うことが必要です。また、検証や見直しについては、福祉施設・事業所として方法や仕組みを定め、これのもとに継続的に実施されることが、福祉サービスの質の向上にとって必要です。

○標準的な実施方法の見直しは、職員や利用者等からの意見や提案にもとづき、また、個別的な福祉サービス実施計画の状況を踏まえ行われなければなりません。

○標準的な実施方法を定期的に見直すことは、福祉サービスの質に関する職員の共通意識を育てるとともに、PDCAのサイクルによって、質に関する検討が組織として継続的に行われているという意味をあわせ持っています。

(3) 評価の留意点

○評価方法は、訪問調査において、標準的な実施方法（文書）の改訂記録や検討会議の記録等、書面をもって確認します。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

42 Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。

【判断基準】

- a) 利用者一人ひとりの福祉サービス実施計画を策定するための体制が確立しており、取組を行っている。
- b) 利用者一人ひとりの福祉サービス実施計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
- c) 利用者一人ひとりの福祉サービス実施計画を策定するための体制が確立していない。

評価の着眼点

- 福祉サービス実施計画策定の責任者を設置している。
- アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
- 部門を横断したさまざまな職種の関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
- 福祉サービス実施計画には、利用者一人ひとりの具体的なニーズが明示されている。
- 福祉サービス実施計画を策定するための部門を横断したさまざまな職種による関係職員（種別によっては組織以外の関係者も）の合議、利用者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
- 福祉サービス実施計画どおりに福祉サービスが行われていることを確認する仕組みが構築され、機能している。
- 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な福祉サービスの提供が行われている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、福祉サービス実施計画の策定に関する体制が確立し、アセスメントにもとづく適切な個別的な福祉サービス実施計画が策定されているか評価します。

(2) 趣旨・解説

○利用者の特性や状態、必要な支援等の内容に応じた福祉サービスの提供において、利用者ニーズ等の適切なアセスメントにもとづく「福祉サービス実施計画」、つまり個別的な福祉サービス実施計画（利用者一人ひとりについてニーズと具体的なサービス内容等が記載された個別計画）が必要です。

○福祉サービス実施計画の策定にあたっては、福祉施設・事業所での体制が確立していることが不可欠です。具体的には、福祉サービス実施計画策定の責任者を設置・明確化するとともに、アセスメントから計画の作成、実施、評価・見直しに至るプロセスを定める必要があります。

○福祉サービス実施計画策定の責任者については、必ずしもサービス実施計画を直接作成する者を意味していません。各部門の担当者の意見を、集約・調整する場を設定し、その場に参画して福祉サービス実施計画の内容の決定までを統括する、また家族への連絡や説明等を行う、等が責任者に求められる役割です。

○アセスメントは、利用者の身体状況や生活状況等を把握するとともに、利用者にとってどのようなサービス実施上のニーズがあるかを明らかにすることを目的とします。利用者の状況を正確に把握し、ニーズを明らかにすることは、福祉サービス実施計画を作成する基本となる重要なプロセスです。身体状況や生活状況あるいはニーズを組織が定めた手順と様式によって把握する必要があります。

○福祉サービス開始直後には、事前に把握していた身体状況や生活状況等が実際と異なっている場合もあるため、そのような状況も視野に入れたアセスメントが行われる必要があります。

○アセスメントについては、①サービス開始前後におけるアセスメントに関する手順が組織として定められていること、②手順は正確なアセスメントを行うために計画的なものになっていること、③その手順のもとに実施されていること、④アセスメントによって、利用者全員について、個別に具体的なニーズが明示されていることが求められます。

○福祉サービス実施計画は、医療やリハビリ、メンタル面での支援等も含めた総合的な視点で作成されなければならないこと、実施状況の評価・見直しにあたっては、QOLを含め、総合的な視点から利用者のより良い状態を検討する必要があります。

(3) 評価の留意点

○利用者一人ひとりの福祉サービス実施計画の策定が、法令上求められる福祉施設・事業所については、アセスメントから計画策定、実施、評価・見直しといった一連のプロセスが適切に行われていることを基本とします。また、利用者の希望やニーズを適切に反映した内容となっているか、計画にもとづく福祉サービスの提供がなされているか、福祉サービスの質の向上に結びつく活用がなされているかといった観点から評価します。

- 福祉サービス実施計画策定における責任者の役割について、役割分担して実施している場合があります。役割分担は、組織の状況に応じて異なりますので、組織として福祉サービス実施計画の策定方法が定まっていること、それぞれの担当者がその定められた方法における役割を果たしていること、そして責任者は、これらの内容を掌握し必要に応じて助言・指導を行っていることをもって役割を果たしていると評価します。
- アセスメント結果を福祉サービス実施計画に適切に反映されているかどうかについては、アセスメント結果を福祉サービス実施計画に反映させる際に関係職員で協議を実施しているか、アセスメント結果から課題解決のための目標と、目標達成に向けた具体的な対応策を福祉サービス実施計画に反映しているか等を記録等から判断します。
- 利用者の意向の反映については、サービス実施計画に利用者の意向が明示されていることによって、意向を踏まえた計画が策定されていると評価します。
- 評価方法は、訪問調査において、福祉サービス実施計画の策定・実施のプロセス、責任及び役割分担体制の実態がどのようになっているかを具体的に聴取したうえで、利用者数名分の福祉サービス実施計画及びアセスメント票等を抽出して、書面の確認と担当者への聴取を行います。
- また、福祉サービス実施計画が日常的な福祉サービスの提供場面でどのように実施されているか、記録と職員からの聴取により確認します。
- 組織としてアセスメントをまったく行っていないことは想定していませんが、その場合は「c」評価とします。
- 利用者一人ひとりの福祉サービス実施計画が作成されていないことは想定していませんが、その場合は「c」評価とします。福祉サービス実施計画の策定が法令上求められる福祉施設・事業所については、法令違反となりますので、早急な改善・策定が求められることはいうまでもありません。

43 Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。

【判断基準】

- a) 福祉サービス実施計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
- b) 福祉サービス実施計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 福祉サービス実施計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。

評価の着眼点

- 福祉サービス実施計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、利用者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
- 見直しによって変更した福祉サービス実施計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
- 福祉サービス実施計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
- 福祉サービス実施計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、福祉サービスを十分に提供できていない内容（ニーズ）等、福祉サービスの質の向上に関わる課題等が明確にされている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、福祉サービス実施計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているか評価します。

(2) 趣旨・解説

○利用者一人ひとりに対する福祉サービスの質の向上を継続的に図るためには、策定した福祉サービス実施計画について、PDCAのサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取組にしていかなければなりません。

○福祉サービス実施計画の評価・見直しに関する組織として決定された手順が定められ、実施されている必要があります。評価・見直しを行う時期の設定や記録の方法、実施計画変更の手順と関係職員への周知の方法等が明示されていることが望まれます。

○また、福祉サービス実施状況が責任者に確実に伝わる仕組みが必要です。実施記録での福祉サービス実施状況の確認や、担当者からの報告ルート等が、システムとして成立しており、責任者が総合的な視点で情報を管理している状態を求めています。

○福祉サービス実施計画の策定及び定期的な見直しが法令上求められる福祉施設・事業所はもとより、それ以外の福祉施設・事業所についても、適切な期間・方法で計画の見直しが実施されているか、計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、福祉サービスを十分に提供できていない内容（ニーズ）など、福祉サービスの質の向上に関わる課題等が明確にされて、福祉サービスの質の向上に結びつく積極的な取組がなされているかを評価します。

(3) 評価の留意点

○福祉サービス実施計画の見直しでは、目標そのものの妥当性や、具体的な支援や解決方法の有効性等について検証するとともに、変更に関する利用者の意向の確認と同意を得られているかが留意点です。

○定期的な評価結果に基づいて、必要があればサービス実施計画の内容を変更しているかどうかを、記録等と実施計画等の書面によって評価します。

○福祉サービス実施計画の定期的な評価・見直しが、法令上求められる福祉施設・事業所については、取り組みがなされていない場合には、法令違反となりますので、早急な改善・策定が求められることはいうまでもありません。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

44 Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。

【判断基準】

- a) 利用者一人ひとりの福祉サービス実施計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 利用者一人ひとりの福祉サービス実施計画の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 利用者一人ひとりの福祉サービス実施計画の実施状況が記録されていない。

評価の着眼点

- 利用者の身体状況や生活状況等を、組織が定めた統一した様式によって把握し記録している。
- サービス実施計画にもとづくサービスが実施されていることを記録により確認することができる。
- 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
- 組織における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
- 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等、部門横断での取組がなされている。
- パソコンのネットワークシステムを利用や記録ファイルの回覧等を実施して、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、利用者一人ひとりの福祉サービス実施計画の実施状況が適切に記録されるとともに、職員間で共有化されていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

○利用者一人ひとりに対する福祉サービスの実施状況は、組織の規定にしたがって統一した方法で記録される必要があります。記録は、職員の情報の共有化を図るとともに、福祉サービス実施計画の評価・見直しを行う際の基本情報となります。

○適切に記録されているとは、福祉サービス実施計画にそってどのようなサービスが実施されたのか、その結果として利用者の状態はどのように推移したか、について具体的に記録されていることを指します。

○また、記録のほか、利用者の状況等に関する情報の流れや共通化について、組織としての取組を評価します。

○利用者の状況等に関する情報とは、利用者の状況、福祉サービスの実施にあたり留意すべき事項、実施に伴う状況の変化、アセスメントやサービス実施計画の実施状況等、利用者に関わる日々の情報すべてを指します。

○共有化については、知っておくべき情報が職員に正確に伝わる仕組みが確立していることが必要です。その際、伝えてはならない情報、担当者で留めてよい情報と責任者等へ伝えるべき情報、他部門への伝達が必要な情報、速やかに伝えるべき内容と後日整理して伝えるべき内容等が的確に分別され、決められた方法によって伝達されていくことが求められます。

○情報の流れと共有化について組織的に管理することは、利用者の状態の変化や福祉サービス内容の不具合に対して、速やかな対応を行うために欠かせないものです。

(3) 評価の留意点

○引継ぎや申送り、回覧等は当然に行われていることとして捉え、組織の特性に応じた共有化へのより積極的な取組を評価します。

○評価方法は、訪問調査において、利用者数名の福祉サービス実施計画と、それに対する記録等の書面を確認します。また、利用者の状態等に関する情報に関する具体的な取組を聴取し、書面でも確認します。

45 Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。

【判断基準】

- a) 利用者に関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 利用者に関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 利用者に関する記録の管理について規程が定められていない。

評価の着眼点

- 個人情報保護規程等により、利用者の記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
- 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
- 記録管理の責任者が設置されている。
- 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
- 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
- 個人情報の取扱いについて、利用者や家族に説明している。

評価基準の考え方と評価の留意点

(1) 目的

○本評価基準は、個人情報保護規程等の利用者の記録の管理について規定が定められるとともに、適切に管理が行われていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

○利用者に関する記録の管理については、個人情報保護と情報開示の2つの観点から管理体制が整備される必要があります。

○福祉施設・事業所が保有する利用者や家族の情報は、個人的な情報であり、その流出は利用者や家族に大きな影響を与えることから、情報が外部に流出しない管理体制が必要となります。記録の保管場所や保管方法、扱いに関する規程、責任者の設置、保存と廃棄に関する規程等が必要です。

○個人情報保護については、平成29年5月に施行された「個人情報の保護に関する法律」の改正の内容とともに、個人情報保護委員会から公表された「ガイドライン」等への理解と、取組が求められます。

○とくに厳格な個人情報の管理が求められる特定分野には、個人情報保護委員会から、その分野についてのガイダンスが公表されています。介護関係事業者は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、「同 Q&A（事例集）」に即した適切な取組が必要です。また、ガイダンスの対象とならない福祉施設・事業所にあっても、その高い公益性を踏まえ可能な範囲でガイダンスに準拠した取組を行うことで利用者等からの信頼を得ていくことが大切です。

○一方、情報開示については、利用者や家族等から情報開示を求められた際のルール・規程が必要です。情報開示の基本姿勢、情報開示の範囲、利用者への配慮等が求められます。

○ここでいう「記録の管理」とは、書面による管理に加え電子データによる管理も含みます。電子データについては、取扱いや情報漏えい対策が十分になされることが必要です。

(3) 評価の留意点

○評価方法は、訪問調査において規程等の確認、実際の記録の保管状況、開示請求への対応、保存と廃棄の確認等を行います。

福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン

① 第三者評価機関名

--

② 施設・事業所情報

名称：		種別：	
代表者氏名：		定員（利用人数）： 名	
所在地：			
TEL：		ホームページ：	
【施設・事業所の概要】			
開設年月日			
経営法人・設置主体（法人名等）：			
職員数	常勤職員：	名	非常勤職員 名
専門職員	（専門職の名称）	名	
施設・設備 の概要	（居室数）		（設備等）

③ 理念・基本方針

--

④ 施設・事業所の特徴的な取組

--

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成 年 月 日（契約日） ～ 平成 年 月 日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	回（平成 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◇改善を求められる点

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（45項目）について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
〈コメント〉		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
〈コメント〉		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・b・c
〈コメント〉		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
〈コメント〉		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
〈コメント〉		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
＜コメント＞		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
＜コメント＞		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
＜コメント＞		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
＜コメント＞		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
＜コメント＞		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
＜コメント＞		

13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
＜コメント＞		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
＜コメント＞		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a・b・c
＜コメント＞		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
＜コメント＞		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・b・c
＜コメント＞		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
＜コメント＞		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
＜コメント＞		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
＜コメント＞		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		
29	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等に配慮した福祉サービス提供が行われている。	a・b・c
＜コメント＞		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
＜コメント＞		
31	Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
＜コメント＞		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
＜コメント＞		

35	Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	a・b・c
＜コメント＞		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・b・c
＜コメント＞		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・b・c
＜コメント＞		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・b・c
＜コメント＞		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・b・c
＜コメント＞		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a・b・c
＜コメント＞		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・b・c
＜コメント＞		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a・b・c
＜コメント＞		

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a・b・c
〈コメント〉		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a・b・c
〈コメント〉		
45	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a・b・c
〈コメント〉		

評価調査者養成研修等モデルカリキュラム

評価調査者養成研修

区分	研修課目	形態・ 時間数	目的	内容
基礎的 研修課程 Ⅰ	1. 第三者評価の 理念と基本的な考 え方	講義・ 1時間	第三者評価事業の理念 や基本的な考え方を理 解する。	第三者評価事業について、その必要性 や行政による指導監査との違い等につ いて講義するとともに、あわせて福祉 制度の動向等について解説を行う。ま た、医療機能評価や、ISO等、関連分野 における評価制度の動向ならびにその 考え方に関する講義を行う。
	2. 第三者評価の 全体像	講義・ 1時間 30分	第三者評価事業の動向 や「評価調査者養成研 修」の位置付け等を理 解する。	都道府県推進組織が行う第三者評価事 業の目的や制度の概要に関する講義を 行うとともに、本研修の位置付けなら びに評価調査者養成研修の位置付け等 について解説を行う。
	3. 評価調査者の 役割と倫理	講義・ 1時間	評価調査者として守る べき倫理や、訪問調査 時の留意点を理解す る。	第三者評価事業における評価調査者の 役割について講義するとともに、評価 調査者として守るべき倫理や、求めら れる調査時の姿勢等に関する講義を行 う。
基礎的 研修課程 Ⅱ	4. 第三者評価基 準の理解と判断の ポイント	講義・ 6時間	都道府県推進組織が使 用する第三者評価基準 の考え方を理解すると ともに実際の第三者評 価の方法を習得する。	福祉サービス第三者評価基準(共通評価 並びにサービス内容評価)の各項目につ いてその考え方や基準策定の意図等に 関する講義を行う。また、実際の第三 者評価における判断のポイントについ ても講義により習得する。
	5. 利用者調査の 方法等について	講義・ 2時間	第三者評価における利 用者調査の位置付けを 正しく理解するととも に、その方法を学ぶ。	第三者評価における利用者調査の位置 付けや意義、その結果の取扱い、さら には実際の利用者調査の方法等につい て講義を行う。
演習	6. 書面(事前) 審査の着眼点	講義 および 演習・ 3時間	書面(事前)審査の目 的や具体的な方法を理 解・習得する。	書面(事前)審査の必要性・目的、ね らいについて解説を行うとともに、実 際の方法についてグループごとに「事 例研究」を実施する。
	7. 訪問調査の着 眼点	演習・ 4時間	訪問調査における各第 三者評価基準の評価判 定方法、その着眼点を 理解する。	訪問調査における第三者評価基準の評 価判定方法、着眼点についてグループ により課題演習、事例検討を行う。
実習	8. 実習Ⅰ	実習・ 7時間	実際に施設(事業所) を訪問、調査を行うこ とによって具体的な第 三者評価の方法・技術 を習得する。	「協力施設(事業所)」を訪問、実際 に調査を行うことにより、インタ ビュー技術等について実習を行うとと もに、訪問調査時の留意事項を学ぶ。
	9. 実習Ⅱ	実習・ 3時間	実習Ⅰの内容を受け て、第三者評価結果の とりまとめについて具 体的な手法を習得す る。	訪問調査の結果に基づいて評価調査者 間で合議を行い、最終的な第三者評価 結果をとりまとめるとともに、報告書 の作成について実習により実際の技術 を学ぶ。
総括	10. まとめ	全体会・ 2時間	実習の成果に基づいて 評価調査者として求め られる技術や態度等につ いてあらためて理解 を深める。	各分科会にてとりまとめた実習の成果 を発表し、講師が講評を行う。特に、 とりまとめ等に対する問題点や課題、 書面調査・訪問調査を実施する上での 留意事項をあらためて整理する。

評価調査者継続研修

区分	研修課目	形態・時間数	目的	内容
	1. 第三者評価の実施状況と課題	講義・1時間	都道府県における第三者評価事業の実施状況や課題、その対応について理解するとともに、福祉制度の動向等について理解を深める。	都道府県における第三者評価事業の実施状況や事業推進上の課題ならびにその対応について講義を行う。あわせて福祉制度の動向について解説を行う。
	2. 演習	演習・6時間	実際の評価調査者としての取組みをふり返り、他の事例を踏まえながらより良い第三者評価活動を行うための技術や、視点を習得する。	他の第三者評価事例や、事業所における先進的な取組みについてグループワークを行う。
	3. 講評・まとめ	全体会・1時間	演習の成果に基づいて評価調査者として求められる技術や態度等についてあらためて理解を深める。	各グループにてとりまとめた演習の成果を発表し、講師からの講評を行う。特に、書面調査・訪問調査を実施する上での留意事項や評価調査者としての姿勢をあらためてふり返る。

雇児発0401第12号
社援発0401第33号
老 発0401第11号
平成26年4月1日

(最終改正：平成30年3月26日)

各 都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
社 会 ・ 援 護 局 長
老 健 局 長
(公 印 省 略)

「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について

福祉サービス第三者評価（社会福祉法人等の提供する福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から行った評価をいう。以下同じ。）を行う事業（以下「福祉サービス第三者評価事業」という。）については、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（平成16年5月7日付け雇児発第0507001号、社援発第0507001号、老発第0507001号。以下「旧指針」という。）により実施しているところであるが、

- ①サービスの種別にかかわらず共通的に取り組む項目（共通評価項目）に、ばらつきがみられる
- ②福祉サービス第三者評価事業の目的・趣旨が他制度との違いが明確でない等の要因により広く認識されていない
- ③第三者評価機関（以下「評価機関」という。）や評価調査者により、評価結果のばらつきがみられる
- ④受審件数が少ない

等の課題が各方面から指摘されているところである。

また、「規制改革実施計画（平成25年6月14日閣議決定）」においても、「保育所に対する第三者評価について、評価機関と評価者の質の向上を図るための対応を平成25年度中に行う」こととされているところである。

このような現状を踏まえ、福祉サービス第三者評価事業の本来の目的である

- ①個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結

びつけること

②福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資する情報となること

を強化し、本事業の質の向上を図るためには「評価機関及び評価調査者」、「評価基準」、「結果の報告・公表方法」について、一体的に見直すことが重要であるとの方向性のもと、本事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）に設けられた「福祉サービスの質の向上推進委員会」において検討することを要請し、見直しを行ったところである。

今般、同委員会報告を踏まえ、旧指針の別紙「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」、同指針に示す「共通評価基準ガイドライン」及び「公表ガイドライン」並びに「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」について（平成16年8月24日付け雇児総発第0824001号、社援基発第0824001号、障企発第0824001号、老計発第0824001号（以下「判断基準ガイドライン」という。））について別添のとおり改正し、福祉サービス第三者評価事業に関する指針として、平成26年4月1日から適用することとした。

各都道府県においては、下記に示した各ガイドラインの改正の趣旨・目的やその内容を十分に踏まえた上で、都道府県推進組織及び貴管内市町村並びに所管法人等関係者への周知はもちろんのこと、円滑に福祉サービス第三者評価事業の実施が図られるよう関係規定の見直し、評価調査者の養成研修及び現任研修の早期実施など適切に対応いただくようお願いしたい。

また、今般改正した各ガイドラインについては、福祉サービス第三者評価事業の更なる推進に向け、実施状況を検証した上で必要に応じて見直しを行うこととしているので、事業の実施に際しては、本指針を使用していただくことのほか、本指針に関する改善などの措置を講ずることが必要と思慮される事項がある場合には、ご報告願いたい。

なお、本指針については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として通知するものである。

本通知の発出により、旧指針及び判断基準ガイドラインについては廃止する。

※ 今般の改正については、施設・事業種別に関わりなく共通的に取り組む事項について整理したものであり、施設・事業種ごとの特性に応じた内容評価基準については、順次見直しを行うこととしている。

記

I 共通評価基準ガイドライン及び判断基準ガイドラインの見直し

福祉サービス第三者評価事業の実施に当たり、施設・事業所が主体的にかつ継続的に質の向上に取り組めるよう、共通評価基準ガイドラインを見直すとともに、同ガイドラインの趣旨・目的及び評価内容の理解が促進されるよう、判断基準ガイドラインを見直し、本通知に含めることとした。

1 評価項目の整理・統合

評価項目について、法人の基本理念の明文化の有無と周知状況を分離して確認していたもの等の項目の整理・統合、運営の透明性を高める取組みに関する項目の追加、地域ニーズに対する公益的取組みや、福祉人材の育成、リスクマネジメントに関する項目を見直す等、評価項目の重点化を行った。その結果、項目数について、53項目から45項目に変更となった。

2 判断水準 (a, b, c) の検討

判断水準 (a, b, c) について定義が明確に示されていない、又「a」評価でなければ適切なサービスが提供されていないとの誤解を招くとの意見等を踏まえ、最低基準を満たしていることを前提として、「a評価」(よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態)、「b評価」(aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組みの余地がある状態)、「c評価」(b以上の取組みとなることを期待する状態)と位置付けを改訂した。

3 評価項目の解説事項の整理・その他

解説事項については、施設・事業所及び評価機関に対して評価項目の理解の促進が図られるよう、体系的に整理されていなかった評価基準の考え方や評価の留意点について、(1)目的、(2)趣旨・解説、(3)評価の留意点を明確に区分し、内容の拡充を行うとともに、評価の着眼点についても再整理した。

その他、評価項目を見やすくするため、構成を見開き1枚で表現できるように見直しを実施した。

II 公表ガイドラインの見直し

利用者への適切な情報提供及び施設・事業所が質の向上・改善に取り組めるよう、評価結果の報告・公表様式を見直した。

- 1 評価結果を公表する意義を明確化し、従前からの特に評価すべき事項等に加え、施設・事業所の概要、特徴的な取組みを記載できるよう項目を追加。

2 評価結果の判定理由のコメントについて、評価対象毎から評価細目毎に詳細なコメントを付することができるよう変更。

都道府県推進組織に関するガイドライン

1 設置

都道府県における福祉サービス第三者評価事業（以下「第三者評価事業」という。）の推進組織（以下「都道府県推進組織」という。）は、都道府県、都道府県社会福祉協議会、公益法人又は都道府県が適当と認める団体に設置するものとする。

なお、都道府県推進組織は、各都道府県に一つに限り設置するものとする。

また、都道府県は、都道府県推進組織の適切な運営の確保に努めるものとする。

2 業務

都道府県推進組織は、以下の業務を行うものとする。

- ① 第三者評価機関の認証に関すること
- ② 第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること
- ③ 第三者評価結果の取扱いに関すること
- ④ 評価調査者養成研修、評価調査者継続研修及び更新時研修に関すること
- ⑤ 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関すること
- ⑥ 第三者評価事業に関する苦情等への対応に関すること
- ⑦ その他第三者評価事業の推進に関すること

3 組織

都道府県推進組織には、2の業務を実施するに当たり、第三者評価事業の公正・中立性及び専門性を確保する観点から、各々次の業務に関し次に掲げる委員会を設置するものとする。

なお、都道府県推進組織の判断の下、次に掲げる委員会のほか、必要な委員会を設置することは差し支えないものとする。

- (1) 第三者評価機関認証委員会
 - ① 第三者評価機関の認証に関すること
 - ② 第三者評価事業に関する苦情等への対応に関すること
 - ③ その他第三者評価事業の推進に関すること
- (2) 第三者評価基準等委員会
 - ① 第三者評価基準及び第三者評価の手法に関すること

- ② 第三者評価結果の取扱いに関する事
- ③ 評価調査者養成研修、評価調査者継続研修及び更新時研修に関する事
- ④ 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発に関する事

4 第三者評価機関の認証

(1) 第三者評価機関認証要件

都道府県推進組織は、別添2「福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン」に基づいて、第三者評価機関認証要件を策定するものとする。

ただし、都道府県の状況等を勘案して必要な場合には、「福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン」を満たした上で所要の修正を行うことは差し支えないものとする。

(2) 第三者評価機関の認証

都道府県推進組織は、第三者評価機関の申請を受け、都道府県推進組織が策定した第三者評価機関認証要件に基づき認証を行うものとする。

(3) 第三者評価機関の質の向上

都道府県推進組織は、質の高い第三者評価機関の確保のため、他の都道府県推進組織で認証を受けている第三者評価機関についても認証を行うよう努めるものとする。

5 第三者評価基準及び第三者評価の手法

(1) 第三者評価基準

都道府県推進組織は、別添3「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」及び別添4「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」に基づいて、第三者評価基準を策定するものとする。

ただし、都道府県の状況等を勘案して必要な場合には、別添3「福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」及び別添4「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」を満たした上で所要の修正を行うことは差し支えないものとする。

(2) 第三者評価の手法

① 第三者評価の方法

第三者評価の方法は、これを受審する事業所の自己評価結果等を活用した書面調査及び訪問調査によって行うものとする。

この際、当該事業所から提出を求める書類等については、可能な限り既存の資料を活用するなど、事業所の負担軽減に配慮すること。

② 第三者評価を行う事業所に関する留意事項

第三者評価機関は、自らが直接経営する事業所、並びに、評価調査者は、自らが直接関係する事業所の第三者評価を行うことはできないものとする。

③ 第三者評価結果のとりまとめ方法

第三者評価結果のとりまとめは、第三者評価の公正・中立性を確保する観点から、評価調査者の合議によって行うものとする。

その際、学識経験者等により構成される評価決定委員会を設置し、合議を行うことが望ましい。

(3) 利用者の意向の把握

利用者の意向を把握することの重要性に鑑み、第三者評価と併せて利用者調査を実施するよう努めるものとする。

6 第三者評価結果の取扱い

(1) 第三者評価機関における取扱い

第三者評価機関は、事業所の同意を得て別添5「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づき、第三者評価結果を公表するものとする。その際、「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」を満たした上で所要の修正を行うことは差し支えないものとする。

また、第三者評価機関は、都道府県推進組織に対して、「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づき、第三者評価結果を報告するものとする。

なお、第三者評価機関は、都道府県推進組織に対して、「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づき、第三者評価結果を報告することにより、上記に掲げる公表に替えて差し支えないものとする。

(2) 都道府県推進組織における取扱い

都道府県推進組織は、第三者評価機関からの第三者評価結果の報告を受け、「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づき、当該第三者評価結果を公表するものとする。また、併せて、事業所の所在する市町村に対して当該第三者評価結果を情報提供するなど、地域住民等に対する周知・広報に努めるものとする。

ただし、「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」を満たした上で所要の修正を行うことは差し支えないものとする。

なお、公表することについて事業所の同意を得ていない第三者評価結果については、公表しないものとする。

7 評価調査者養成研修、評価調査者継続研修及び更新時研修

都道府県推進組織は、第三者評価機関の評価調査者（評価調査者の候補を含む。）に対して、評価調査者養成研修、評価調査者継続研修及び更新時研修を行うものとする。

なお、カリキュラムについては別添6「評価調査者養成研修等モデルカリキュラム」を参考にし、その講師は原則として全国社会福祉協議会が実施する評価調査者指導者研修を修了した者が行うものとする。

8 第三者評価事業に関する情報公開及び普及・啓発

(1) 情報公開

都道府県推進組織は、都道府県推進組織に関する事項及び認証した第三者評価機関に関する事項（例：名称、代表者名、所在地、評価対象サービス及び評価料金等）についての情報公開を行うものとする。

(2) 普及・啓発

① 受審率の数値目標の設定及び公表

都道府県推進組織は、第三者評価事業の受審促進に向けた数値目標の設定及び公表に努めなければならないものとする。

② 実施状況の評価等

都道府県推進組織は、受審率など本事業の実施状況の評価を行った上で、第三者評価事業に対する正しい理解及び受審の促進に向けた普及・啓発を行うものとする。

9 第三者評価事業に関する苦情等への対応

都道府県推進組織は、第三者評価事業に対する苦情等に対して、適切に対応するものとする。

10 その他第三者評価事業の推進に関すること

(1) 第三者評価機関との情報交換等

都道府県推進組織は、認証した第三者評価機関との定期的な情報交換を行う等、第三者評価事業の推進に関する業務を行うものとする。

(2) 事業の実施状況等の報告

都道府県推進組織は、毎事業年度終了後速やかに全国社会福祉協議会に対し、全国社会福祉協議会が別途定める様式等により、事業の実施状況等を報告するものとする。

福祉サービス第三者評価機関認証ガイドライン

1 第三者評価機関認証要件

(1) 組織体制・規程等

- ① 法人格を有すること。
- ② 評価調査者に関し、次の要件を満たすこと。
 - ア 次の a 又は b に該当する評価調査者をそれぞれ 1 名以上設置すること。
 - a 組織運営管理業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
 - b 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
 - イ 評価調査者は、都道府県推進組織が行う評価調査者養成研修を受講し修了していること。
 - ウ その他
 - a 評価調査者に対して定期的な研修機会を確保すること。
 - b 一件の第三者評価に2人以上(②-ア-a 又は b の双方を含む)の評価調査者が一貫してあたること。
- ③ 事業内容に関する透明性を確保するために以下の規程等を整備し、公開していること。
 - ア 所属する評価調査者一覧(評価調査者養成研修の修了に関すること、上記②-ア-a 又は b に関する資格又は主な経歴。なお、氏名については非公開も可)
 - イ 事業内容等に関する規程(第三者評価を実施するサービス種別を含む)
 - ウ 第三者評価の手法
 - エ 守秘義務に関する規程
 - オ 倫理規程
 - カ 料金表
 - キ 評価事業の実績
- ④ 第三者評価を受けた事業者等からの苦情等への対応体制を整備していること。

(2) 第三者評価基準、第三者評価の手法及び第三者評価結果の取扱い

「都道府県推進組織に関するガイドライン」の「5. 第三者評価基準及び第三者評価の手法」及び「6. 第三者評価結果の取扱い」において定められた第三者評価基準、第三者評価の手法及び第三者評価結果の取扱いを満たすこと。

2 その他

(1) 第三者評価機関認証の有効期間

第三者評価機関認証の有効期間は、認証を受けた日から3年間とする

(2) 第三者評価機関認証の更新

第三者評価機関の認証は更新することができる。

この際、社会的養護関係施設第三者評価機関を除き、認証の更新を行う日の属する年度の前年度からの直近3か年度における評価件数（社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。以下同じ。）が10件以上の場合にあつては、当該第三者評価機関に所属する評価調査者が全国推進組織又は都道府県推進組織が行う更新時研修を受講するよう努めなければならないものとし、当該評価件数が10件未満の場合にあつては、当該更新を行う年度中に、当該更新時研修を必ず受講しなければならないものとする。

また、以下のいずれかに該当する場合には、更新は行わないものとする。

ア 第三者評価機関認証要件のいずれか一つが欠けた場合

イ 原則として過去3年間、評価実績がない場合

ウ (5)に定める定期的な事業報告又は都道府県推進組織への協力を行わない場合

エ 不正な行為が行われた場合

なお、不正な行為とは次の行為をいう。

a 第三者評価を行った事業者から評価料金とは別に金品を受取ること

b 守秘義務に違反すること

c サービス利用者や事業者の人権を侵害すること

d 法令に違反すること

e その他社会通念上不正な行為と認められる行為

(3) 第三者評価機関認証の取消し

第三者評価機関認証は、(2)において更新時研修を受講しなければならないにもかかわらず、当該研修を受講していない場合にあつては、都道府県推進組織が当該都道府県における当該認証の状況その他の事

情を斟酌した上で、当該認証の継続が必要と認める場合を除き、原則として取り消すものとし、同項に掲げる各号のいずれかに該当した場合にあっては、その有効期間にかかわらず、取り消すものとする。

(4) 第三者評価機関からの認証辞退の取扱い

認証を辞退する第三者評価機関は、都道府県推進組織に届出を行うものとする。

(5) 都道府県推進組織との関係

① 定期的な事業報告

第三者評価機関は、毎事業年度終了後速やかに都道府県推進組織に対し、第三者評価事業の実績等を報告するものとする。

② 都道府県推進組織への協力

第三者評価機関は、都道府県推進組織が第三者評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。

(6) 他都道府県の第三者評価機関の認証

各都道府県で認証を受けている第三者評価機関については、他の都道府県推進組織においても認証を行うよう努めるものとする。

評価調査者養成研修等モデルカリキュラム

評価調査者養成研修

区分	研修課目	形態・ 時間数	目的	内容
基礎的 研修課程 Ⅰ	1. 第三者評価の 理念と基本的な考 え方	講義・ 1時間	第三者評価事業の理念 や基本的な考え方を理 解する。	第三者評価事業について、その必要性 や行政による指導監査との違い等につ いて講義するとともに、あわせて福祉 制度の動向等について解説を行う。ま た、医療機能評価や、ISO等、関連分野 における評価制度の動向ならびにその 考え方に関する講義を行う。
	2. 第三者評価の 全体像	講義・ 1時間 30分	第三者評価事業の動向 や「評価調査者養成研 修」の位置付け等を理 解する。	都道府県推進組織が行う第三者評価事 業の目的や制度の概要に関する講義を 行うとともに、本研修の位置付けなら びに評価調査者養成研修の位置付け等 について解説を行う。
	3. 評価調査者の 役割と倫理	講義・ 1時間	評価調査者として守る べき倫理や、訪問調査 時の留意点を理解す る。	第三者評価事業における評価調査者の 役割について講義するとともに、評価 調査者として守るべき倫理や、求めら れる調査時の姿勢等に関する講義を行 う。
基礎的 研修課程 Ⅱ	4. 第三者評価基 準の理解と判断の ポイント	講義・ 6時間	都道府県推進組織が使 用する第三者評価基準 の考え方を理解すると ともに実際の第三者評 価の方法を習得する。	福祉サービス第三者評価基準(共通評価 並びにサービス内容評価)の各項目につ いてその考え方や基準策定の意図等 に関する講義を行う。また、実際の第 三者評価における判断のポイントにつ いても講義により習得する。
	5. 利用者調査の 方法等について	講義・ 2時間	第三者評価における利 用者調査の位置付けを 正しく理解するととも に、その方法を学ぶ。	第三者評価における利用者調査の位置 付けや意義、その結果の取扱い、さら には実際の利用者調査の方法等につ いて講義を行う。
演習	6. 書面(事前) 審査の着眼点	講義 および 演習・ 3時間	書面(事前)審査の目 的や具体的な方法を理 解・習得する。	書面(事前)審査の必要性・目的、ね らいについて解説を行うとともに、実 際の方法についてグループごとに「事 例研究」を実施する。
	7. 訪問調査の着 眼点	演習・ 4時間	訪問調査における各第 三者評価基準の評価判 定方法、その着眼点を 理解する。	訪問調査における第三者評価基準の評 価判定方法、着眼点についてグルー プにより課題演習、事例検討を行う。
実習	8. 実習Ⅰ	実習・ 7時間	実際に施設(事業所) を訪問、調査を行うこ とによって具体的な第 三者評価の方法・技術 を習得する。	「協力施設(事業所)」を訪問、実際 に調査を行うことにより、インタ ビュー技術等について実習を行うとと もに、訪問調査時の留意事項を学ぶ。
	9. 実習Ⅱ	実習・ 3時間	実習Ⅰの内容を受け て、第三者評価結果の とりまとめについて具 体的な手法を習得す る。	訪問調査の結果に基づいて評価調査者 間で合議を行い、最終的な第三者評価 結果をとりまとめるとともに、報告書 の作成について実習により実際の技術 を学ぶ。
総括	10. まとめ	全体会・ 2時間	実習の成果に基づいて 評価調査者として求め られる技術や態度等 についてあらためて理解 を深める。	各分科会にてとりまとめた実習の成果 を発表し、講師が講評を行う。特に、 とりまとめ等に対する問題点や課題、 書面調査・訪問調査を実施する上での 留意事項をあらためて整理する。

評価調査者継続研修

区分	研修課目	形態・時間数	目的	内容
	1. 第三者評価の実施状況と課題	講義・1時間	都道府県における第三者評価事業の実施状況や課題、その対応について理解するとともに、福祉制度の動向等について理解を深める。	都道府県における第三者評価事業の実施状況や事業推進上の課題ならびにその対応について講義を行う。あわせて福祉制度の動向について解説を行う。
	2. 演習	演習・6時間	実際の評価調査者としての取組みをふり返り、他の事例を踏まえながらより良い第三者評価活動を行うための技術や、視点を習得する。	他の第三者評価事例や、事業所における先進的な取組みについてグループワークを行う。
	3. 講評・まとめ	全体会・1時間	演習の成果に基づいて評価調査者として求められる技術や態度等についてあらためて理解を深める。	各グループにてとりまとめた演習の成果を発表し、講師からの講評を行う。特に、書面調査・訪問調査を実施する上での留意事項や評価調査者としての姿勢をあらためてふり返る。

更新時研修

区分	研修課目	形態・時間数	目的	内容
	1. 社会福祉制度の動向	講義・1時間30分	社会福祉制度の直近の制度改正の内容について理解する。	社会福祉制度の直近の制度改正の理念、内容等について講義を行う。
	2. 分野ごとの第三者評価のポイント	講義・2時間	分野ごとの第三者評価の実施に当たって、留意すべきポイントについて理解する。	分野ごとの第三者評価の実施に当たって、積極的に評価すべき取組や留意すべきポイントについて講義を行う。
	3. 演習	演習・2時間	分野ごとの特徴を踏まえた第三者評価が適切に行えるよう、評価の技術や、視点を習得する。	分野ごとの第三者評価事例や、事業所における先進的な取組についてグループワークを行う。
	4. 講評・まとめ	全体会・1時間	演習の成果に基づいて評価調査者として求められる技術や態度等についてあらためて理解を深める。	各グループにてとりまとめた演習の成果を発表し、講師からの講評を行う。

社援発0329第18号
障発0329第28号
平成30年3月29日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施に係る留意事項について

福祉サービス第三者評価事業については、今般、「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について」（平成30年3月26日付け子発0326第10号、社援発0326第7号、老発0326第7号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）（以下「第三者評価指針改正通知」という。）により、「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」（平成26年4月1日付け雇児発0401第12号、社援発0401第33号、老発0401第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）が一部改正されたところである。

高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施については、「規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）」により、介護分野における利用者の選択に資する情報の提供という観点から改善すべき事項が指摘されたことを受けて、本事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会に設けられた「福祉サービスの質の向上推進委員会」に検討を要請し、その結果を踏まえて、別添通知を発出することとなったところであるが、これを受け、障害福祉サービス等においても同様の対応を図るために、本通知を発出することとなった。

本通知の内容については、平成30年4月1日から適用することとなるが、各都道府県においては、第三者評価指針改正通知のほか、下記に留意の上、適切な実施に配慮願いたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 第三者評価受審促進に向けた受審率の数値目標の設定及び公表について

(1) 第三者評価指針改正通知の内容

今般の第三者評価指針改正通知では、福祉サービス第三者評価事業が福祉サービスの質の向上のための措置を援助するためのものであると同時に、評価結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報を生み出す側面もあることから、

- ・ 同通知中の指針において、経営者の責務及び事業の位置付けとして、質の向上とサービス選択の両者を踏まえた積極的な受審が必要である趣旨を明記するとともに、
- ・ 本事業の普及・啓発を更に進める観点から、同通知に添付される都道府県推進組織のガイドラインに、共通事項として、数値目標の設定及び公表並びに本事業の実施状況の評価（以下「数値目標の設定等」という。）に関する努力義務の規定を設けることとした。

(2) 障害福祉サービス等の対応

①数値目標の設定等

障害福祉サービス等については、高齢者福祉サービスの取扱いを踏まえ、以下の点に留意すること。

- ・ 障害福祉サービス等全体の数値目標に加えて、次表の全てのサービス区分ごとの数値目標を設定すること。ただし、当面は、現在のサービス区分ごとの事業の実施状況や評価機関の確保等を勘案して、全てのサービス区分ではなく、一部のサービス区分で数値目標を設定することとしても差し支えないこと。

(サービス区分)

1 居宅介護	11 就労継続支援
2 重度訪問介護	12 就労定着支援
3 同行援護	13 自立生活援助
4 行動援護	14 共同生活援助
5 療養介護	15 障害者支援施設
6 生活介護	16 児童発達支援
7 短期入所	17 放課後等デイサービス
8 重度障害者等包括支援	18 居宅訪問型児童発達支援
9 自立訓練	19 保育所等訪問支援
10 就労移行支援	20 障害児入所施設

- ・ 数値目標の設定に当たっては、受審促進に向けて、どのような取組を実施するか、評価するための評価機関をどのように確保するかなど、数値目標を達成するための方策をあわせて検討することが重要であること。
- ・ 数値目標は、評価機関数など様々な制約がある中で、中長期的な視点に立ち、まずは、直近の3年間の受審計画を毎年度見込むものであること。
- ・ 数値目標の水準は、単にこれまでの実績や評価機関からの調査結果だけをもって設定するのではなく、「3 福祉サービス第三者評価事業に関連した障害福祉サービス等の運営に関する基準等の見直し」の影響を加味したものとすること。

②数値目標を達成するための方策

数値目標を達成する方策については、制度理解を重視した普及・啓発の取組だけでなく、より効果的な普及・啓発方法や受審することによるメリットを感じてもらえるような取組が望まれる。

例えば、障害福祉サービス等の実践の振りかえり（自己評価）を通じた障害福祉サービス等の評価の体験学習の場を開催、法人指導監査時に監査周期の延長も教示した上で本事業の受審を推奨、その他都道府県の実情に応じて、以下のような取組を推進することが考えられる。

<取組例>

- ア 福祉サービス第三者評価を受審した事業所については、サービスの質の向上や事業の透明性を確保しようとしている事業所として位置付け、受審していない事業所と差別化して、相談支援専門員への情報提供やHPでの公表を行う。
- イ アと同様の理由から、受審していない事業所と差別化し、福祉人材センター、県内の福祉系大学・専門学校など障害福祉人材の求人に関わる関係機関に情報提供する。
- ウ 施設整備費の補助において、福祉サービス第三者評価事業の受審を重視する。

2 福祉サービス第三者評価を受審する事業所の負担軽減

今般、第三者評価指針改正通知では、障害福祉サービス事業所等の負担を軽減することによって自発的な受審を後押しする観点から、共通事項として、都道府県推進組織のガイドラインに「福祉サービス第三者評価を受審する事業所から提出を求める書類等について、可能な限り既存の資料を活用するなど、事業所の負担軽減に配慮すること」の規定を設けた。

また、障害福祉サービス等については、以下のとおり、障害福祉サービス事業者等が福祉サービス第三者評価を受審することにより、関係する制度で課される義務等を軽減することが可能とされていることから、この義務等の軽減の着実な実施及び周知もあわせて行われたい。

関係する制度	制度で課される義務等の軽減内容
社会福祉法人の監査	所轄庁の判断により、3年に1回監査を実施すべきところ、一定の要件を満たす場合、4年に1回に監査の周期の延長が可能とされている。

3 福祉サービス第三者評価事業に関連した障害福祉サービス等の運営に関する基準等の見直し

福祉サービス第三者評価事業については、結果として、利用者の適切なサービス選択に資する情報を提供することが期待されているものの、一般国民の認知度が必ずしも高い状況にはないため、利用者が自らその制度を知り、情報を参照することが困難な状況にある。

一方、障害福祉サービス事業所等は、サービス提供の開始にあたって、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を説明する義務があり、一般国民の認知度が必ずしも高くない現状を踏まえると、自ら、任意の福祉サービス第三者評価を受審し、サービスの質の向上や事業の透明性を確保しようとしているのかを説明する必要がある。

このため、今般、次表の障害福祉サービス等の運営に関する基準等の解釈通知の一部を改正することにより、次表の障害福祉サービス等に係る事業所は、サービス提供の開始にあたって、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対して、「福祉サービス第三者評価の実施の有無」、「実施した直近の年月日」、「実施した評価機関の名称」、「評価結果の開示状況」をサービスの選択に資すると認められる重要事項として説明するものとしたので、関係機関への周知をお願いしたい。

表 (障害福祉サービス等の運営に関する基準等の解釈通知の改正の対象である
障害福祉サービス等)

1 居宅介護 ※1	11 就労継続支援 ※1
2 重度訪問介護 ※1	12 就労定着支援 ※1
3 同行援護 ※1	13 自立生活援助 ※1
4 行動援護 ※1	14 共同生活援助 ※1
5 療養介護 ※1	15 障害者支援施設 ※2
6 生活介護 ※1	16 児童発達支援 ※3
7 短期入所 ※1	17 放課後等デイサービス ※3
8 重度障害者等包括支援 ※1	18 居宅訪問型児童発達支援 ※3
9 自立訓練 ※1	19 保育所等訪問支援 ※3
10 就労移行支援 ※1	20 障害児入所施設 ※4

- ※1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
- ※2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成19年1月26日障発第0126001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
- ※3 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
- ※4 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第13号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

社援発0326第8号
老 発0326第8号
平成30年3月26日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長
老 健 局 長
(公 印 省 略)

高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施に係る留意事項について

福祉サービス第三者評価事業については、今般、「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について」（平成30年3月26日付け子発0326第10号、社援発0326第7号、老発0326第7号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）（以下「第三者評価指針改正通知」という。）により、「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」（平成26年4月1日付け雇児発0401第12号、社援発0401第33号、老発0401第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）が一部改正されたところである。

高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施については、「規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）」により、介護分野における利用者の選択に資する情報の提供という観点から改善すべき事項が指摘されたことを受けて、本事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会に設けられた「福祉サービスの質の向上推進委員会」に検討を要請し、その結果を踏まえて、本通知を発出することとなった。

本通知の内容については、平成30年4月1日から適用することとなるが、各都道府県においては、第三者評価指針改正通知のほか、下記に留意の上、適切な実施に配慮願いたい。

なお、この通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 第三者評価受審促進に向けた受審率の数値目標の設定及び公表について

(1) 第三者評価指針改正通知の内容

今般の第三者評価指針改正通知では、福祉サービス第三者評価事業が福祉サービスの質の向上のための措置を援助するためのものであると同時に、評価結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報を生み出す側面もあることから、

- ・ 同通知中の指針において、経営者の責務及び事業の位置付けとして、質の向上とサービス選択の両者を踏まえた積極的な受審が必要である趣旨を明記するとともに、
- ・ 本事業の普及・啓発を更に進める観点から、同通知に添付される都道府県推進組織のガイドラインに、共通事項として、数値目標の設定及び公表並びに本事業の実施状況の評価（以下「数値目標の設定等」という。）に関する努力義務の規定を設ける

こととした。

(2) 高齢者福祉サービスの対応

①数値目標の設定等

高齢者福祉サービスについては、介護分野が「規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）」において個別に指摘を受けたことを踏まえ、以下の点に留意すること。

- ・ 高齢者福祉サービス全体の数値目標に加えて、次表の全てのサービス区分ごとの数値目標を設定すること。ただし、当面は、現在のサービス区分ごとの事業の実施状況や評価機関の確保等を勘案して、全てのサービス区分ではなく、一部のサービス区分で数値目標を設定することとしても差し支えないこと。

(サービス区分)

1 養護老人ホーム	5 通所サービス（※2）
2 特別養護老人ホーム	6 短期入所生活介護
3 軽費老人ホーム	7 小規模多機能型居宅介護
4 訪問サービス（※1）	8 複合型サービス

※1 訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護

※2 通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護

- ・ 数値目標の設定に当たっては、受審促進に向けて、どのような取組を実施するか、評価するための評価機関をどのように確保するかなど、数値目標を達成するための方策をあわせて検討することが重要であること。
- ・ 数値目標は、評価機関数など様々な制約がある中で、中長期的な視点に立ち、まずは、直近の3年間の受審計画を毎年度見込むものであること。
- ・ 数値目標の水準は、従来からの受審率引き上げを目指すため国から提示している「前年度以上の受審率」を踏まえたものとし、かつ、単にこれまでの実績や評価機関からの調査結果だけをもって設定するのではなく、「3 福祉サービス第三者評価事業に関連した介護保険制度での見直し」の影響を加味したものとする。

②数値目標を達成するための方策

数値目標を達成する方策については、制度理解を重視した普及・啓発の取組だけではなく、より効果的な普及・啓発方法や受審することによるメリットを感じてもらえるような取組が望まれる。

例えば、介護サービスの実践の振りかえり（自己評価）を通じた介護サービスの評価の体験学習の場を開催、法人指導監査時に監査周期の延長も教示した上で本事業の受審を推奨、その他都道府県の実情に応じて、以下のような取組を推進することが考えられる。

<取組例>

- ア 福祉サービス第三者評価を受審した事業所については、サービスの質の向上や事業の透明性を確保しようとしている事業所として位置付け、受審していない事業所と差別化して、ケアマネジャーへの情報提供やHPでの公表を行う。
- イ アと同様の理由から、受審していない事業所と差別化し、福祉人材センター、県内の福祉系大学・専門学校など介護人材の求人に関わる関係機関に情報提供する。
- ウ 施設整備費の補助において、福祉サービス第三者評価事業の受審を重視する。

2 福祉サービス第三者評価を受審する事業所の負担軽減

今般、第三者評価指針改正通知では、介護事業所の負担を軽減することによって自発的な受審を後押しする観点から、共通事項として、都道府県推進組織のガイドラインに「福祉サービス第三者評価を受審する事業所から提出を求める書類等について、可能な限り既存の資料を活用するなど、事業所の負担軽減に配慮すること」の規定を設けた。

また、高齢者福祉サービスについては、以下のとおり、介護事業者が福祉サービス第三者評価を受審することにより、関係する制度で課される義務等を軽

減することが可能とされていることから、これらの義務等の軽減の着実な実施及びこれらの周知もあわせて行われたい。

関係する制度	制度で課される義務等の軽減内容
社会福祉法人の監査	所轄庁の判断により、3年に1回監査を実施すべきところ、一定の要件を満たす場合、4年に1回に監査の周期の延長が可能とされている。
介護サービスの情報公表	都道府県が定める調査の指針を策定するにあたってのガイドラインにおいて、「調査を行わないなどの配慮をすることが適切と考えられる事項」として、福祉サービス第三者評価を定期的実施している事業所を例示している。

3 福祉サービス第三者評価事業に関連した介護保険制度での見直し

(1) サービスの選択に資すると認められる重要事項としての位置付け

福祉サービス第三者評価事業については、結果として、利用者の適切なサービス選択に資する情報を提供することが期待されているものの、一般国民の認知度が必ずしも高い状況にはないため、利用者が自らその制度を知り、情報を参照することが困難な状況にある。

一方、介護事業所は、サービス提供の開始にあたって、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を説明する義務があり、一般国民の認知度が必ずしも高くない現状を踏まえると、自ら、任意の福祉サービス第三者評価を受審し、サービスの質の向上や事業の透明性を確保しようとしているのかを説明する必要がある。

このため、今般、次表の介護保険サービスに係る基準通知の一部を改正することにより、次表の介護保険サービスに係る事業所は、サービス提供の開始にあたって、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対して、「第三者評価の実施の有無」、「実施した直近の年月日」、「実施した評価機関の名称」、「評価結果の開示状況」をサービスの選択に資すると認められる重要事項として説明するものとしたので、関係機関への周知をお願いしたい。

表（基準通知の改正の対象である介護保険サービス）

1	訪問介護（介護予防訪問介護）
2	通所介護（介護予防通所介護）
3	短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）
4	定期巡回・随時対応型訪問介護看護

5	夜間対応型訪問介護
6	地域密着型通所介護
7	認知症対応型通所介護（介護予防認知症対応型通所介護）
8	小規模多機能型居宅介護（介護予防小規模多機能型居宅介護）
9	認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）
10	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
11	看護小規模多機能型居宅介護（複合型施設）
12	介護老人福祉施設

（2）介護サービス情報公表システムにおける評価結果の掲載

福祉サービス第三者評価事業が、結果として、利用者の適切なサービス選択に資する情報を提供することを期待されていることに鑑み、平成30年度のシステム改修において、

- ・ 現在の「第三者評価の受審状況」に関する項目をよりわかりやすく表示するとともに、
- ・ 事業者の同意に基づき、「総評」、「第三者評価結果に対する事業者のコメント」といった評価結果を掲載する

予定なので、関係機関への周知をお願いしたい。

(別紙3)

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成19年1月26日障発第0126001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【新旧対照表】

(変更点は下線部)

改正後	現行
障発第0126001号	障発第0126001号
平成19年1月26日	平成19年1月26日
一部改正	一部改正
障発第0331020号	障発第0331020号
平成20年3月31日	平成20年3月31日
一部改正	一部改正
障発第0331033号	障発第0331033号
平成21年3月31日	平成21年3月31日
一部改正	一部改正
障発0928第1号	障発0928第1号
平成23年9月28日	平成23年9月28日
一部改正	一部改正
障発0330第5号	障発0330第5号
平成24年3月30日	平成24年3月30日
一部改正	一部改正
障発0329第13号	障発0329第13号
平成25年3月29日	平成25年3月29日
一部改正	一部改正
障発0331第26号	障発0331第26号
平成26年3月31日	平成26年3月31日
一部改正	最終改正
障発0331第21号	障発0331第21号
平成27年3月31日	平成27年3月31日
障発0330第4号	
平成30年3月30日	

改正後	現行
<p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 内容及び手続の説明及び同意(基準第7条)</p> <p>指定障害者支援施設等は、利用者に対し適切な施設障害福祉サービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設等の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、<u>提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）</u>等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該指定障害者支援施設等から施設障害福祉サービスの提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならぬこととしたものである。</p> <p>なお、利用者及び指定障害者支援施設等双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</p> <p>また、利用者との間で当該施設障害福祉サービスの提供に係る契約が成立したときは、当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第1項の規定に基づき、</p> <p>① 指定障害者支援施設等の設置者の名称及び主たる事務所の所在地</p>	<p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 内容及び手続の説明及び同意(基準第7条)</p> <p>指定障害者支援施設等は、利用者に対し適切な施設障害福祉サービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者に対し、提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設等の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、利用者の障害の特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該指定障害者支援施設等から施設障害福祉サービスの提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得なければならぬこととしたものである。</p> <p>なお、利用者及び指定障害者支援施設等双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</p> <p>また、利用者との間で当該施設障害福祉サービスの提供に係る契約が成立したときは、当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第1項の規定に基づき、</p> <p>① 指定障害者支援施設等の設置者の名称及び主たる事務所の所在地</p>

○（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について）（平成12年3月17日老企第43号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

旧	新
<p>うとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、内法による測定で、1.2メートル以上であればよいこととする。ただし、中廊下の幅は、内法による測定で、1.6メートル以上であればよいこととする。なお、廊下の幅は、壁から測定した幅でよいこととする。（附則第9条）</p> <p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>基準省令第4条は、指定介護老人福祉施設は、入所者に対し適切な指定介護福祉施設サービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、当該指定介護老人福祉施設の運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の入所申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該施設から指定介護福祉施設サービスを提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、入所者及び指定介護老人福祉施設双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 指定介護福祉施設サービスの取扱方針</p> <p>(1) 基準省令第11条第3項に規定する処遇上必要な事項とは、施設サービス計画の目標及び内容並びに行事及び日課等も含むものである。</p> <p>(2) 同条第4項及び第5項は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあつても、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、基準省令第37条第2項の規定に基づき、当該記録は、2年間保存しなければならない。</p> <p>(新設)</p>	<p>うとする場合において、当該転換に係る廊下の幅については、内法による測定で、1.2メートル以上であればよいこととする。ただし、中廊下の幅は、内法による測定で、1.6メートル以上であればよいこととする。なお、廊下の幅は、壁から測定した幅でよいこととする。（附則第9条）</p> <p>第4 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>基準省令第4条は、指定介護老人福祉施設は、入所者に対し適切な指定介護福祉施設サービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、当該指定介護老人福祉施設の運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の入所申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該施設から指定介護福祉施設サービスの提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、入所者及び指定介護老人福祉施設双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 指定介護福祉施設サービスの取扱方針</p> <p>(1) 基準省令第11条第3項に規定する処遇上必要な事項とは、施設サービス計画の目標及び内容並びに行事及び日課等も含むものである。</p> <p>(2) 同条第4項及び第5項は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあつても、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、基準省令第37条第2項の規定に基づき、当該記録は、2年間保存しなければならない。</p> <p>(3) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（第6項第1号）</p> <p>同条第6項第1号の「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体的拘束適正化検討委員会」という。）とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。</p> <p>なお、身体的拘束適正化検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、事故防止委員会及び感染対策委員会については、関係する職種等が身体的拘束適正化検討委員会と相互に関係が深いと認められることから、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。身体的拘束適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、身体的拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用すること</p>

平成 30 年度福祉サービス第三者評価推進事業の実施について

1 事業実施方針

広く福祉サービス第三者評価事業の周知を図るとともに、受審環境の整備、受審促進のため、次の3項目に重点を置いて事業を実施する。

- 制度・基準 — 平成 30 年 3 月に厚生労働省から発出された、福祉サービス第三者評価事業に関する国指針改正通知等（①評価基準ガイドラインの改定，②受審率の数値目標設定等の努力義務化，③評価手法の見直し，④評価機関の認証更新時研修の導入）を踏まえ、県の評価制度・評価基準の見直しを行う。
- 評価機関 — 募集及び認証を行うとともに、評価の質の向上と安定を目指し評価調査者研修を実施する。
- 普及啓発 — 事業者に対し、各種研修会、指導監査等を通じ積極的な広報に努めるとともに、他制度の見直し（①社会福祉法人の監査周期の延長，②介護サービス情報公表システムへの評価結果掲載，③第三者評価実施状況の説明義務化）を踏まえ、事業者への周知，受審促進を行う。また、市町村への制度周知，受審促進協力依頼を行う。

2 事業実施に関する事項

	事業内容	実施予定	実施場所	備考
1	宮城県福祉サービス第三者評事業推進委員会の開催及び <u>県評価制度・評価基準の見直し</u>	2 回程度 (7・12 月頃)	県庁 会議室	<p>○第三者評価事業に係る重要事項の調査審議 <u>国指針改正通知等を踏まえた、県評価制度・評価基準の見直し</u> 【第 1 回:方向性審議, 第 2 回:具体案審議】</p> <p>※<u>県評価制度・評価基準の見直し内容</u> (障害者・児福祉等全 3 分野) ①評価基準の改正 (共通評価) ②受審率の数値目標の設定・公表等 (障害者・児福祉等全 3 分野) ③評価手法の見直し (既存資料活用等による受審時の事業者負担の軽減) ④評価機関の認証更新時研修の導入</p> <p>○評価機関の認証に係る調査審議 (認証部会) 【第 2 回で審議 (新規申請があった場合のみ)】</p>
2	県評価基準の見直し (再掲)	通年	-	<p>○<u>国評価基準ガイドライン改定に伴う県評価基準改正 (共通評価/障害者・児福祉等全 3 分野)</u></p> <p>○改正時期 (予定) :平成 30 年度に改正手続きを完了し、平成 31 年度評価から適用</p>

	事業内容	実施予定	実施場所	備考
3	評価機関の募集・認証	1回	-	○募集期間：委員会（第2回）開催前の1か月間
4	評価調査者研修の実施	各1回	県内	○養成研修：平成30年9月実施（予定） ○継続研修：平成31年2月実施（予定） （県評価基準改正等を反映）
5	普及啓発	通年	県内	<p>[事業者向け]</p> <p>○各種事業者集団指導, 研修会等での周知(委員, 評価機関等の御協力による効果的な普及啓発の実施)</p> <p>○他制度見直し内容の周知, 受審促進への活用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※他制度の見直し内容</p> <p>①社会福祉法人の監査周期の延長 (障害者・児福祉等全3分野)</p> <p>②介護サービス情報公表システム改修による評価結果の掲載 (高齢者福祉(介護保険)分野)</p> <p>③事業者から利用申込者への「第三者評価実施状況」の説明義務化 (障害者・児福祉, 高齢者福祉(介護保険)の2分野)</p> </div> <p>○各事業者への制度周知・受審促進通知</p> <p>○受審事業所掲示用啓発ポスターの作成, 交付</p> <p>[一般向け]</p> <p>○県ウェブサイト, チラシ配布等</p> <p>[市町村向け]</p> <p>○制度周知, 受審促進協力依頼</p>

※福祉サービス第三者評価事業に関する国指針改正通知等

- ①「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について
(平成30年3月26日付け子発0326第10号, 社援発0326第7号, 老発0326第7号厚生労働省子ども家庭局長, 社会・援護局長, 老健局長通知)
- ②障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施に係る留意事項について
(平成30年3月29日付け社援発0329第18号, 障発0329第28号, 厚生労働省社会・援護局長, 障害保健福祉部長通知)
- ③高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施に係る留意事項について
(平成30年3月26日付け社援発0326第8号, 老発0326第8号, 厚生労働省社会・援護局長, 老健局長通知)